

大館郷土博物館研究紀要

火 内

第 19 号

- 秋田県大館市「鳳凰山風穴」の発見と温度観測 …………… 鳥潟幸男・山内常代 …… 1
- 白井晟一設計の「大館木材会館」の価値について …………… 武藤重典 …… 7
- 大館郷土博物館所蔵 小高根家文書・下遠家文書・二ツ屋村相馬家文書 …… 荒谷由季子 …… 19
- 大館佐竹西家の知行形態の考察 (一) —「二ツ屋村相馬家文書」から— …………… 虻川嘉久 … 86(1)

2025年3月
大館郷土博物館

紀要名の『火内』とは、元慶2年(878)に律令国家の史書にはじめて表された大館地方の呼称。「ヒナイ」と読み、蝦夷と呼ばれた人々のことば、おそらくアイヌ語のsat(乾いた)pi(小石)nay(沢・谷川)に起因すると考えられ、中世以降は「比内」と記された。

昭和47年(1972)刊行された大館市史編さん委員会発行の『大館市を知る雑誌火内』の誌名を踏襲した。

秋田県大館市「鳳凰山風穴」の発見と温度観測

Discovery and temperature observations of “Mt. Hououzan Wind Cave” in Odate City, Akita Prefecture

鳥潟幸男^{1,2*}・山内常代²

TORIGATA Yukio¹, YAMAUCHI Tsuneyo

¹ 大館郷土博物館

¹ Odate City Museum

² 秋田北部風穴研究会

² The Northern Akita Wind Cave Study Group

¹ 〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森 1

* 問合せ先: yukio-torigata@city.odate.lg.jp

要 旨

秋田県大館市の鳳凰山中腹で冷気を吹き出す場所が発見され、その地表開口部において地下空隙温度の毎時観測と地表開口部を出入りする空気の流れの向きの観測を行った結果、典型的な冷風穴の特徴を示すことが明らかになった。

夏季の低温の程度および持続期間は長走風穴や片山風穴ほどは著しくないが、年平均温度は松峰風穴と同程度の 4.1℃であった。

Abstract

A site emitting cold air was discovered on the mid-slope of Mt. Hououzan in Odate City, Akita Prefecture. Hourly observations of the subsurface cavity temperature at the surface opening, as well as measurements of the direction of the airflow entering and exiting the opening, were conducted. The results revealed that the site exhibits characteristics typical of a cold wind cave. Although the degree and duration of low temperatures during the summer were not as pronounced as those observed in the Nagahashiri and Katayama wind caves, the annual mean temperature was found to be 4.1℃, which is comparable to that of the Matsumine wind cave.

キーワード: 風穴 鳳凰山 秋田県 大館市

Key Words: Hououzan, wind cave, algific talus slope, cold air, Odate City

1 はじめに

風穴は、山の斜面において地中の空隙から自然の冷風が吹き出し、ときとして夏季に地下水が見られる特異な現象である(清水, 2004)。秋田県内では国天然記念物に指定されている長走風穴が有名であるが、多くの風穴は、地域住民

のごく一部にしか知られておらず位置が不明瞭であることが多い(鳥潟, 2013)。

著者の一人である山内は 2005 年ごろ秋田県大館市にある鳳凰山の登山道沿い(茂内コース)で、夏季に冷気が浸み出ている場所を発見した。その後も登山するたびに冷気を感じていたため、

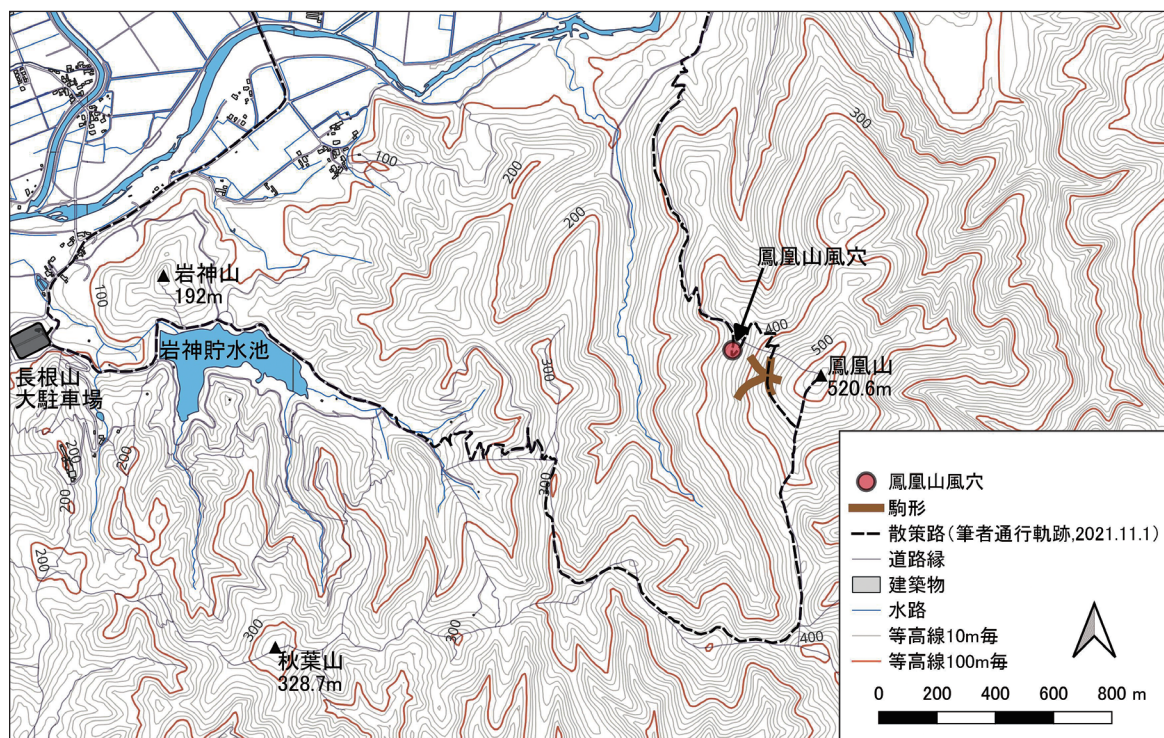


図 1 鳳凰山風穴の位置. この地図は国土地理院基盤地図情報基本項目と数値標高モデル (10m メッシュ) から算出した等高線を用いて QGIS で作成した (<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>). なお, 基本項目の道路線は現況の散策路との相違が大きくて紛らわしいため使用せず, 代わりに筆者が通行した軌跡を散策路として表示した.

2015 年 8 月 17 日, 鳥潟とともにその位置を再確認し, 10 時 50 分に地表付近の地下空隙の温度を観測した. その結果, 外気温が 23.0°C の時, 斜面から吹き出す冷気の温度は 8.4°C であり, 周辺とは明らかに温度環境が異なっていた. 隔離的に分布するこの特異な温度環境は風穴現象によるものである可能性がある. よって, 本研究では, 地下空隙温度や地表開口部における風向を 2 年間観測することにより, 当該地が風穴としての特徴を示すのかどうか明らかにすることとした.

2 調査対象地域

鳳凰山 (520.6m) は秋田県大館市を代表する里山で, 大館盆地の東縁に位置し, その山頂は岩神貯水池の堤防の北端から東へ 2272m のところにある. 大文字焼きで有名で, 年中登山客が絶えない山である.

独立行政法人 産業技術総合研究所の地質図 Navi のシームレス地質図 V2 (<https://gbank.gsj.jp/geonavi/> (2023. 12. 25 閲覧)) によれば, 鳳凰山風穴周辺の地質は, 形成時代は新生代 新第三紀 中新世 後期ランギアン期～トートニアン期で, 岩相は, デイサイト・流紋岩である.

3 調査方法

(1) 風穴の位置

経緯度は, 携帯型 GPS (Garmin GPSmap62S) を用いて計測し, 斜面方位と斜度はスント (SUUNTO) のコンパス MC-2 を用いて計測した.

(2) 風穴の温度および風向の随時観測

2015 年 8 月 17 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に現地を 9 回訪問して風穴開口部の地下空隙温度と風向を観測した. 風穴開口部における風向は, 本稿では, 地上の空気が地表から地下

空隙に吸い込まれていく流れの向きを「内入」、反対に地下空隙の空気が地表から地上へ吹き出していく流れの向きを「外出」として記録した。これは、蚊取線香等の煙がたなびく向きで確認した。

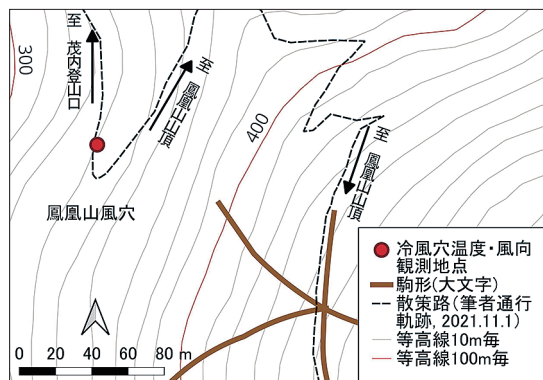


図2 鳳凰山風穴の位置拡大図。

このほか、地下空隙の温度については、2年間にわたる継続観測も行った。夏季に冷気が吹き出ている地表の開口部に、温度計のデータロガー(T&D おんどとり TR42)を設置し、センサー部を地下の空隙(開口部から15cm奥)に固定した。地下空隙温度は2021年8月8日から2023年9月23日まで1時間間隔で記録し、記録された温度値にその後0℃補正を施した。地上気温(外気温)は現地で観測せず、気象庁のアメダス「大館」の観測値を代用した。

4 結果

(1) 鳳凰山風穴の位置、地形、植生

夏季に冷気の吹き出しが確認された場所は、鳳凰山西向き斜面にある「大」文字の第2画目の払いの先より西北西へ水平距離で72m、鉛直距離で55m下ったところである(図1, 2)。崖錐斜面上にある登山道に沿って長さ15m×奥行1mの範囲であった。経緯度、高度、斜面方位、斜度は下記のとおりである。

北緯 40.277255°

東経 140.6177357°

高度 340m

斜面方位 290° (西北西)

斜度 26°

なお、経緯度は、2023年9月23日に計測した5回の平均値を単純平均して求めた。

この場所は崖錐斜面にあり、積み重なる岩屑の隙間から冷気が継続して吹き出していた(図3)。岩屑は青々としたコケ類で覆われ、湿っていた。周辺にはヤマモミジ、ミズナラ、クジャクシダ、シシガシラ、クルマユリなどが見られた。



図3 鳳凰山登山道沿いの冷風穴。2015.8.17撮影。

(2) 冷風穴の温度および風向の観測

2015年8月17日から2023年12月31日にかけて9回観測したので下記に結果を示す。夏季の観測では8回中8回とも風穴の地下空隙の温度が外気より低く、冷気が地中から外に吹き出していた。冬季の観測例は1回しかないが、夏季と同様地下空隙の温度が外気より低かった。風穴の開口部周辺の風向は不明瞭であった。

【観測結果】

2015年8月17日

10:50 風穴 8.4℃, 外気 23.0℃, 冷気外出

2018年7月30日

10:10 風穴 8.1℃, 外気 28.0℃, 冷気外出

2020年6月1日

14:22 風穴 4.8℃, 外気 23.6℃, 冷気外出
2020年8月4日

11:00 風穴 8.8℃, 外気 24.9℃, 冷気外出
2021年8月8日

11:10 風穴 8.3℃, 外気 29.7℃, 冷気外出

2022 年 5 月 23 日

11:10 風穴 3.2℃, 外気 15.7℃, 冷氣外出

2022 年 9 月 19 日

13:20 風穴 12.0℃, 外気 27.7℃, 冷氣外出

2023 年 9 月 23 日

12:50 風穴 12.0℃, 外気 19.2℃, 冷氣外出

2023 年 12 月 31 日

11:50 風穴 0.0℃, 外気 3.5℃, 風向不明瞭

(3) 冷風穴における地下空隙温度の通年観測の結果

① 年平均温度と年変化の特徴

観測された冷風穴の地下空隙温度の年平均値は 2021 年 9 月から 2022 年 8 月までが 4.0℃で、外気より 7.0℃低く、2022 年 9 月から 2023 年 8 月までは 4.1℃で、外気より 7.7℃低かった(表 1)。これは長走風穴の年平均値(2012.9～2013.8 の平均: -0.8℃) や片山風穴の年平均値(2012.9～2013.8 の平均: 1.4℃) より高く、松峰風穴の年平均値(2015.7～2016.6 の平均: 3.9℃) と同程度であった(鳥潟, 2015; 2020)。

表 1 鳳凰山風穴年平均温度。

	2021.9～ 2022.8(℃)	2022.9～ 2023.8(℃)	平均値 (℃)
風穴	4.0	4.1	4.1
外気(大館 アメダス)	11.0	11.8	11.4
温度差	-7.0	-7.7	-7.3

次に、観測された月平均値を表 2, 3 に、時別値の年変化のグラフを図 4 に示す。

表 2, 3, 図 4 によると、風穴の温度は外気の温度と比べて年較差が小さく、冬季は外気と同程度であるが、夏季は外気より著しく低かった。月平均値で比較すると、11～2 月は風穴と外気の温度差は 3℃未満だったが、夏季は風穴が外気より 10℃以上低かった。風穴温度の月平均値は 6 月が 5.9～6.1℃, 7 月が 8.1～8.2℃, 8 月が 8.9～12.0℃であり、外気より 10℃以上低かった。とりわけ 2022 年 7, 8 月と 2023 年 8 月

は 15℃以上外気より低かった。

最暖月は各年とも 9 月に観測され、2021 年 9 月から 2022 年 8 月にかけては 9.9℃, 2022 年 9 月から 2023 年 8 月にかけては 12.3℃であった。これは、地上気温の最暖月である 7 月または 8 月より 1～2 カ月遅く、9 月の地上気温と比較してそれぞれ 9.2℃, および 8.3℃低かった。

表 2 2021 年 9 月から 2022 年 8 月の月平均温度。

	風穴 (℃)	大館アメ ダス(℃)	温度差 (℃)
2021 年 9 月	9.9	19.1	-9.2
10 月	8.8	12.8	-4.0
11 月	5.0	7.4	-2.4
12 月	-0.7	0.8	-1.5
2022 年 1 月	-2.2	-2.5	0.3
2 月	-1.6	-1.7	0.1
3 月	-0.4	2.6	-3.0
4 月	0.2	9.5	-9.3
5 月	2.5	15.5	-13.0
6 月	5.9	19.2	-13.3
7 月	8.1	24.6	-16.5
8 月	12.0	23.7	-11.7

表 3 2022 年 9 月から 2023 年 8 月の月平均温度。

	風穴 (℃)	大館アメ ダス(℃)	温度差 (℃)
2022 年 9 月	12.3	20.6	-8.3
10 月	8.8	12.1	-3.3
11 月	4.5	6.9	-2.4
12 月	-0.7	0.3	-1.0
2023 年 1 月	-2.2	-1.9	-0.3
2 月	-2.4	-0.9	-1.5
3 月	-0.2	5.3	-5.5
4 月	1.1	10.2	-9.1
5 月	4.2	14.6	-10.4
6 月	6.1	20.6	-14.5
7 月	8.2	24.6	-16.4
8 月	9.3	28.2	-18.9

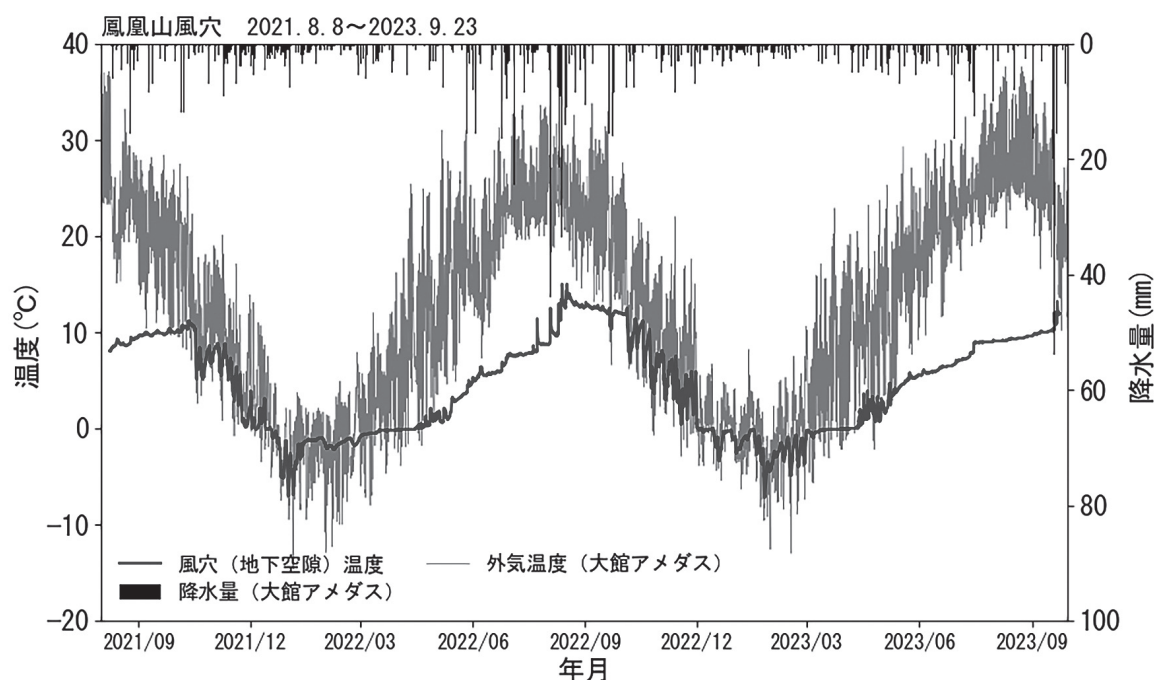


図4 鳳凰山風穴地下空隙温度と降水量の年変化. 1時間毎の観測値をプロットした. 外気温および降水量は気象庁アメダス「大館」による時別値をプロットした.

② 夏季無降水静穏日における日変化の特徴

降水や強風による影響を除外するため、アメダス「大館」で降水量が観測されず、かつ風速の小さい日が5日間続いた2022年7月26日から7月30日までの地下空隙と外気の温度の日変化をグラフにした(図5). これによると、この5日間の地下空隙温度の日較差は各日とも0.0~0.1°Cであり、著しく小さかった. 日較差0.1°Cが記録された日は、3日間あった. わずか

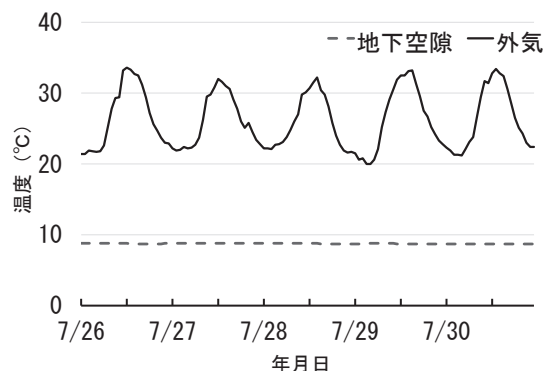


図5 2022年7月26日から7月30日にかけての地下空隙と外気の温度変化.

0.1°Cの上昇と下降であるが、外気の日変化とは対照的に、日中に低くなり、夜間に高くなる傾向が認められた. これらの特徴は岩神風穴の冷風穴で観測された結果と一致した(鳥潟, 2019).

5 考察

本研究により観測された地下空隙の温度変化と風向の特性は下記のとおりである.

- ① 夏季の地下空隙温度の月平均値は地上気温の月平均値より低く、特に盛夏期は15°C以上低かった.
- ② 夏季は地下空隙から地上に向かって冷気を吹き出していた(夏季の観測8回のうち8回とも冷気を外出).
- ③ 夏季無降水静穏日の地下空隙温度の日変化は、地上気温の日変化に同調せず、日較差が著しく小さかった.

斜面下に空気が流動できるような空間があり、その地下空隙温度の日変化が、外気温のそれに明瞭に同調するという事は、外気が地下

空隙に引き込まれているということを示唆し、同調せず日変化が著しく小さいということは、外気が地下空隙に侵入せず、逆に地下から地上に向かって風が吹き続けているか、または地下と地上の間で空気の出入りが無いことを示唆する。本研究による夏季8回の現地観測においては、8回とも地下空隙から地上に向かって冷気が外出していることが確認されている。これは、風穴現象は地下の空気対流により引き起こされているという荒谷(1920)の空気対流説(田中ほか(2004)および鳥潟(2015)がトレーサー実験により実証)に整合するものである。

よって、上述の①～③の特性により、鳳凰山中腹の冷気が吹き出す場所は、典型的な冷風穴の特徴を示しているものと考えられる。この夏季の低温の程度および持続期間は、長走風穴や片山風穴ほどは顕著でないが、松峰風穴と同程度であった。

6 おわりに

本研究では鳳凰山中腹の冷気が吹き出す地点を明らかにして記録した。また、地下空隙温度の毎時観測や地表開口部における風向観測により、この場所が典型的な冷風穴としての特徴を示すことが明らかになった。斜面上方にはこの冷風穴に対応する可能性のある温風穴の情報もあるため、今後の調査に期待したい。

引用文献

- 荒谷武三郎(1920): 風穴の研究. 理学界, 18, 208-213.
- 清水長正(2004): 日本における風穴の資料. 駒澤地理, 40, 121-148.
- 田中博・村規子・野原大輔(2004): 福島県下郷町中山風穴における風穴循環の成因. 地理学評論, 77, 1-18.
- 鳥潟幸男(2013): 消失しつつある長走風穴の冷蔵庫跡現地確認調査(報告). 火内, 11, 54-63.
- 鳥潟幸男(2015): 大館の風穴. 日本の風穴, 清

- 水長正・澤田結基編, 東京, 古今書院, 78-91.
- 鳥潟幸男(2019): 岩神風穴の温風穴の現況確認と風穴斜面における地下空隙温度の変化特性. 火内, 14, 62-73.
- 鳥潟幸男(2020): 松峰風穴の位置および冷風穴の温度変化特性. 秋田地学, 77, 13-20.

白井晟一設計の「大館木材会館」の価値について

武藤重典^{1*}

¹弘前大学グリーンカレッジ

*問い合わせ先:mucho-16@mx91.tiki.ne.jp

要 旨

日本建築史に名を残す建築家、白井晟一が設計した「大館木材会館」は71年余前に建てられた。天然秋田杉の産出で地元製材業の絶頂期だった。完成から18年後に移転建築され、現在に至る。建築史的には、移築後、旧会館から引き継がれたものが混在し面影を残しているが、改変もあり、現状は「一部現存」と考えられる。「活用」を主眼にした移築により「保存」までは至らなかったものの、「温存」された部分も多く、玉石混交の「眠れる価値」を保っており、建設当初の白井作品の姿に再生「復元」できれば価値は磨かれて高まる可能性があると考えられる。郷土史的には、秋田杉の産地繁栄を物語るものであり、郷土の「林業遺産」となる可能性が潜む。また、大火のまちの復興を見守ってきた歩みがあり、郷土の歴史の一端を記す価値ある建物と考えられる。

キーワード：白井晟一、大館木材会館、天然秋田杉、林業遺産、大館大火

1 はじめに

(1)「白井の柱」立つ

戦後の日本を代表する建築家の一人である白井晟一(図1)設計の『大館木材会館』(図2)は、昭和28年(1953)10月に竣工した。建設地は大館市御成町一丁目、建主は「北秋田製材協会」、名称は「北秋田木材会館」だった。



図1 白井晟一(大館で)

大館はかつて天然秋田杉(以下、天杉という)の産地として栄えた。会館はその最盛期に建てられた。建物の真正面に大きな棟付き柱が、天に向かって立っている。その姿は大屋根を支えつつ、この屋根の下で守られているように見える。白井は「柱の建築家」ともいわれる。その白井の柱が会館の象徴として立てられたのである。会館は竣工から18年後の昭和46年(1971)



図2 竣工した「大館木材会館」

に現在地の同市有浦五丁目に移転建築されたが、その柱は引き継がれ面影を残している。

大館は「大火のまち」として知られる。昭和28年(1953)4月に大火が発生したが、この同時期に会館は着工し、被災復興一色の中で工事は進められ、半年後に竣工した。完成から1年7ヵ月後、再び大火が起き、その火の手は会館近くまで迫ったが、会館は辛うじて被災を免れた。その後もこの建物は大火からの復興を見守り続けるという数奇な一面を持つ。

(2)歴史的「価値」問う

会館は、白井の創造への思いが宿る建物である。そして、「天杉の里」の繁栄を物語るとともに

に、「大火のまち」の復興を見届けた建物である。白井設計のこの建物について、建築史的視点、郷土史的視点から文献を整理し、その価値について明らかにすることを本稿の目的とする。

2 白井晟一と建築

(1) 「哲学の建築家」、その業績

白井晟一(1905～1983)は、京都で生まれた。京都高等工芸学校(現・京都工芸繊維大学)図案科卒業後、ドイツで哲学を学ぶなど「異色の経歴をもつ建築家」である。「記憶に残る作品」を多く残し、そのユニークなスタイルから「哲学の建築家」とも評された¹。

渋谷区立松濤美術館編『白井晟一入門』によると、白井設計の建築作品数は101点で、このうち計画だけで「実現せず」は26点、計画が進み「建築」は75点。そして「建築」のうち「現存」(建築の大枠が保存されているもの)は42点である。秋田県内の作品は23点あり、このうち計画だけで「実現せず」5点、「建築」18点、「現存」は『大館木材会館』を含め12点としている²。

白井の主な受賞歴は、1961年に高村光太郎賞の造形部門(『東京浅草善照寺本堂』、『群馬県松井田町役場』、『秋田県雄勝町役場』などの業績)、1969年に建築年鑑賞、日本建築学会賞、毎日新聞芸術賞(『親和銀行本店』の業績)、1975年に日本サインデザイン賞(『ノアビル』の業績)、1980年に第36回芸術院賞(『親和銀行本店』の業績)などである³。

白井晟一について、羽藤広輔は、「日本の建築史上における、これまでの白井晟一の位置づけ」として、次の3点を挙げている。

- ・エッセー「縄文的なるもの」を書き、民衆の作家として1950年代の伝統論争で存在感を示した建築家
- ・「親和銀行本店Ⅰ期」等に見られるように、見立ての美学により、時代や様式を超えて異質なエレメントを一つの空間に再構成するポストモダニズムの建築家

・「呉羽の舎」等、昭和期住宅史における和風を手がけた代表的建築家⁴

(2) 秋田との縁

湯沢市生涯学習課文化財保護室は、白井の足跡と秋田との縁について『『親和銀行本店』『ノアビル』『渋谷区立松濤美術館』などを手がけた、戦後の日本を代表する建築家の一人(中略)。第二次世界大戦中に家財道具を雄勝地域個人宅に疎開させてもらったことを縁に、旧秋ノ宮村役場、稲住温泉『浮雲(うきぐも)』、離れの『杉亭(さんてい)』『嵐亭(らんてい)』『漣亭(れんてい)』などの設計を手がけ、湯沢市との関係が深まっていきました』と紹介している⁵。

秋田との関わりは昭和23年(1948)、白井が43歳の時からである。義兄の近藤浩一路扱いの画商・旭谷正次郎の紹介で、秋田での文化講演の講師に招かれたのが契機となり、秋田から設計の仕事が次々と舞い込んだ⁶。

(3) 「大屋根」に望み託す

昭和26年(1951)に完成した『秋ノ宮村役場』は、秋田での2作目である⁷。白井は雪国の暮らしに接し、この村役場の設計にやりがいと使命を感じた。白井は、それを次のように綴っている。

秋田の人々は雪をおそれている。しかし雪とたたかう努力もまたわれわれの想像をこえている。(中略)もし自分の仕事を通じてこの地方の人々に明るい冬を過させ、わずかな燃料であたたかい仕事をしてもらえることができるとすれば都会の大きな規模の建物をつくるために働くよりはるかにたのしいことに違いないと思うようになった。(中略)一寒村の役場にすぎないこの小作だが、この地方の人々の将来にとってその希望をしめすささやかな道標ともなり得るならば望外のよろこびである⁸。

白井は冬の暮らしが少しでも快適になればと、克雪の望みをこの「大屋根」に託した。

3 『大館木材会館』の70年

(1) 「秋ノ宮」と似た姿

『大館木材会館』(図3)は、昭和28年(1953)10月に竣工した⁹。白井が48歳の時である¹⁰。



図3 「大館木材会館」

会館は、木造2階建てで延床面積519㎡¹¹。左右対称の切妻型の大屋根や正面のバルコニーなど外観が『秋ノ宮村役場』(図4)とよく似ている¹²。当時の地元製材協会関係者の話による



図4 「秋ノ宮村役場」

と『秋ノ宮村役場』を見て会館の設計を白井氏に依頼したという。「中央の天杉の柱がシンボル。夏涼しく冬暖かな建物だった」¹³。

特徴的な切妻屋根は「連綿と続く白井の代表的な造形要素である」¹⁴。白井昱磨は、これを次のように述べている。

建築家の表現や設計活動の全体に目を向ければ、反覆あるいは変わらないものと変容が浮かび上がる。白井の設計には切妻大屋根は初期から晩年にかけて常に現れた。

(中略) 初期の『秋ノ宮村役場』(1951年)、『松井田町役場』(1956年)、『浅草善照寺』(1958年)が印象的だが、晩年になっても(中略)『懷霽館』(1975年)や『桂花の舎』(1984年)に現れている¹⁵。

『大館木材会館』にもこの白井の「切妻大屋根」がかけられたのである。

(2) 「屋根三尺カット」問題

『大館木材会館』の東側立面図(図5)と外観写真(図6)を見くらべると屋根の軒の長さが左右ともに図面より写真の方がやや短いのが

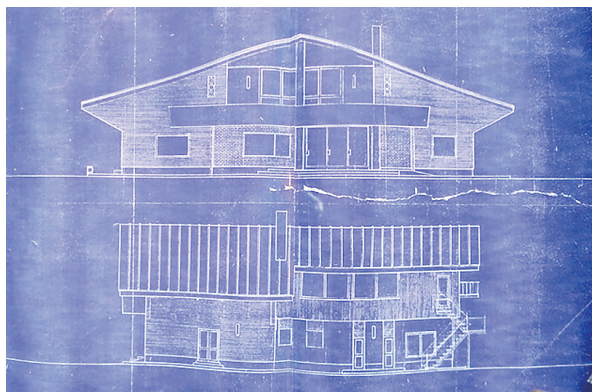


図5 東立面図(上)、北立面図(下)



図6 完成から数年後の「大館木材会館」

分かる。それに伴い、軒を支える斜材を覆う外壁の突き出た部分(三角形)も少し小さく見える。フォルムに少し違いがうかがえる。

「施工業者が、左右に張り出した大屋根のヒサシを勝手に三尺(91cm)ずつ短くした」ために白井が「自作として認めなかった」という逸話が残っている¹⁶。「つまり白井晟一の設計で白井晟一の作品でないという存在である」¹⁷。会館は白井作品といえるのか、この「屋根三尺カット」問題が、評価を二分させた要因の一つと考

えられる。

安原盛彦は、「秋田に計画案，その他で白井の意にそわず完成した建物がある。秋田市立美術館計画（1957），大館木材会館である。白井は自分の作品と認めていない。雄勝町役場を自分の作品と認めている。その差が何かを考えるのも白井が自分の作品をどう考えていたかの手掛かりとなるだろう」「雄勝町役場は実現（1956）したが，透視図とは極端に隔たっている」と指摘している。50件の作品名が並ぶ「白井晟一作品略年表」に『大館木材会館』は載せていない¹⁸。

（3）移築，今なお「現役」

鳥潟宏一の文化財調査演習の報告書によると、『大館木材会館』は，完成から18年後の昭和46年（1971）に御成町1丁目から1キロほど離れた有浦5丁目の現在地へ移築された。構造は「木造軸組工法（2階会議室部小屋組：水平ダイバー使用による合掌）。移築後，平成10年（1998）に電気工事会社「保安産業」を営む現所有者が購入し，社屋兼住居として使用している。「外部内部共改変が激しく特に2階は住居として使用しており旧会議室としての面影は全くない。しかし，この建物が解体を逃れたのは，現持ち主の建物を残したいという強い思いがあったためで，（中略）内部仕切りや外壁側の壁，天井を外せば購入時の状態にすることができるよう改造してある」と述べている¹⁹。建設当時の設計図（図7），新聞記事，市へ保存陳情時の記録などが保存されているほか，造

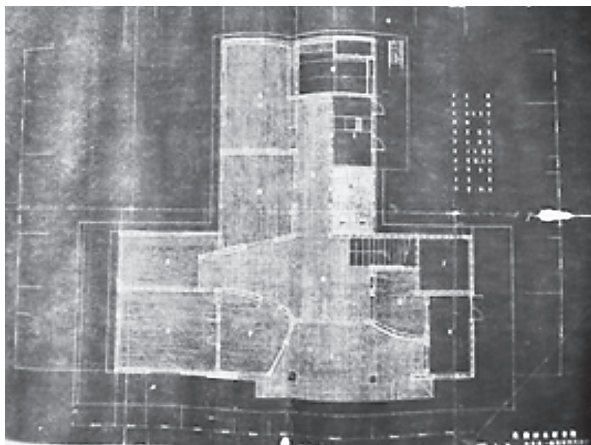


図7 現存する「1階平面図」

り付けのソファ（図8）や白井デザインのテーブル，コート掛けなどが残っている²⁰。

『大館新報』の記事によると，「ボウリング場が建つことになり，会館は取り壊され，昭和45年に有浦5丁目に土地を求めて移転。（中略）現在の会館は，建築面積266㎡，延床面積410㎡の木造2階建て。設計図は地元設計事務所が引いた。敷地の形から建物の幅が旧会館より狭く建てられたといい，内部の間取りも部分的に違っているらしいが，（中略）左右に流れる切妻の屋根，大きく開かれた窓や正面2階のバルコニーなど外観は旧会館の面影を残し，秋ノ宮支所とも似ている」と報じている²¹。

会館の「移転建築工事」設計図（図9）には，



図8 造り付けのソファ



図9 会館「移築設計図」

名称「北秋木材会館」、日付「46. 7」と記してある。敷地に収まらないため、建物の左右が減築され、屋根の長さも短くなったというのが、図面から読み取れる。移築後の会館(図10)には「大館地区製材協同組合」の事務所が置かれていた²²。

現在(図11)も現役である。現所有者の社屋兼住居として利用されている。



図10 移築後の会館



図11 現在の外観

4 「秋田杉の里」に建つ

(1) 山の資源の盛衰

天然秋田杉(図12)の歴史は古く、全国統一した豊臣秀吉が造船や伏見城建築の際、大きく立派な天然秋田杉に着目して、これを献上させた。およそ430余年前の文禄2年(1593)から慶長4年(1599)にかけてのこととされ、大館市周辺部にあたる米代川上流部から伐採された。江戸時代に秋田藩は重要な資源として天然秋田杉を切り出す一方、「国の宝は山なり」として保護・保全を図った。『大館木材会館』が建てられたころの「秋田杉の山」の様子は、昭和21年(1946)以降、戦後復興の資材供給で天

然秋田杉が「増伐」された。同24年(1949)には戦中・戦後の木材統制が解除され、復興の木材需要に朝鮮戦争の特需も加わり、木材価格が高騰した。同30年(1955)ころには秋田県の天然秋田杉の製材業は最盛期を迎えた。高度経済成長期に入り、経済発展とともに木材需要が増大したのである²³。

これに照らすと、『大館木材会館』は、天杉景気に沸いた「秋田杉の里」の絶頂期に建てられた。誇らしい繁栄の証であったと考えられる。しかし、建設後、地場産材の景気はやがて下降へと転じる。大館市内の製材工場数は、昭和40年(1965)をピークに年々減少。木材需要の低迷と外材輸入により、国内の木材産業は、長い不況の道をたどることになる²⁴。

(2) 現存する「天杉遺産」

大館市近隣には天杉を使って建てられた木造建築がいくつか残っている。

『十和田ホテル』は、長倉謙介の設計で昭和13年(1938)秋に完成した。同15年(1940)開催予定だった東京オリンピックへの外国人観光客の来日を見越して建てられた。丸岡一直の『木に未来を-「木都・能代」からの報告』によると「天然杉の銘木価値が十分に発揮されている玄関。(中略)秋田杉を最高度に生かした」施設である。



図12 天然秋田杉の立木

また、『康楽館』は、明治43年(1910)に鉱山の娯楽施設として建てられた木造の芝居小屋で、小坂町が昭和60年(1985)に鉱山からの譲渡を受けて改修、翌61年に再出発した。「建築当時のものは、すべて天然秋田杉で出来ている」²⁵。

さらに、『旧小坂鉱山事務所』は、小坂町にあるルネッサンス風の明治期の建物で、すべてが天然秋田杉造りとされる3階建ての木造の建

物である。しかし、その天杉の伐採、供給は、平成25年(2013)度に終了した²⁶。

天杉は人工では再生できない入手困難な貴重な資源であり、それで造った建物は林業遺産となる可能性がある。大館市は大火のためか、市街地に古い木造の施設がほとんど残っていない。主産地でありながら「秋田杉の里」を象徴するような「天杉遺産」といわれるほどの建物が見当たらないと考えられる。

(3) 会館の柱を「見る」

会館の正面入口に立つ通し柱(図13)は18寸(54cm)角の棟持ち柱で高さは8m近くある。さらに入口右隣の1階部分には16寸(48cm)角の管柱(図14)、内部の玄関ホールには直径12寸(36cm)の丸削りの独立柱(図15)が立っている。

地域資源に詳しい秋田県木材加工推進機構の調べによると、この柱の角材は四面とも板目で、丸材とともに芯持ち柱である。このうち54cm角柱(面取りあり)は、末口直径が約76cmの丸太から採材したと推測している。経年変化を見る限り杉のように見えるが、仕様書に樹種が「檜」と記載されており、設計と施工が異なる可能性があるという²⁷。



図13 会館正面の通し柱



図14 入口右側の柱

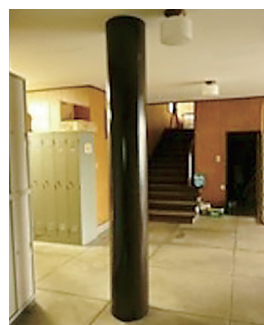


図15 玄関ホールの丸柱

5 大火からの復興

(1) 竣工の前後に大火

大館市は昭和26年(1951)に市制が施行された。市が誕生して間もなく、相次いで大火に見舞われた。市制施行後、5年間に3度の大火発生である。

昭和28年(1953)4月29日に起きた「風呂屋町大火」では、大館公立病院や郵便局、電報電話局、商工会議所など官公庁街を含め被災し、焼失面積49,000㎡、123棟を焼失した²⁸。『大館木材会館』着工も同年4月とされ²⁹、時期が重なる。この大火から半年後の10月、会館は竣工した。大火復興の中で会館建築工事が進められたことになる。

会館完成から1年7ヶ月後、2度目の大火が起きる。『大館木材会館』周辺が被災した。昭和30年(1955)5月3日の「御成町一丁目大火」である。大館市史編さん委員会の『大館市史三巻下』によると「強風にあおられて、たちまち燃えひろがった」。工場、映画館、住家、そして国鉄(奥羽本線)および小坂鉄道の両大館駅などが被災。焼失面積175,973㎡、508棟を焼失した。

さらに、その翌年、3度目にあたる「大館大火」が発生した。これまでの規模を「はるかにこえた大火災である」。昭和31年(1956)8月18日深夜、東大館駅前近くから起きた火災は市の中心部を灰にした³⁰。

(2) 焼失免れる

「第121図 四度の大火の焼失区域」(図16)の上部中央に「昭和30年」の文字があり、その下の線で囲ってある箇所が「御成町一丁目大火」の焼失区域である。『大館木材会館』が建っていた場所は「昭和30年」の「昭」の文字のあたりに位置していた。

「第126図 御成町一丁目大火地区」(図17)は、被災地区を上空から撮ったとみられる。中央のやや右下に見えるT字路の右角に『大館木材会館』の姿が写っているのが確認出来る。背後に焼け野原が広がり、会館も火の粉を浴びた可能



図16 大火の焼失区域



図17 御成町一丁目の大火地区

性があるが、運よく焼失を免れた。大火時は「東南東13^ノの強風」だったという³¹。会館は風下側に位置していたことになるが、その周辺一角は、奇跡的に被災せずに残ったと考えられる。

6 「自作と認知せず」問題

(1) 大火が「屋根三尺カット」生んだ？

「御成町一丁目大火」の様を撮った写真(図18)を一部拡大してみると、『大館木材会館』の裏面が映っている。会館の向こう側には煙が立ち昇り、会館付近には避難する人の姿も見受けられる。建物裏面の外壁は、表面が何かで塗り固められているような仕上がりに見える。外観が似通った『秋ノ宮村役場』の裏面は「反対側(裏面)も柱が強調されたファサードを形成」³²とされるが、『大館木材会館』の裏面外観は単調な作りで、妙に印象が異なると考えられる。

白井晟一は、「構造材のモルタル塗り」について次のように綴っている。

都市の木造小住宅がこの頃は防火地帯と否かとにかくかわらず、殆ど構造材がモルタルでぬりつぶされることが多い。(中略)防火地帯の住宅は、本来不燃材料で造るべきだし、木造の許される非過密地帯でも、構造木材はできるだけ吸湿性の強いモルタルなどで被蔽しない工夫が要る。むれてくさりやすいからである³³。



図18 大火延焼下の会館

高さ	さ	地盤面より屋根葺瓦上端迄二拾八尺九寸
四基	礎	本枕打地盤の上コンクリート基礎
内壁	根	直鉛鍍金、鉄板瓦棟葺勾配三寸
外壁	壁	一部檜板甲板貼り一部ラス下地モルタル塗りア ーマーコート吹付仕上
(内)建物周囲大走り		建物の周囲は図示の如くコンクリート大走りを設く
(内)内部仕上		仕上灰の塗り

図19 外壁「モルタル塗り」と記された仕様書

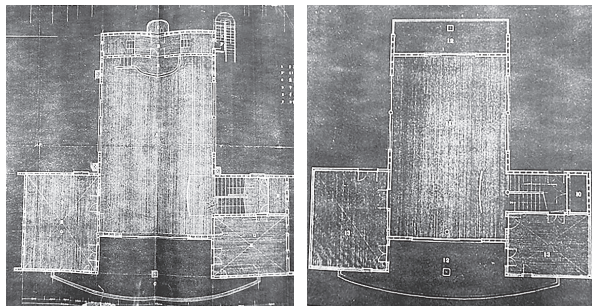
モルタルで塗りつぶされるのを拒んでいるように考えられる。しかし、『大館木材会館』仕様書(図19)に外壁を「一部檜縁甲板貼り一部ラス下地モルタル塗り」と記してある。「一部」とあるものの「モルタル塗り」は、白井の考えとは異なる。拒むはずの物が存在すると考えられる。

完成から数年後と思われる『大館木材会館』(図20)には、ストーブの煙突とみられるL字形の細長い物が、建物の左側から横へ出た後、直角に上方へ折れ、屋根の軒先に接しながらさ

らに上へと延びている。会館の立面図(図5)には屋根から大きな煙突が突き出ているが、外観写真(図6)にはそれがない。また、『大館木材会館』二階平面図(図21)は(1)と(2)が存在し、(1)には右上に外階段が描かれているが、(2)にはない。そして外観写真(図2, 図3, 図18)には、どれも外階段や屋根の突出し煙突の姿は見当たらないのである。



図20 煙突



(1)

(2)

図21 「大館木材会館」二階平面図

「外階段」、「屋根の煙突」が消え、それに代わって「モルタル塗り」、「軒先の煙突」、「三尺カットの屋根」が登場した可能性がある。大火直後なので復興優先、防火強化が図られたと考えられる。大火の影響で予算や資材がひっ迫し、外階段や屋根の煙突が消え、防火で外壁がモルタルへ変更され、大屋根の軒を支える斜材が『秋ノ宮村役場』と違い両端だけと少ないのは、防火上、木部をむき出しにできないため、それにより積雪時の屋根の強度を考えて軒先を短くした可能性がある。

会館完成から3年後の昭和31年(1956)、この建物を紹介した新聞記事が『朝日新聞』の秋田版に載った。その中で「原設計はヒサシがもう三尺ずつ左右に長かったのを施工業者が邪魔にして勝手に短く切った」³⁴と「屋根三尺カット」を報じている。施工業者との間で話し合いが持たれたと考えられるが、「豪雪地帯のため、

白井の理想とするシェイプが必ずしも現地の環境と適合していないことが後年判明することがあった」とされ、何らかの「行き違い」があった可能性を示している³⁵。大火で状況が変わり、慌ただしく対応を迫られる中、「行き違い」が生じた可能性がある。

(2) 白井「ソッポ」は、移築後か

会館竣工の記念写真(図22)が残っている。完成した会館を背にして式典の来賓など関係者が並んで写っている。その最前列中央に白井の姿がある。この席に、白井が駆けつけ、完成を祝ったのは、自作の認識があるからだと考えられる。真新しい大柱の下で誇らしく晴れやかな光景が収められている。この時点では「屋根三尺カット」問題は「行き違い」として収まっていた可能性がある。



図22 白井の姿が写る会館竣工の記念写真

「屋根三尺カット」の新聞記事を書いた浅野徹一郎が、会館の屋根を業者が勝手に短くしたことで「白井氏はソッポを向き、自作として認知しなかったのだ」とさらに書いたのは、新聞記事から20年後の建築雑誌の記事であった³⁶。いつの話かは書かれていない。会館移築後であれば、移築設計図を引いたのは地元建築事務所だし、移築で屋根の軒先がさらに短くなったこともあり、白井が「あれはもう自分の作品ではない」と思った可能性がある。この記事が載った雑誌発行は会館移築の5年後であり、移築後の話と考えることはできる。また、同じ記事の

中の論評で白井の最新作を、会館の姿と重ね合わせながら絶賛しているが、引用しているのは移築前の旧会館の姿である。このことから「認知しない」と白井からソッポを向かれたのは、移築後の姿だった可能性がある。

7 白井の柱

(1)「柱の建築家」

前出の安原は著書の中で、白井の建物の象徴性にふれ、特に初期の建物などの外観に気に掛かる点があるとし、それは「柱が強調されている建物である」と述べている。そして、その構成を示しながら、「柱は象徴的な意味合いが持たせられている。初期の『洋』的建築においても白井は柱の建築家なのである」としている。

また、安原は、この柱の意味を示唆するものとして、日本の神話を収めた『古事記』に登場する「国生み」の柱を紹介している。男女の神が「掘立柱のまわりをめぐるから」交わり、国が生れたとする神話である。「国生み」の柱を巡る行為と、白井の柱にみられる「中心軸を通してアプローチする時、そこを通過するためには柱の廻りを巡らなければ先に行けない」形式とを照らし合わせている。象徴性のある柱を立てるのは、神性や生のエネルギー、支配の象徴を表現するためと考察している。

柱の存在とその象徴性を強調するため「白井の柱は立っているのである。その多くが柱は梁をのせて表現されるのではなく屋根に向かって突き立っている」³⁷という。

会館の正面に立つ大きな通し柱と玄関ホールに立つ丸柱は、どちらも建物の中心軸上にあり、突き立つ大柱、黒光りする丸柱はともに存在感があり、象徴性があると考えられる。そんな「白井の柱」が会館に立てられたのである。

(2)「御立木」級なら「林業遺産」にも

正面の通し柱は、高さ約8mの18寸(54cm)角で、先端の末口部分が直径約76cmの丸太から採ったとみられている。その立木の胸高直径は1mほどと推測され、この大きさの立木を伐採

し、運んで来るのは容易なことではなく、これだけでも価値があるという³⁸。希少な大きさの柱と考えられる。

仕様書には通し柱の樹種が「檜」と書かれているが、「ヒノキの天然分布」は福島県以南といわれる³⁹。目の前は日本三大美林の秋田杉の産地である。この状況から樹種は「杉」の可能性が高いと考えられる。「杉、桧」らしき文字が読み取れる柱の断面図(図23)も保存されている設計図の中に残っている。

「国の宝は山なり」として森林の保護に努めた秋田藩は、特に長大の美しい杉を選び「御立木(おたてぎ)」として保存した。この地、特有の生育環境が100年を超えても成長し続ける特別な杉を産んだ。大館市の長木沢はその宝庫であった⁴⁰。会館の柱が「御立木」級の貴重な杉だったとすれば、「天杉遺産」や「林業遺産」となる可能性がある。

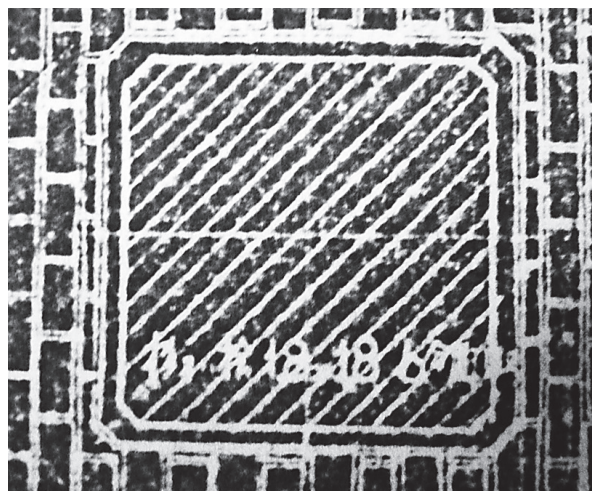


図23 「杉、桧」と読める、通し柱の断面図

8 結論

(1) 白井ゆかり「玉石混交の価値」

会館は移築により建物の一部が姿を変えた。敷地に収めるために減築され、屋根の左右の軒先が短くなった。ただ、特徴である切妻の大屋根、大柱、バルコニーの姿は引き継がれ、移築前の面影を残している。内部にも1階応接室のソファ、和室の造作、階段など旧会館からそのまま、あるいは部分的に移して再利用したと

考えられる箇所が混在する。

移築は「1 Km以上曳家したものである」⁴¹との話もある。また、製材協同組合関係者の話として、有名建築家の設計というのは広く知られていなかったらしく、移転の際に保存、復元という声は聞かれなかったこと、特色ある建物だったこと、愛着があったこと及び旧会館の古材の再利用に同様の形の方が材料の無駄が少なく済むことなどから設計をまねて移転建築することになった⁴²、と報じる新聞記事が残る。建物が収まらない用地への移築では「保存」は不可能である。つまり、旧会館の「保存」ではなく、「活用」を目的した移築だったと考えられる。見方によってはそれが出来る限りの保存手段だった可能性がある。

移転後の会館を「現存」とみるかについては賛否が分かれている。移築により白井作品が損なわれたのは確かであり、旧会館の姿がそのまま「保存」されておらず、「現存」とは断定しにくいと考えられる。では、「現存しない」のかとなれば、白井作品の面影を伝える部分が散見され、「現存しない」とは断定しきれない可能性がある。「現存」でも「現存しない」でもないとするれば、「一部現存」が妥当と考えられる。

また、旧会館の用材を「活用」した移築の結果、多数の物が引き継がれ、「温存」につながった可能性がある。

これらのことから、建築史的には、玉石混交の価値を持つ白井ゆかりの建物であり、白井が自作と認める建設当初の姿に再生し「復元」できれば、「温存」された「眠れる価値」が呼び起こされ、より確かな存在となる可能性がある。

(2) 郷土史の一端を記す

『大館木材会館』は「秋田杉」の恵みがもたらした。高名な建築家が設計した会館の建設は秋田杉の産地の繁栄を、そして移転建築は衰退を物語っており、地元製材業の栄枯とともに歩んだと考えられる。シンボルである大柱は価値ある大きさとされ、これが貴重な「御立木」級の天然秋田杉であれば、会館は「天杉遺産」、「林

業遺産」の可能性がある。会館が建設当初の姿のまま現存していれば、文化財として大切に保存されたと考えられる。一方、会館は「大火のまち」の復興とともに歩んで来た。復興の中で建設され、被災を免れ、その後も再三復興を見届けるという数奇な運命を持つ。これらのことから、郷土史的には、まちの歴史の一端を記す価値ある建物であると考えられる。

謝辞

書く手がかりとなった文献と引き合わせてくれた鳥潟宏一氏、公表へ背中を押していただいた平泉千枝氏、調査結果などを提供していただいた柴田悟氏、薩摩鉄司氏、ご助言をいただいた小池昌平氏、保存資料の提供や現地取材に応じていただいた三浦孝子社長をはじめ、ご協力いただいた方々に感謝いたします。

注

¹ 渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社、2021 p2

² 前出1と同じ、p224-228

³ 前掲出と同じ、p231-232

⁴ 羽藤広輔「白井晟一の活動と伝統論」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社、2021 p66

⁵ 湯沢市生涯学習課文化財保護室(2022)「白井晟一の建築物について」

<https://www.city-yuzawa.jp/site/bunkazai/4765.html> (2024. 9. 6閲覧)

⁶ 前出1と同じ、p230

⁷ 木原天彦「秋ノ宮村役場」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社、2021 p44

⁸ 白井晟一「秋の宮村役場」『無窓』筑摩書房(1979) 晶文社、2010(初出<新建築>1952. 12) p11-12

⁹ 「竣工式は10月17日」に行われた。「北秋田木材會館竣工す」『秋田木材通信』1953. 10. 17. 2面

- ¹⁰ 前出1と同じ, p231
- ¹¹ 「四百坪の面積に百五十七坪のしょうしゃな建物」と報じている。「北秋木材會館落成記念式」『北鹿新聞』1953. 10. 20. 2面
- ¹² 平泉千枝「大館木材会館」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社, 2021 p53
- ¹³ 「故白井氏設計, 今はなく 大館の『旧木材会館』」『大館新報』1991. 1. 1. 6面
- ¹⁴ 木原天彦「桂花の舎」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社, 2021 p176
- ¹⁵ 白井昱磨「白井晟一と二つの塔 懷霄館とノアビル」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社, 2021 p14
- ¹⁶ 平泉千枝「大館木材会館」渋谷区立松濤美術館『白井晟一入門』青幻社, 2021 p53
- ¹⁷ 鳥潟宏一「演習24-1・私が見つけた登録文化財, 旧木材会館(現保安産業社屋)」『平成26年度秋田県ヘリテージマネージャー養成講座実施報告書』, 2015 p75
- ¹⁸ 安原盛彦『白井晟一空間読解—形式への違反』学芸出版社, 2005 p122-123, 173
- ¹⁹ 前出の17と同じ
- ²⁰ 前掲出と同じ
- ²¹ 前出の13と同じ
- ²² 前掲出と同じ
- ²³ 東北森林管理局「仁別森林博物館／天然秋田スギの歴史に学ぶ保護・保存」https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/introduction/gaiyoku_kyoku/nibetu/3_rekishu/index.html (2024. 9. 6閲覧)
- ²⁴ 大館市史編さん委員会「大館市の誕生と発展」『大館市史三巻下』大館市教育委員会, 1986 p884
- ²⁵ 丸岡一直『木に未来を—「木都・能代」からの報告』秋田県木材産業協同組合連合会, 1987 p134-139
- ²⁶ 東北森林管理局(2015)「米代東部森林管理署／署長が語る」https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/koho/tohoku/5_shotyou/h27_10yonesi_rotoubu.html (2024. 9. 6閲覧)
- ²⁷ 2024年4月に公益財団法人秋田県木材加工推進機構の職員が「大館木材会館」を現地調査した。柱の樹種の確定には科学的調査が必要という。拙書「特集 白井晟一再発見, 秋田 大館木材会館, 白井が突き立てた柱が『秋田杉の里』見守る」〈建築ジャーナル〉2024. 8, p28
- ²⁸ 前出の24と同じ, p701-702
- ²⁹ 前出の9と同じ
- ³⁰ 前出の24と同じ, p703-711
- ³¹ 前掲出と同じ, p703
- ³² 前出の18と同じ, p105
- ³³ 白井晟一「試作小住宅」『無窓』筑摩書房(1979) 晶文社, 2010 p17-18 (初出〈新建築〉1953. 8)
- ³⁴ 「新建築拝見-11 大館木材会館」『朝日新聞秋田版』1956. 6. 19. 8面
- ³⁵ 前出の12と同じ
- ³⁶ 浅野徹一郎「白井晟一氏についての断片的ノート」〈S D(スペースデザイン)〉1976. 1. p97
- ³⁷ 前出の18と同じ, p96-110
- ³⁸ 前出の27と同じ
- ³⁹ 林野庁「ヒノキの分布」
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sigoto/pdf/01.pdf> (2024. 9. 6閲覧)
- ⁴⁰ 長岐喜代次『秋田杉への郷愁』東北紙工KK東京工場, 1969 p34, 161, 219
- ⁴¹ 前出の17と同じ
- ⁴² 前出の13と同じ

図表

- ¹ 会館竣工の記念写真に白井晟一が写っているのを, 近年, 会館見学に訪れた白井の親族が見つけた。会館現所有者が保存〔写真〕(2025年2月17日, 筆者複写, 拡大作成)
- ² 「北秋田木材會館竣工す」『秋田木材通信』1953. 10. 17. 2面
- ³ 竣工式の際に参加者へ配布されたとみられている会館の写真。画像データが残っている。鳥潟宏一「演習24-1・私が見つけた登録文化財, 旧木材会館(現保安産業社屋)」『平成26年度秋

田県ヘリテージマネージャー養成講座実施報告書』2015, p75

⁴ 屋根の一部が落下していた。木から落ちた雪で破損したという [写真] (2023年5月27日, 筆者撮影)

⁵ 現所有者が保管している図面の一部 [写真] (2023年5月27日, 筆者撮影)

⁶ 完成から数年経過した会館の外観写真。竣工時(図3)より木が伸び、バルコニーの姿も違う。「故白井氏設計、今はなく 大館の『旧木材会館』」『大館新報』1991.1.1.6面

⁷ 会館建設当初の設計図。現所有者が保管 [写真] (2023年3月18日, 筆者撮影)

⁸ 応接室の造り付けソファは黒い革張りで座り心地がよく、窓からの眺めもよい。大きな通し柱が目前にある [写真] (2024年9月12日, 筆者撮影)

⁹ 移築設計図には「恒谷設計事務所」「46.9.」と記されている。地元の設計事務所が保存していた [図] (2023年3月26日, 筆者複写)

¹⁰ 有浦5丁目へ移築されてから20年ほどたったころの会館の外観写真。屋根や大柱、バルコニーなど建設当初の面影が残る。前出の『大館新報』1991.1.1.6面

¹¹ 「大館木材会館」の現在の姿 (2023年3月18日, 筆者撮影)

¹² 矢立峠の天然秋田杉の立木。天を衝くかのようだ。樹齢300年以上とされる [写真] (2024年6月6日, 筆者撮影)

¹³ 正面に立つ通し柱は会館のシンボル [写真] (2023年3月18日, 筆者撮影)

¹⁴ 玄関の右側外部に立つ16寸角の柱 [写真] (2023年3月18日, 筆者撮影)

¹⁵ 玄関ホール内に立つ丸柱は、鈍く黒光りしている [写真] (2023年3月18日, 筆者撮影)

¹⁶ 「四度」とあるのは昭和43年の「御成町大火」を含む数。大館市史編さん委員会「大館市の誕生と発展」『大館市史三巻下』大館市教育委員会, 1986 p712 [図] (筆者複写作成)

¹⁷ 前掲書, p720 [写真] (筆者複写)

¹⁸ 御成町大火延焼中の模様。中央が「大館木材会館」。建物の裏面が写っている。『大館郷土博物館』所蔵「大館市御成町一丁目大火延焼の現況」[写真] (筆者複写, 一部拡大作成)

¹⁹ 現所有者が保存している会館建設当初の仕様書 [写真] (2023年3月18日, 筆者撮影)

²⁰ 前出の6の一部を拡大 (筆者作成)

²¹ 前出の7と同じ

²² 前出の1と同じ。竣工式当日に撮られたとみられる記念写真を額に入れて飾っている。最前列の中央に白井晟一が写る [写真] (2024年9月12日, 筆者撮影)

²³ 断面図に「杉, 桧」のような文字が見られる。前出の5と同じ

大館郷土博物館所蔵 小高根家文書・下遠家文書・ 二ツ屋村相馬家文書

荒谷由季子^{1*}

¹大館郷土博物館

¹〒017-0012秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森1

*問合せ先: kyodokn@city.odate.lg.jp

要 旨

寄贈された古文書の目録作成と解説を試みた。結果、江戸時代大館の城代から家臣に宛がわれた御判紙や、税を納めたことを証明する皆済目録や物成諸役銀調目録が多数見つかった。それらには「越高」「永久結高」「村割百姓付」など見慣れぬ言葉や、「勘定場」「人役」「村付御証拠」といった目にすることはあってもその内容は未だに明確には分かっていない言葉が随所に見られた。また一つの家からは、過去に例のない形式の文書も確認された。

はじめに

大館郷土博物館では、大館市内及び元市内在住の家から古記録、古文書の類の寄贈を受けている。ただその中で、目録作成及び解説の終わっているのは博物館のできる以前、市史編さん室時代のもので、それも少数でしかない。博物館となってから目録化し、解説も済んでいるものは2019、2021年に大館郷土博物館研究紀要として発表した「早口村高坂家文書」(火内14、15号掲載)のみである。但しこれも全体の総目録は未公開となっている。

今回小高根家、下遠家、ふたやそうま二ツ屋村相馬家、三軒の家の古文書関係資料(主に江戸時代)を整理し、目録作成及び解説を試みた。武家と農家の違いはあるが、今まで明らかにされて来なかった大館の「勘定場」という組織に関するものが共通して見つかった。

他にも大館独自と思われる農政に関する用語が随所に見え、それらはこれまで大館の郷土資料、地方文書に詳しい方々にも解明できていないとのことで、今後の研究にも役立つのではないかと期待している。

※出来るだけ原文と同じ文字を使用した。下遠家では「下遠宋女」と「下遠采女」(どちらもウネメ)及び「當高」と「当高」(とうだか)は同一とみなす。朱、青が使用されているところは、朱印、朱墨、青印と表記した。

小高根家文書について

小高根家については『大館市史』第二巻の656頁に「小高根村柏 ? ~宝暦5年(1755)尊柏と称し、画家であるとともに漢方医でもあった。」(大館市史編さん委員会編、1978)とある。

また『桂城文化と人物』では

小高根村柏は大館城代佐竹義村に召抱へられて藩士となり、高八十七石の給人になった人である。尊柏と号し始め士分にして画をよくしたが、後医をもかねてみた。幼より好んで画を学び相応の画家となつた。大館の画家として最初の人である。宝暦五年七月廿一日歿。(達子編 1961)

となっている。

延宝4(1676)年の町割り図の裏町に「小高根源助」、その後享保13(1728)年の大館城下絵図の同所に「小高根村白」の名がある。これは義村の治世と一致する。

寛政12(1800)年の絵図ではそこは空白になっているが、文政年間(1818~1830)になると、裏町から少し南に下がった向町に小高根源蔵の名を見ることが出来る。そして明治6(1873)年の「大館町番号列戸絵図」には同じ場所に小高根龍太の名がある。

系図が存在しないので、手掛かりとなるのは達子勝蔵編の『桂城文化と人物』(以下『桂城文化』と表記)と『北秋文化と人物』の2冊であるが、それを見ると、村柏の子孫は上記絵図に出てくる源蔵、龍太で間に源治が入る。士分にして医をかねていたと書かれている。ただ龍太に男子がないので、佐藤健助の二男、其二を婿養子にしたが、その死亡後は絶家したとあり、主出家の二男が再興して現在の小高根家になった、と記されている。

このようにして受け継がれてきた家から文書12点、御証抛入(包紙5)、ガラス乾板1点を寄贈していただいた。

『大館を知る雑誌 火内4号』に、石井博夫が「士族卒明細短冊について」というタイトルで、次のように書いている。

るほどである。(石井 1973)

この文章の元となった秋田県公文書館蔵「士族卒明細短冊」とは、明治6年に自身の家系を書き上げ県庁に提出した書類のことで信憑性は高い。龍太の項を見ると、元佐竹義純(のち義遵)の家来であったこと、高が88石8斗4升

元秋田藩士族佐竹義純家人 元高八拾八石八斗四舛四合	養祖父 養父 小高根源蔵 亡	第六大區第五小區向町 士族	改正高現石八石 生國羽後 小高根龍太 印	慶應三年丁卯四月廿五日家督明治四年辛未七月十四日本藩江編入 同年十一月二日當縣貴屬被仰付候

明治6年「士族卒明細短冊」

直臣(組下)は特殊な事情がない限り、改正高二十石以上七十石までを保障されたのに対し陪臣(大館佐竹家臣、十二所茂木家臣)は、最高で十七石である。たとえば大館佐竹家の家族、一族の竹田、小田家なども十七石であり、他は重臣で八十八石の小高根、七十三石の馬場目、戊辰役の隊長狩野徳蔵、馬回りの剣士山田新八郎ら、著名の人びとでも、例外なく八石まで落とされている。この改正高を、組下と比べると、ちょうど足輕(卒)並みの扱いであり、直臣と陪臣の異常なまでの差格に驚きを覚え

4合から8石に落とされていることから、小高根家は藩主直々の家来、給人(組下とも言う)ではなく、家中あるいは陪臣とも呼ばれていた大館佐竹城代の家臣であったことが分かる。そして二人の源蔵が養祖父と養父になっているが、『桂城文化』では村柏の子孫が源蔵でその子が源治、孫が竜太(龍太)となっていた。

大正7年に発行された『大館戊辰戦史附沿革史』(以下『戊辰戦史』)の362頁に明治維新までの大館佐竹城代のお抱え医師であった5組の親子名が載っているが、そのうちの1組に「士分にして醫を兼ね 小高根源蔵 同人子 同源

治」(笹嶋定治編 1973)とあることから源蔵、源治は実在し親子共に武士でありながら医者でもあったことが分かった。源治は後年源蔵の名を襲名したことで短冊のような記述になったのであろう。

この源治に関しては『戊辰戦史』416頁の元治元申子年正月改大館家中分限に、「高87石6斗8升9合 小高根源治」(笹嶋定治編 1973)とあって(1852年御判紙と同)、この時まで改名前であれば御判紙に書かれている源蔵は1代目ということになる。

年代は不明だが、秋田県公文書館所蔵「佐竹九郎家人高扶持取調帳」A O 317—70には「高八拾八石八斗四升四合 小高根龍太」と、代替わりした様子が見て取れる。石高は元治元年より増額していて、それからすれば家臣中、上位に位置している。石井が小高根を重臣としたのはこのことかもしれない。

ただ今回の調査で重臣とする役職名などは確認できず、史料に出てくる源蔵が1代目なのか2代目なのかも不明のままである。

また小高根家が義村に使える以前の動向についても資料が無く今後を待つしかない。

系図が無いので家の出自に紙数を割いてしまったが、文書の内容は極めて興味深く、今まであまり知られていなかった言葉 越[・]高[・]、永[・]久[・]結[・]高[・]、村割百姓付、売高等に注目したい。さらにこれらの言葉が出てくる背景には「勘定場」という役所が関与しているようだが、実態についてはこれも今のところ掴めてはいない。

そもそも武家が武家に己の「高」を売り買いすることは無いはずなのだが、実際に役所がその仲介をしているような文書が存在しているのである。「御勘定場」という役所名の下に「正久」という文字が刻まれた丸印が押されている。

次に示す小高根家文書のリストには源蔵に高を預ける人名を書き入れておいたが、概ね家中、陪臣の武士であり、これは陪臣同士の取引であったことが窺える。また養子に入った佐藤、主出両家も陪臣であった。

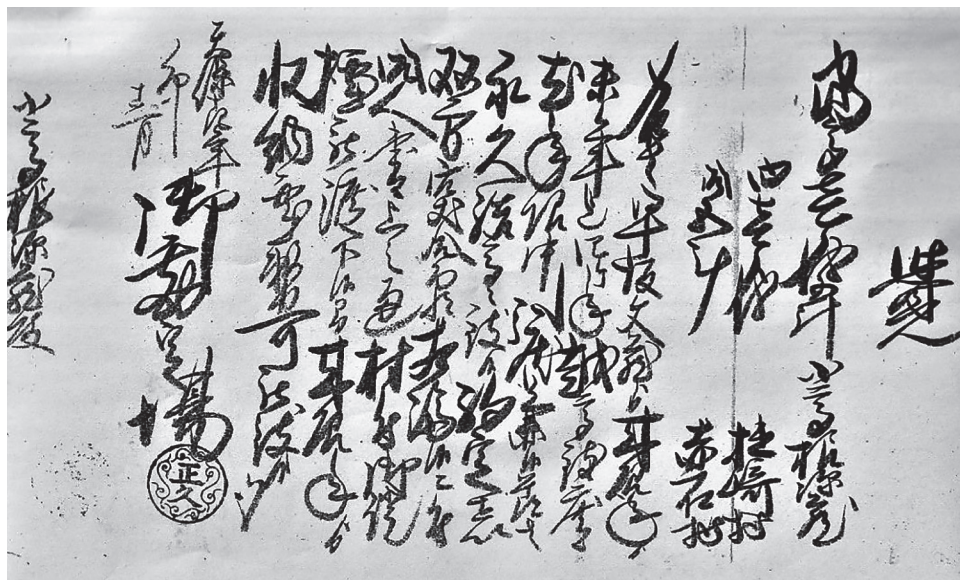
「高売買」と「勘定場」については今後検討していく必要があるだろう。

小高根家文書

No.	項目	資料名	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
1	覚	高五石九斗九升	御勘定場 正久丸印 (以下同)	小高根源蔵	天保7年申6月	1836	継紙	主出今之助 越高、 永久結高、 村附書上
2	覚	当高式石五斗	御勘定場印	小高根源蔵	天保12年丑12月	1841	継紙	山方要人 越高、 永久結高、 村割百姓付
3	覚	当高三石 内壺石式斗五升 脇神村 他	御勘定場印	小高根源蔵	天保14年卯2月	1843	継紙	早坂八郎 越高、 永久結高、 村附御証拠
4	覚	当高三石 内壺石 赤石村、 同式石 櫃崎村	御勘定場印	小高根源蔵	天保14年卯12月	1843	切紙	江幡為吉 越高、 永久結高、 村付御証拠
5	覚	当高壺石五斗 内壺石 櫃崎村 同五斗 赤石村	御勘定場印	小高根源蔵	天保14年卯12月	1843	切紙	早坂文蔵 越高、 永久結高、 村付御証拠
6	覚	当高三石 商人留村 半三郎	御勘定場印	小高根源蔵	天保14年卯12月	1843	切紙	山田國助 越高、 永久結高、 村付御証拠
7	覚	高式拾五石 内式石 根下戸 村 他	御勘定場印	小高根源蔵	弘化5年申正月	1848	継紙	献納致候ニ 付格別之御 沙汰を以新 知
8	覚	当高五石 中村強右衛門 内略七日市 同 略上代野村	御勘定場印	中村強右衛門	嘉永2年酉5月	1849	切紙	小山忠吉か ら奥寺吉長 治へ 越高、 村 附御証拠
9		通用預り五百貫 文 利足月並式 分半二而借用	中村強右衛門 狩野深蔵 下遠兵衛各印	小高根源蔵	嘉永2年酉5月27日	1849	切紙	越高、連印 借主中村
10	覚	当高三石 中屋敷村	御勘定場印	小高根源蔵	嘉永3年戌3月	1850	切紙	山田紋之助 越高、 永久結高、 村附御証拠

11	覚	当高九石七斗九 升六合 内鷹巣村他	御勘定場印	小高根源蔵	嘉永3年戌11月 16日	1850	継紙	蟹澤平四郎 石田政吉 三澤豊吉 早坂八郎賣 高引受 小高根源蔵 へ越高、 村附御証拠
12	(宛行 状)	高八拾七石六斗 八升九合 六ッ成	[佐竹義茂] 黒丸印	小高根源蔵	嘉永5年子6月12 日	1852	継紙	(御判紙) 大館佐竹10 代

小高根家 No. 5



覚

当高老石五斗 小高根源蔵

内老石 櫃崎村

同五斗 赤石村

右者早坂文蔵方、来辰年方

未年迄四ヶ年越高致度、

尤、年限中引戻兼候節者

永久結高ニ致候。約定を以

双方突合願相済候ニ付、

同人書上之通、村付御証

抛被ニ渡下ニ候間、来辰年方

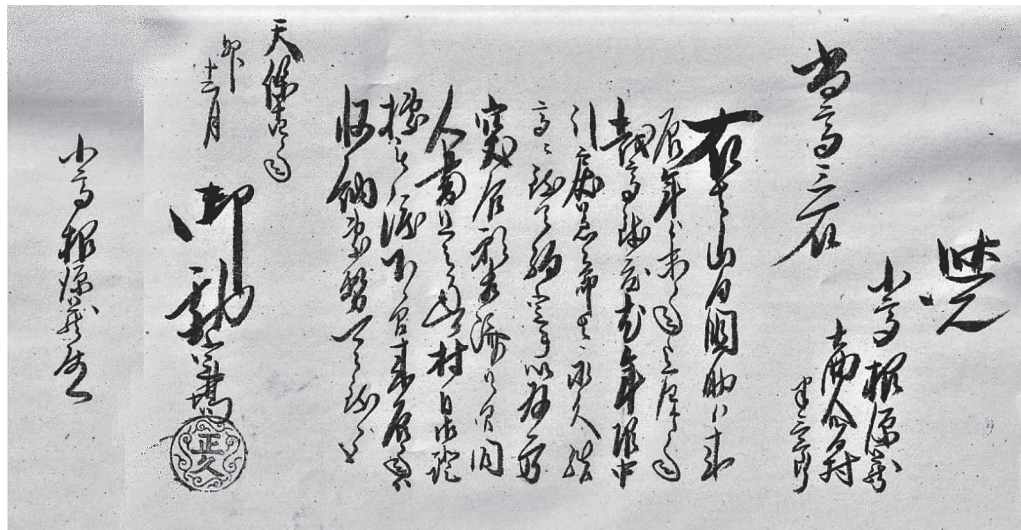
收納處務可レ被レ致候。以上。

天保十四年

卯十二月 御勘定場 ⑩

小高根源蔵殿

小高根家 No. 6



覚

当高三石 小高根源蔵

商人留村

半三郎

右者山田国助方、来

辰年方未年迄四ヶ年

越高致度、尤、年限中

引戻兼候節者、永久結

高ニ致候。約定ヲ以双方

突合願相済候間、同

人書上之通り村付御証

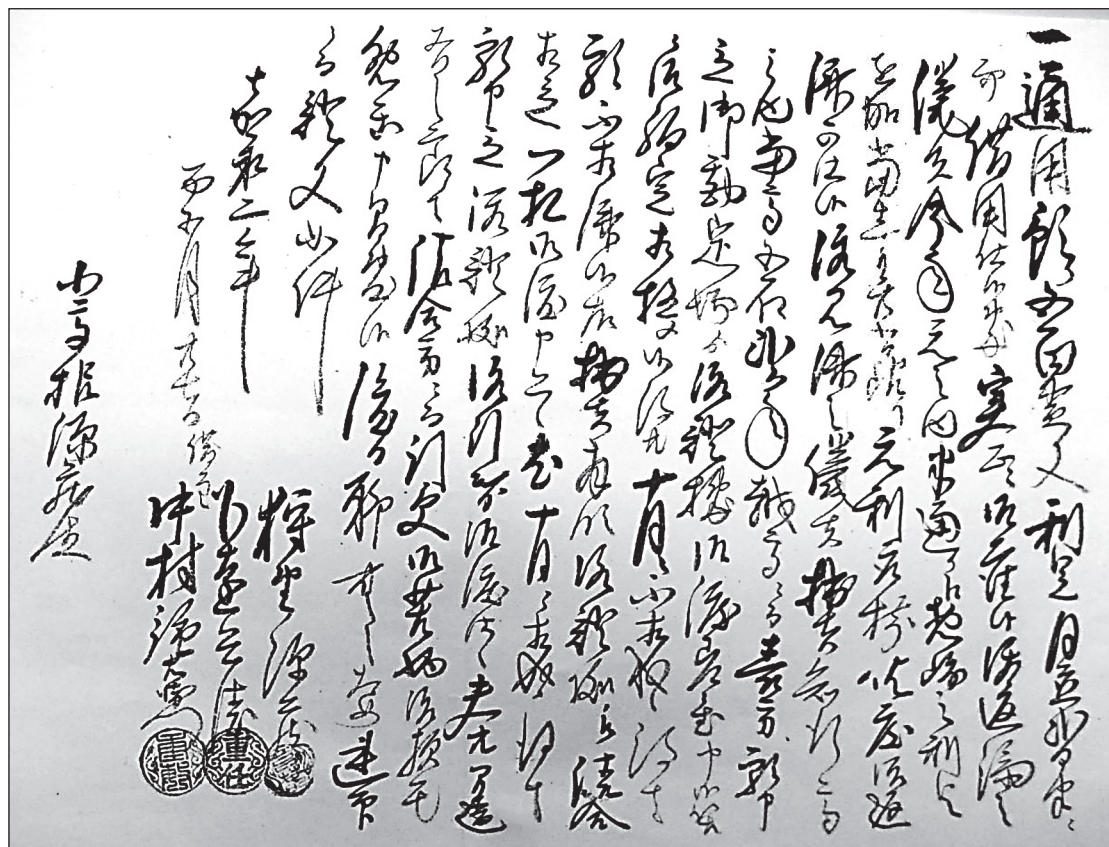
抛被ニ渡下ニ候間、来辰年方

收納處務可レ被レ致候。以上。

天保十四年

卯十二月 御勘定場 ⑩

小高根源蔵殿



一、通用預リ五百貫文、利足月並貳分半^ニ

而借用仕候處実正^ニ御座候。御返済之

儀^者今年元之内半通り^江惣錢之利足

を加、当十二月廿五日限り元利取揃、屹度御返

済可^レ仕候。御見済之儀^者拙者知行高

之内、当高五石式ヶ年越高^ニ表方願申

立、御勘定場方御証拠御渡差置申候筈

御約定相極メ候得共、十月^ニ不相成^一候得^者

願不^ニ相済^一候故、拙者拝領御証拠^江請合

相定、一札御渡申上候。尤、十月^ニ相成候得共

願申立御証拠御引替御渡仕候。夫共間違

有^レ之節^者請合方^ニ引受、御苦柄御損耗

免置申間敷候。後日聊無^レ之ため連印

^ニ而証文如^レ件。

嘉永二年

酉五月廿七日

小高根源藏殿

狩野深藏[㊤]

下遠兵衛[㊤]

借主 中村強右衛門[㊤]

下遠家文書について

家の改修時に発見されたもの。二つの箱の一つには軸などが入り、もう一つの小さな箱に細く折りたたんだ紙がびっしりと詰まった状態で見つかった。

内容は寛永から明治まで長期に渡るもので、下遠家の禄、土地関係、由緒書、系図、各時代の覚書、書状、自身の夢の話などもあって多岐にわたる。

系図には

先祖助兵衛（助兵衛、^{うねめ}宋女または^{うねめ}采女の名を代々継いでいる）

慶長七年常州ヨリ羽州へ遷封之時式部大輔
義成^ニ従而羽劔^ハ下ル
知行高五十五石

とある。

当家の由緒書や系図、その他他家の史料からも下遠家の先祖助兵衛は小場義成と共に騎馬でこの地にやって来た7人のうちの一人であることが分かっている。

常州では上遠野、下遠野という場所に居て、兄の上遠野は横手に行き、弟の下遠野は大館に来て苗字を改め下遠シモトウとなった。資料No.97、102（常州での呼び方は不明だが、現在上遠野は、カドノと読む。茨城ではカトウノ）

下遠家は常陸時代から小場家の家臣であったため、家中、陪臣の身分である。よって御判紙は城代、所預りから発給される。資料No.2は大館佐竹2代（当時は小場姓）の義易からだが、黒ではなく朱印が押されている。

No.46までは主に土地に関する事で、それぞれ備考欄に特徴的な言葉を書き入れた。当高及び高には、六高、五ッ高などがあることを知ることが出来る。また文書発行がやはり「御勘定場」から出ていることを確認した。

資料の中で、「名乗」は名前や花押を檀那寺（下遠家の場合遍照院）に付けてもらった際の書き物だが、文字の画一画に意味がある事が

分かる（資料No.113～121）。

「進上書」は馬や太刀を献上した際の受取書（No.122～128）で「名乗」、「進上書」共に初めて実物を目にすることが出来た。

そして今回注目すべき資料は、No.53の「義宣公様慶長七年七月中当国へ御下国遊ばされ候節」で始まる7丁の綴じ紙の内容である。

表紙が無く、誰がいつ書いたものかは不明であるが、慶長7年のお国替えで佐竹義宣以下常陸から秋田に来た当初のことがかなり詳しく記されている。その中で特に目新しい事として、「部垂給人」と「保内給人」が挙げられる。

元より「部垂給人」に関しては、部垂義元の家来たちが主君を偲んで神社を建て、部垂町という町名も残されていることは、前々から知られてきたが、「保内給人」は極一部で芳内という地名で把握していた人もいたようだが、当館では今回初めて聞く言葉で、茨城の史料館などに問い合わせたところ、おおよそのことは判明した。

保内は土地の名で茨城県の北部、いまの太子町（だいがまち）の周辺を指すようである。

文書にはこう書かれている。（要約）

保内給人は赤坂下総（朝光）にお預け故十二所へ、部垂給人は式部殿（小場義成）にお預け故比内（大館）へ移った。米代川を挟んで、北比内は式部殿御支配、南比内は下総支配とする

これにより十二所の侍は当初茨城北部から来た人たちで、ほぼ給人であったという事が分かった。

この書き物は大阿仁、小阿仁、小森一揆などかなり詳しく書かれているものの、この騒動を鎮めたとされている僧玄性については一言も言及がない。となると玄性の話の根拠はどこにあるのかということになる。

この書き物の信憑性と共に今後この点にも留意が必要であろう。なお下遠家文書、No.53に関しては『大館郷土博物館紀要 火内 第16・17

合併号』(2023)に詳しく載っているので参照されたい。

もう一つ付け加えたいのは、小場義成が大館に移って来た年である。過去慶長13年説と15年説があったが、大館西家文書No.46、佐竹系図に「(慶長)七(年)檜山城主ト成ル／同十五(年)大館ニ移ル」と書かれていることから、15年説を支持してきたが、今回もこの下遠家文書No.53には「慶長十五年ニ(中略)小場式部殿大館之御城江御移被遊候よし」とあり、さらに親戚筋の塩谷家の系図にも「小田城から檜山へ十五年

大館へ御移」とあることから15年説を正式に採用したい。

但し、大館給人杉山氏の子孫から提供された系図数点のうち、大織冠鎌足から始まるものに、「(杉山)長宗一前略 七年御遷府御供羽弼秋田土崎湊居同九年仙北六郷参十四年大館居住後略」の一文があり義成入城の前に大館入りした者たちがいたことが分かる。

ともあれ下遠家文書には、従来知られてこなかった武士の日常のようなことが随所に見られ、硬軟取り混ぜた興味深い文書と言える。

下遠家文書

宋女と采女、當高と當高は同一

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
1	新開	新開之事 一白澤之内	[義易]黒印	小山縫殿 亟	慶安3年12月13日	1650	豎紙	義易・大館 佐竹2代
2		高八拾石	[義易]朱印	下遠宋女	承応2年12月13日	1653	豎紙	義易・大館 佐竹2代
3-1 3-2	新開	新開之事 一川口 村之内 (写し一 枚 3-2)	[義房]黒印	黒沢掃部 下遠宋女	万治3年8月28日	1660	豎紙	義房・大館 佐竹3代
4	絵図	(板沢、川口、大 川、古川敷 辺り の地図)						30×38cm
5		高百石 六ツ成	[義房]黒印	下遠采女	万治3年11月15日	1660	豎紙	義房・大館 佐竹3代
6	新開	中羽立境方 …新 開共ニ	(御判)	下遠宋女	寛文4年12月18日	1664	切紙	
7		川口村之内中嶋 竿入高ニ上ヶ候分	小山縫殿亟 山田藤左衛門 前小屋木工	下遠宋女	寛文10年戌11月 16日	1670	切紙 小	各印
8	覚	此度下遠宋女様 方かす田村喜右 衛門ニ被仰付候ハ	喜右衛門 惣 兵衛 福ノ 介 五右衛門 彦兵衛	小山■兵衛 同源五左衛 門 村山主税 佐賀徳右衛 門	寛文13年2月5日	1673	豎紙	各印
9		高百石 六ツ成	[義房]黒印	下遠宋女	寛文13年2月9日	1673	豎紙	義房・大館 佐竹3代
10	覚	出雲 嫡子 下遠 助兵衛			寛文13年2月9日	1673	折紙 半	庄太拝領分 写し
11		此度長走村御訴 訟申上候而	肝煎 庄右衛 門 老 太郎 左衛門他印	下遠宋女 下遠久右 衛門	延宝元年12月13 日	1673	豎紙	寛文13年9 月改元 → 延宝元年
12		当高五石四斗一 升六合	小山縫殿亟	下遠宋女	延宝8年12月13日	1680	切紙	
13		高百石 六ツ成	[義房]黒印	下遠宋女	天和3年閏5月11 日	1683	豎紙	義房・大館 佐竹3代
14		下遠助兵衛分 六高拾壺石六斗 八合	御勘定場 正久印ナシ	下遠助兵 衛	元禄10年巳10月 22日	1697	継・ 半	元禄10は丑
15	覚	六高壺斗八升九 合 池内村 庄吉	御勘定場印 以下「正久」丸印	塩谷権之 助	元禄14年巳12月 11日	1701	継・ 切	
16	覚	五ッ高三升 加春田村 五左衛 門			享保4年亥 5月17 日ニ被下候	1719	豎紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
17	覚	当高三斗六升九合 糟田 右衛門太郎	御勘定場印	下遠鉄之介	享保4年亥12月21日	1719	切紙	去戌打欠/ 本百姓/ 新百姓
18	覚	本米輕升三石 利足 三步	杉山弥右衛門印 下遠鉄之助印	武石傳八 同 長右衛門	享保8年卯12月22日	1723	豎紙	
19	覚	本錢拾貳貫文利足式歩ニ御取変致...	武石長右衛門印 同傳八印	杉山弥右衛門 下遠宋女	享保10年巳12月晦日	1725	切紙	
20		高三拾六石九斗九升貳合 六ッ成	[義暄]黒印	下遠宋女	享保16年亥11月24日	1731	豎紙	義暄・大館 佐竹6代義村
21		高四拾三石壺斗五升八合	[義暄]黒印	下遠宋女	元文3年午12月21日	1738	豎紙	義暄・大館 佐竹6代義村
22	覚	当高貳石 櫃崎村	御勘定印 (場の文字なし)	下遠宋女	元文3年午12月26日	1738	継紙	袋 御證拠 御返シ高 百姓付
23-1 23-2		寛保三亥九月拾八日之夜明ヶ方ニ 夢見ル其夢ニ曰	下遠重賢		寛保3年亥9月19日	1743	豎紙 切紙	他に 同年 12月、延享2 年正月にも 夢見
24	覚	當高拾九石七斗三升	御勘定場印	下遠宋女	宝暦7年丑8月27日	1757	豎紙	半禄被返 二割御蔵出
25	覚	高拾六石四斗四升壺合	御勘定場印	下遠助兵衛	宝暦9年卯9月15日	1759	継紙	袋 御證拠 下遠采女
26		高八拾石	(義易様御赤印)	下遠采女	明和5年子正月	1768	継紙	
承応2年12月13日に出された義易朱印の御判紙の写し								
27	覚	高拾三石 下遠采女 内貳石六斗二割御蔵出	御勘定場印	下遠宋女	明和7年寅4月7日	1770	継紙	袋 村割/ 御證拠 御返高百姓付
28	覚	高五石	御勘定場印	下遠采女	安永4年未8月5日	1775	継紙	袋 御返し 高 百姓附 下遠采女
29	覚	当高貳石九升六合 出川村 久右衛門	御勘定場印	下遠宋女	安永6年酉8月15日	1777	継紙	
30	覚	高貳石九升六合 出川村 久右衛門	御勘定場印	下遠采女	天明元年丑11月13日	1781	切紙	袋 御證拠 入 下遠采女 悪所引替

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
31	覚	當高三拾七石五斗式升四合 内六合 不足高	御勘定場印	下遠宋女	天明4年辰7月12日	1784	継紙	内六合不足高／残高…／二割高
右者此度本禄ニ而帰參被仰付候ニ付村割を以被下候間								
32		当高三拾七石五斗式升四合 内六合 不足高	御勘定場印	下遠宋女	天明5年巳4月11日	1785	継紙	袋 御證拠
33	覚	高九斗式升六合 糟田村 庄三郎	御勘定場印	下遠宋女	天明6年午9月26日	1786	切紙	因願本形り右村ニて被下候間
34	覚	当高拾石七斗九升九合 右ハ此度御返し高	御勘定場印無	下遠宋女	寛政2年戌9月11日	1790	継紙	右者御返高村割百姓付此度被下候間
35	覚	高五斗四合 山田村 減高／所務高	御勘定場印	下遠九右衛門	寛政3年亥3月24日	1791	継紙	平均御竿被入置候付減高 御割合引残高同村ニ而
36	覚	當高七石七斗九升九合 中野村 治兵衛	御勘定場印無	下遠久右衛門	寛政3年亥4月3日	1791	継紙	袋 御證拠入 下遠久右衛門
37	覚	當高四斗式升六合 山田村 喜右衛門	御勘定場印	下遠久右衛門	寛政3年亥4月21日	1791	継紙	袋 御證拠 下遠采女 平均御竿ニ付減高残
38	覚	高式斗五升 餅田村 与惣兵衛	御勘定場印	下遠久右衛門	丑11月2日 (年代不詳)		切紙	袋 御證拠入 本府人 弥次兵衛分
※この近辺の丑年は、寛政5(1793)か、文化2(1805)、文化14(1817)								
39	覚	當高壺石 片山村 治兵衛	御勘定場印	下遠久右衛門	寛政10年午2月11日	1798	切紙	御代錢拝領 御保米
40		高式拾四石六斗式升 六ッ成	[義隣]黒印	下遠采女	文化10年酉11月28日	1813	堅紙	袋 御判紙 下遠采女 義隣・大館 佐竹9代義幹

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
41		櫃ヶ崎村分 當高九石六斗貳 升六合	中村新太郎 渡部庄八		文化10年酉12月6 日	1813	継紙	半知御返し 分
42	覚	当高貳拾四石六 斗貳升三合 内三合 不足高 御割合分	御勘定場印	下遠宋女	文化10年酉12月6 日	1813	継紙	旧知之内半 禄被下候ニ 付 村割百 姓付被下置 候間
43	覚	當高四石九斗貳 升	御勘定場印	下遠采女	文政4年巳2月	1821	継紙	売高、村割 百姓附
44	覚	高五斗七升五合	御勘定場印	下遠助兵 衛	天保8年酉5月	1837	継紙	引戻、越高、 上り高
45	覚	高五石	御勘定場印	下遠助平	天保8年酉9月	1837	継紙	御売高、御 高繰
46	覚	高四斗九升壺合	御勘定場印	下遠助兵 衛	天保10年亥6月	1839	継紙	御高繰、御 引上、代知
47	覚	給分人遣割之覚	梅津与左衛 門 多賀谷 左兵衛		寛文10年8月3日	1670	竪紙	
48	覚	延享三年寅御國 廻衆御通ニ付上御 足輕町方通町辻 丁間覚			延享3年寅	1746	折紙	
49		御巡見			延享3年	1746	綴	半紙二半横 長5丁
50		秋田史館 御青印	(秋田史館) 丸青印	下遠采女	寛政5年3月	1793	竪紙	
51		秋田史館 御青印	(秋田史館) 丸青印	下遠助兵 衛	文政12年	1829	竪紙	
52	覚	分限書出シ覚	塩谷孫左衛 門		? 午4月1日		継紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
53		義宣公様慶長七年七月中当國江御下国被遊候節...					縦帳 7丁	保内給人 部垂給人
54	覚	下遠助兵衛藤原重紀家筋					縦帳 7丁	古来々下遠羽生互格之家
55	覚	口上之覚 桧山給人惣代	白坂奎之助 吉田弥右衛門		? 10月1日		}	No.55、56は 継紙一枚
56	覚	口上之覚 桧山給人惣代	■■■次左衛門 鈴木市郎右衛門 吉田久右衛門		? 7月29日			
57	覚	境争論 裁許申之付覚					継紙	巻 写し
58		(大坂冬の陣)大坂討死					継紙	巻 写し
59		(大坂冬の陣)今度於					継紙	巻 写し
60		(越後騒動)					継紙	巻 写し
61	覚	武道具之覚					折紙	
62	覚	旅道具覚			延宝7年未12月10日	1679	折紙	61の続き
63		日置流のし 目録一紙		下遠采女	慶応3年	1867	切紙	ヘキ 日置流は弓術の一派
64	覚	宮内又左衛門兩人へ内々承合之覚					継紙	
65	覚	御城之義御尋有之候ハバ			5月		継紙	殿様知行高6千石は6代義村の時代
66	覚	金老歩判	小倉忠右衛門	下遠采女	10月5日		継紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
67		粕田村肝煎作之 丞欠落申候	前小屋木工 小山縫殿丞	■田新左 衛門	3月9日		切紙	
68		仰付候事		下遠助兵 衛他七名	辛未7月24日 (明治4年)		継紙	
69	覚	御国本方馬ニ而御 供衆之覚			寛永17年5月7日	1640	切紙	
70	覚	御国本方馬ニて御 供申覚					折紙	
71		御国替之時御供 致罷下衆			寛永17年	1640	折紙	
72		比内へ御うつり久 保田御馬そろゑ 馬頭			寛永17年5月7日	1640	折紙	
73	覚	檜山御城御番頭 覚			寛永17年5月7日	1640	折紙	
74	覚	御任官被遊候写 之覚			寛永5年亥12月18 日	1628	折紙	寛永5年は 辰、亥は12 年
75	覚	万治貳年六月朔 日殿様御家督御 祝儀ニ御めし出被 下候覚			万治2年6月1日 寛文8年	1659 1668	横長 2丁	大館佐竹3 代・義房
76	覚	明和六歳丑八月 廿五日義休公御 家督御禮被指上ニ 付 一御供覚一	(下遠)重都 花押			1769	折紙	大館佐竹7 代・義休
77	覚	安永二年巳八月 中義邑公御出仕ニ 付屋形様江 一御供覚一	(下遠)重都 花押		(安永2年)巳12月 吉日	1773	折紙	大館佐竹8 代・義種
78		寛政元年酉七月 十七日義種公御 家督御祝 御供			寛政元年7月17日 同28日	1789	折紙	大館佐竹8 代・義種
79	覚	貞享二年丑六月 廿三日清照院様 御出仕之節 御 目見得人数、名			貞享2年丑6月23 日 元禄3年午3月6日 元禄10年丑他	1685 1690 1697 1713 1718	折紙	清照院、大 館佐竹4代 義武 淨智 院、大館佐 竹5代義方

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
80	覚	主殿様御下御目 見得仕候覚					切紙	
81		乍惶書付を以申 上候事	御下衆五拾 老人	前小屋木工 山田七右衛 門 小山縫殿	寛文2年3月14日	1662	豎紙	
82	覚	昨日江幡運藏ニ被 仰下候	下遠佐助	下遠宋女	戌霜月25日		豎紙	
83	覚	私儀去ル卯年帰 参被仰付	下遠助兵衛		6月12日		豎紙	帰参 一部 欠損
84	覚	私親久右衛門代 四拾九石六斗五 升貳合	下遠宋女		(文政元年)寅8月	1818	豎紙	帰参
85	覚	御窺申上候得ハ 被仰渡候覚			寅ノ4月晦日		折紙	
86		寛政三年亥九月 廿八日太刀■代 録レ目指上候処	下遠久右衛 門重都		寛政3年亥9月28 日	1791	切紙	
87	(席次)	席次・席順					折紙	
88	覚	武者大将			酉8月7日		継紙	
89	覚	武者大将			酉8月6日		横長2 丁	
90		細井金五郎様御 供人数					折紙	
91		(細井金五郎他家 紋、幕図)					折紙	
92		松平出雲守様					継紙	
93		御家老役岡本又 太郎					継紙	
94		出羽之内秋田大 館住人	宗福寺	下遠宋女	寛文7年未5月7日	1667	切紙	
95	覚	當二日宗福寺江			8月5日		切紙	
96	覚	為子孫繁昌	医王山遍照 院 法印尊映	下遠鉄之 助重香	享保3年戌10月	1718	豎紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
97	由緒書	私先祖代々常州 龍弧山大塚之家 来ニ			11月26日		豎紙	上遠野 下遠野
98	口上	私先祖助兵衛儀 慶長年中常州方 御遷封之砌	下遠助兵衛		文政11年5月	1828	継紙	
99	口上書 之覚	私共親類塩谷易 之助先祖孫左衛 門代	斉藤金之助 下遠助兵衛		文政11年5月	1828	切紙	
100	口上	私先祖孫左衛門 代	塩谷易之助		文政11年5月	1828	切紙	
101		私先祖小左衛門 慶長七年常州方					切紙	
102	口上	■■者下遠野覚書	前沢又三郎	梅部	2月26日		切紙	上遠野 下遠野
103	口上	私先祖助兵衛儀 常州方	下遠宋女		3月9日		継紙	
104	口上	(私先祖)助兵衛 儀	下遠助兵衛		文政11年子10月	1828	継紙	
105		私 先祖助兵衛慶 長七年	下遠助兵工		明治6年癸酉3月	1873	切紙 小	
106	系図	下遠野系図					継紙	
107	系図	下遠氏 ～明和						横帳11丁
108	戒名	(戒名控)元和6年 申					折紙	
109	戒名	(戒名控)宝暦10 年辰	下遠宋女		文化6年巳4月14 日	1809	折紙	
110	系図	清和天皇～義成					継紙	縦長
111		本銭三匁七百文	源右衛門	宋女			切紙	
112	覚	旧臘藩制御一新 之砌			11月	1869	豎紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
113	名乗	重快 シケヨシ	法印隆弘	下遠久右衛門	延宝元年12月15日	1673	折紙	袋・下遠久右衛門殿楨の字
114	名乗	相生吉 重香チャカウ シケヨシ	性安叟	下遠鐵之助	享保3年戊戌卯月吉日	1718	折紙	
115	名乗	印判注文 名乗重香乃字					切紙	
116	名乗	考韻鏡歸納例 重賢ヨシ	宗福弁銃叟	下遠	元文3年戊午10月吉日	1738	切紙	
117	名乗	伏考韻鏡歸納例 重幸ユキ	勘者弁銃叟		寛保3年癸亥12月5日	1743	折紙	
118	名乗	随貴命考之／索純之例	勘者玄々 斉	下遠鉄之助	延享2年乙丑閏臘吉	1745	折紙	花押
119	名乗	随貴命考之／索純之例	考者玄々 斉	下遠采女	延享2年乙丑閏臘吉	1745	切紙	花押
120	名乗	謹考之韻鑑帰字例 重記シケリ	遍照院住法印尊列	下遠久吉	寛政6年甲寅天8月吉日	1794	折紙	
121	名乗	御判形	醫王山十三乘法印尊列	下遠重記	寛政6年甲寅天8月吉日	1794	切紙	花押
122	進上書	(献上品受取書)	原野定之進	下遠宋女	明和2年酉11月11日	1765	折紙	太刀一腰、馬一匹
123	進上書	(進上品受取書)	飯嶋太助	下遠助兵衛	3月16日		折紙	太刀一腰、馬一匹
124	進上書	(進上品受取書)	渡部正左衛門	下遠久三郎	子ノ極月2日		折紙	太刀一腰、馬一匹
125	進上書	(進上品受取書)	渡部正左衛門	下遠久三良	丑ノ極月10日		折紙	太刀一腰、馬一匹
126	進上書	進上	下遠久吉				折紙の半分欠	太刀一腰、馬一匹
127	進上書	(進上品受取書)	原野七郎左衛門	下遠鉄之助	酉8月17日		折紙	太刀一腰、馬一匹
128	進上書	(進上品受取書)	下遠清左衛門	下遠鐵之助	12月15日		折紙	太刀一腰、馬一匹

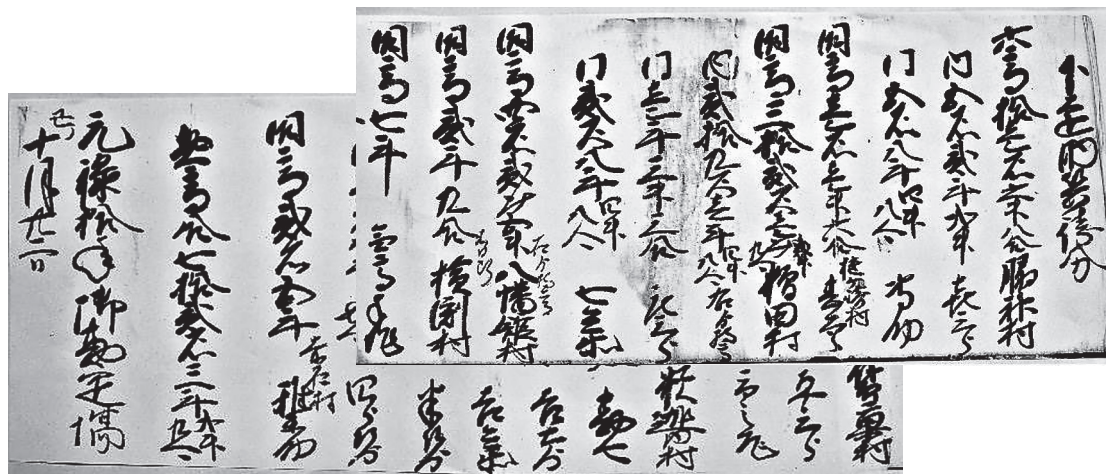
No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
129	書状	(尚々■之通■御内室様■御薬)其以来ハ不得御意候	御役頭	片町(様)	20日		継紙	下遠家は片町にあった
130	書状	真壁拾兵衛書状写	真壁拾兵衛	下遠宋女	卯月24日		一枚	
131	書状	佐竹源次郎殿家督之御札	相(馬)図書頭 叙胤花押	佐竹六郎	10月11日		折紙	
132	書状	昨■ん者罷出	■左衛門	内記	11月13日		小一枚	
133	書状	一筆申越候	義寛 花押	下遠宋女	閏4月29日		折紙	明和3年11月26日以前
134	書状	当一日之日付之	義房 花押	下遠宋女	正月7日		折紙	明和3年11月26日以前
135	書状	佐竹主計死去之由	相(馬)図書頭 叙胤花押	佐竹六郎	11月16日		折紙半分	
136	書状	以手紙致啓上候	(松前御家中)松前内記	下遠宋女 佐賀名兵衛	5月10日		折紙半分継紙	寛政9年11月17日以前
137	書状	(尚々左之養子)一筆啓上仕候	(京都御屋敷處)小倉十左衛門	下遠外楽	11月4日		折紙	寛政9年11月17日以前
138	書状	此鮎拾五おもてへ客人	義■ 花押	下遠宋女	8月27日		折紙	
139	書状	一筆令啓上候	(南部御家中)大湯五左衛門	中川靱負 下藤助兵衛	2月24日		折紙	寛政9年11月17日以前 下藤ママ
140	書状	(尚々同姓午左衛門ニ) 当廿日貴札相届	真壁拾兵衛	下遠宋女			折紙	花押有
141	書状	[尚々上方筋色々]被入御念預貴札	根田治部助	下遠宋女	正月30日		折紙	花押有
142	書状	[]前小屋空殿[]ふ其許何茂様へ為	武石源■兵衛	下遠宋女			折紙	寛政9年11月17日以前

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
143	書状	御用條条明廿九日	大嶋源治	下遠助兵衛 高橋源長	辛未7月28日	1871	継紙	辛未＝明治4年
144		御直書写し	杵原横折		明和3年11月26日	1766	縦帳	5丁
145	覚	一、義易直書一通	下遠久右衛門		寛政9年巳11月17日	1797	折紙	
146		御成当十二日ニ	(佐竹)義易	下遠宋女	9月4日		横帳 2丁	No.144の原本
147	覚	大館肝煎方お申合覚			11月1日		横帳 2丁	
148		維新以来太政官并民部省			壬申1月～4月 (明治5年)	1921	折紙	
149		小手をたなんばんくさり上下ニ	下遠出雲同采女	岩井九郎左衛門			継紙	
150	覚	■石源兵衛大館へ被参候			寛文4年辰閏5月23日	1664	切紙	
151		先刻遣候米扶持米致度	弥右衛門	鉄之助	12月23日		切紙	
152		先年公方様御前江松平陸奥守					切紙	
153		越後之国高田御竿打衆			4月26日		切紙	
154		宅地 畑					切紙	
155		申一月廿七日					折紙	一部切り取り
156		御用之覚		御用人中	3月13日		切紙	2名の病死報告
157		御蔵出来輕升八石被下置候					切端	
158		御法名			嘉永5年子正月27日	1852	切端	大館佐竹9代義幹法名
159		三ツ屋関代 六ツ高壺斗四升壺合	櫃ヶ崎村甚右衛門	下遠宋女			切端	わけ高分三人

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛 名	和 暦	西暦	形態	備考
160		毎月■■■■ニ存候	山田藤左衛門	下遠宋女	11月16日		切端	川口村、指紙
161	覚	古銀六匁八分九厘					折紙	古銀・文銀
162		如仕■雨淋屋					切端	
163	覚	さゝら打鍵之柄 壺本	平山六兵衛	下遠宋女	4月5日		切端	
164		同 八升貳合 四 郎左衛門					切端	
165		書物注文		小倉忠左衛門			継紙 小	
166		(梵字)	下遠鉄之助		享保2年丁酉3月9日	1717	切紙	
167	褒状	献納褒状	秋田県権令 石田英吉	下遠助兵衛	明治9年3月20日	1876	堅紙	
168		責附願	願人 下遠孝之助	秋田怪罪裁判所検事加藤秀男	明治21年4月16日	1888	茶紙	

下遠家

No. 14



下遠助兵衛分

六高拾壹石六斗八合

脇神村

内五石貳斗貳升

喜三郎

同五石八斗四升八合

専助

同高壹石壹升六合

櫃ヶ崎村 甚太郎

同高三拾貳石壹斗貳升九合

粕田村

内貳拾九石壹斗四升八合

右方持高

同壹斗三升三合

庄三郎

同貳石八斗四升八合

七兵衛

右方持高

同高四石貳斗五升

八幡館村

中 略

五石六斗壹升七合

市之丞

同高九石八斗四升

釈迦内村

内壹石八斗八升三合

勘七

同壹石壹斗七升三合

吉右衛門

同貳石九斗五升七合

吉兵衛

同貳石

半左衛門

同壹石八斗貳升七合

四郎左衛門

同高貳石五斗

赤石村 雅樂助

惣高合七拾貳石三斗貳升九合

元禄拾年 御勘定場

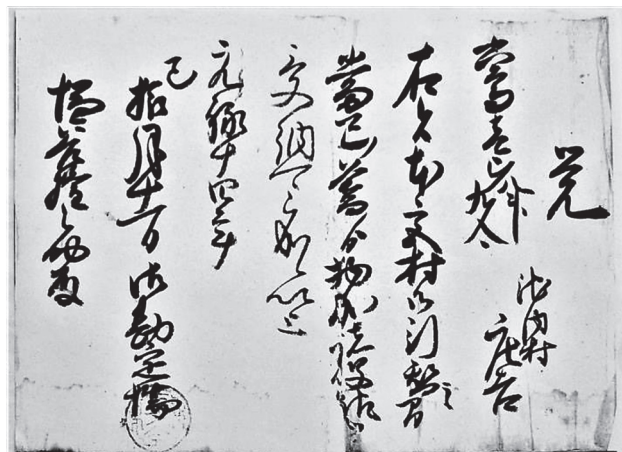
巳ノ十月廿二日

元禄拾年 御勘定場

巳ノ十月廿二日

下遠家

No. 15



覚

池内村

六高壹斗八升九合

庄吉

右者本宮村御引替ニ候間、

当巳ノ暮方物成諸役銀口

受納可レ被レ成候。以上。

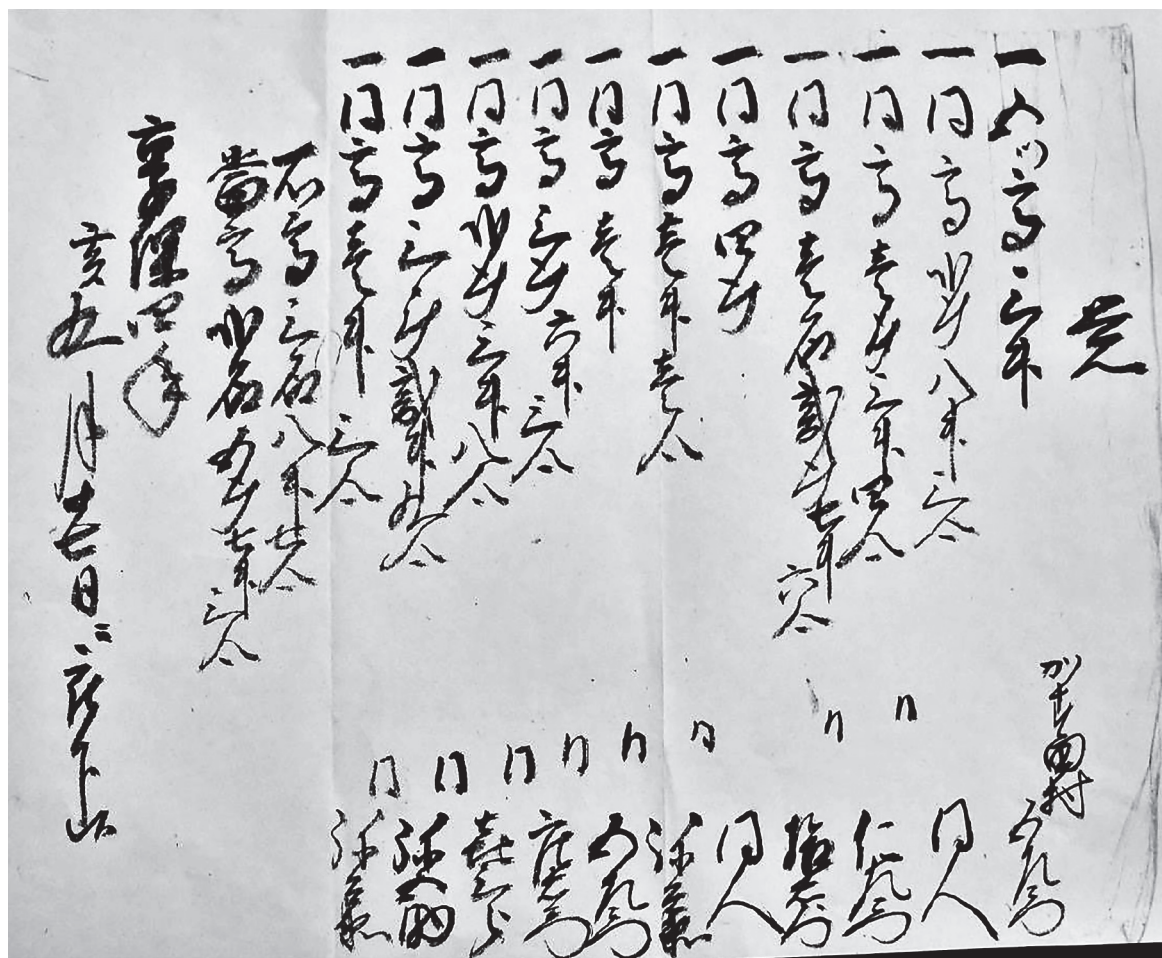
元禄十四年

巳極月十一日

御勘定場

塩谷権之助殿

印



五ッ高	三升	加春田村	五左衛門
同高	式斗八升三合	同人	
同高	壹斗三升四合	同	仁左衛門
同高	壹石式斗七升六合	同	權右衛門
同高	四斗	同人	
同高	壹升壹合	同	弥兵衛
同高	壹升	同	五左衛門
同高	三斗六升三合	同	庄右衛門
同高	式斗三升八合	同	喜三郎
同高	三斗式升九合	同	弥五助
同高	壹升三合	同	弥兵衛
石高	三石八升七合		
当高	式石五斗七升三合		
享保四年			
亥五月十七日	ニ被レ下候。		

仙仙真子

一遊來女

一東藏書一通

一小端戒易本上書一通

石二通估本、文書中筆

新刊 毒心記 藏

東坡先生詩集卷之六

分山定海下沙堤

燈之

庚戌年二月



佐竹石見家人

下遠采女

一、東義寛書一通

一、小場義易朱印書一通

右三通、伝来之文書たる事

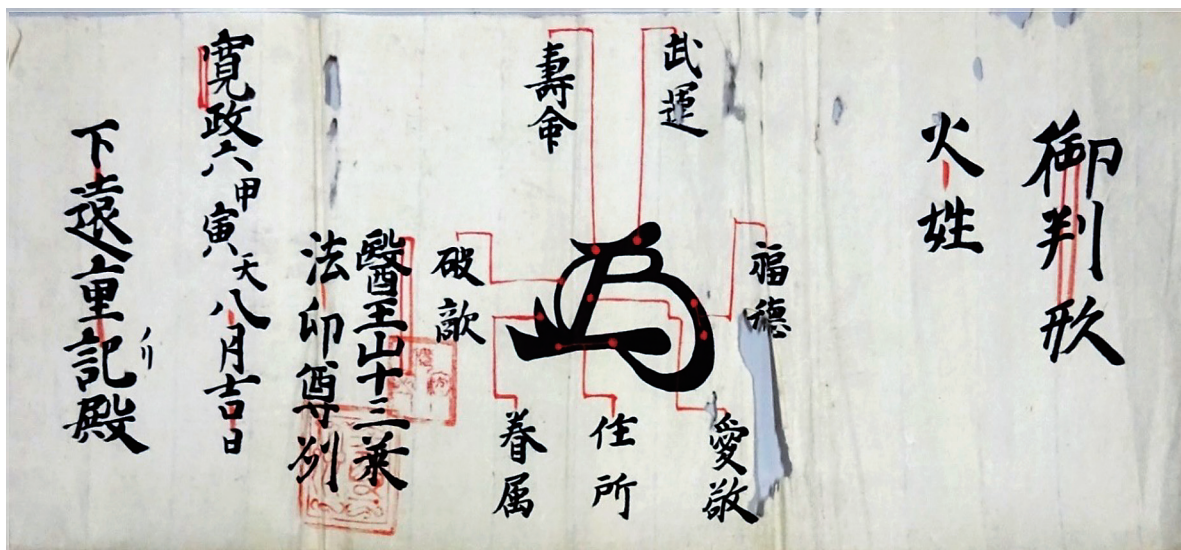
顯然なり。委細御記録江被二戴

置おわんぬ一 訖。○ 向後火災紛失於有之ハ、

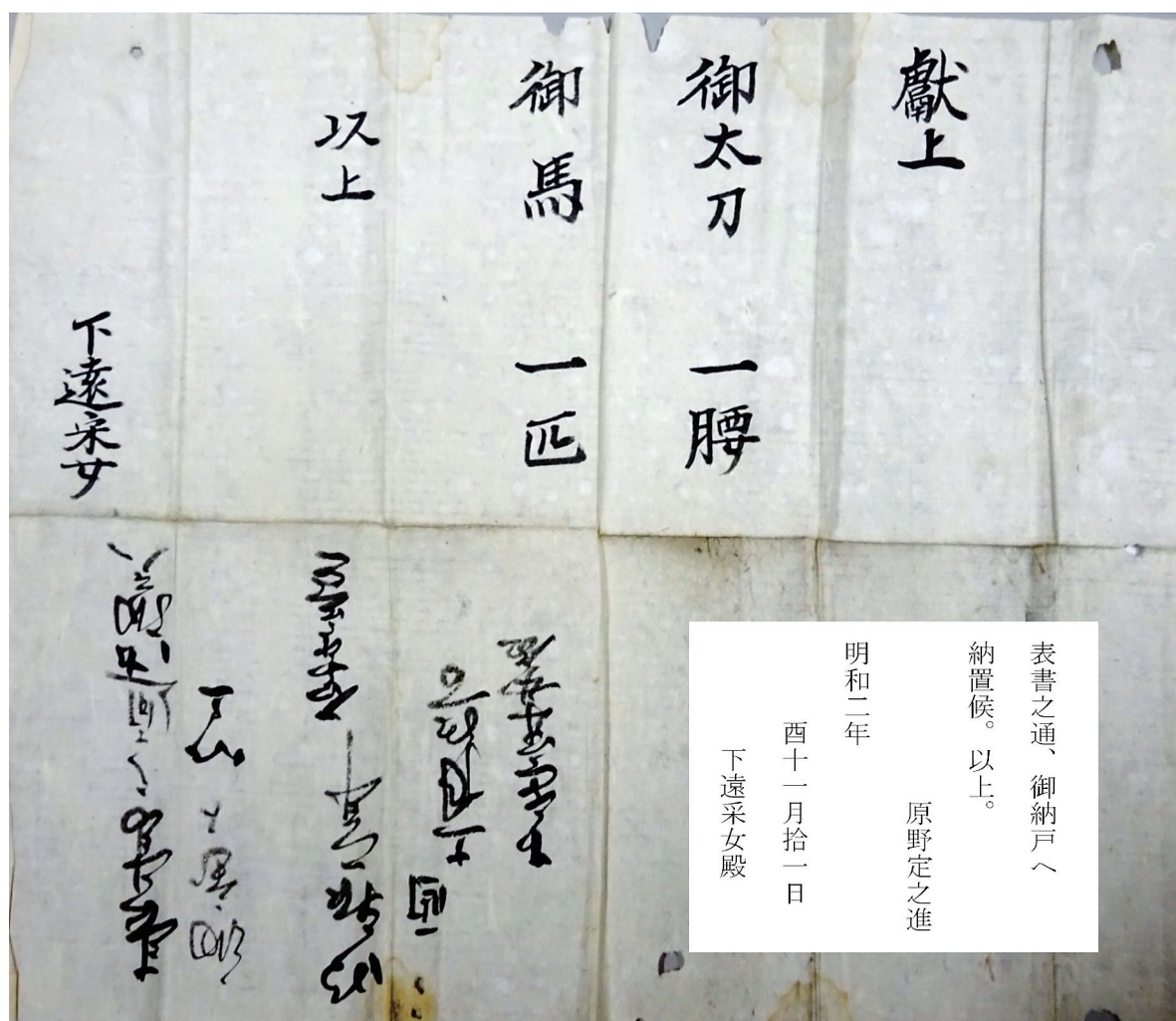
以_一御序_一御写_一拝領可_二備致_一、代々
龜鑑者也。

寛政五年三月日
(秋田史館青印)

下遠家 No. 121



下遠家 No. 122



二ツ屋村相馬家文書について

『長木郷土読本』によれば、(抜粋要約)

相馬家は平家の子孫であって九百年前よりの旧家である。(現在では千年以上前)

祖先相馬捨松平正胤は平将門の愛妾の子で、天慶の乱後当時アイヌが四戸居住していて名がついた四つ屋村で生を受けた。成長して村を開拓したが、天明4年(1784)凶作の為税を納められず四散して村は廃村になった。(四つ屋村は今の茂内より茂内に至る途中にあった。)

捨松の子孫はその後茂内に移り屋号は「四つ屋」という。(達子編 1937)

今回古文書等の寄贈があった家は、別家、相馬和右衛門の家で、やはり『長木郷土読本』では以下のように書かれている。

別家相馬和右エ門は天明四年の凶作で立退きを命ぜらるゝや、東二つ屋に移り曾孫まで四代の間和右エ門を名乗り、其子徳太郎(初代長木村々長)まで二ツ屋に居住したが其子甚助は大館に移り居住、孫良行は目下三嶽小学校校長になってゐる。(1930年当時)(達子編 1937)

家は大館八幡神社の近くで、ここを管理していた人が亡くなり、家を畳むため急きょ博物館が呼ばれ今回の寄贈に繋がった。ただ古文書関係は全体の割合からすれば少数なので、No.が途中から始まっていることはご承知おきいただきたい。

徳太郎、その子甚助は町の名士だったらしく、他の様々な資料でその名を見ることが多い。また甚助はかなりの整理魔?であったようで、多くの資料がすでに分類済みで博物館としては整理時大いに助かった記憶がある。また甚助は二ツ屋村に関した資料を収集していたらしく、6-Iの項目でそれを見ることが出来る。

さて6-IIの項目ではやはり「勘定場」という役所の存在が注目される。小高根家、下遠家と同じ「勘定場・正久丸印」ではあるが、ここではその多くに「大館」が頭に付く「大館勘定場」(印は同じだが御は付かない)となっていて、「御勘定場」と「大館勘定場」の違いも今後考慮しなくてはならない。その為これからは三家以外の文書にも目を配る必要が出てきた。

また資料No.90~146の短冊は何を意味するものであろうか。このような資料は他所では例がないらしいのだが、これについても今後の研究対象となろう。

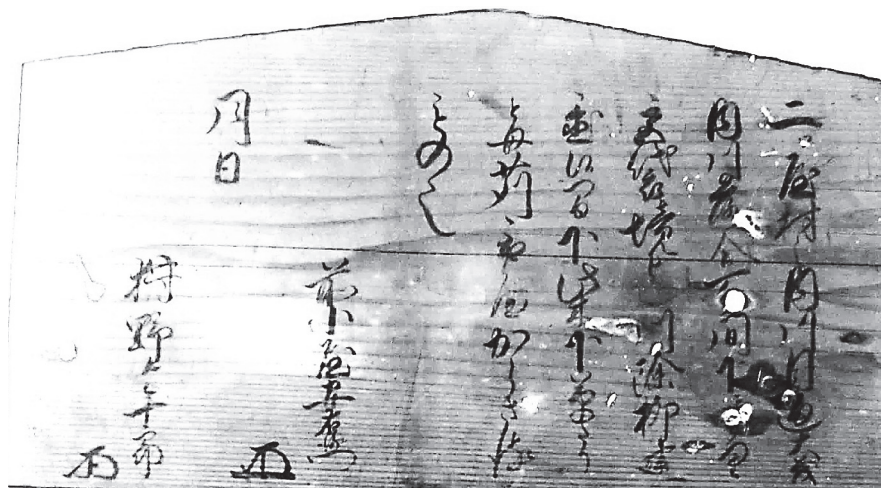
二ツ屋村相馬家文書 6-I

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
1	(御判紙)	六拾五石 六ッ成	[義處三代藩主] 黒印丸	青柳虎之助	延宝4年2月21日	1676		※6-II-2に移行
2	覚	御代官小野崎友右衛門 当高三升七合 達子村御開	御金蔵	青柳源吉	天明7年未7月23日	1787		※6-II-57に移行
3	覚	御代官田崎助之丞 当高八升七合 達子村上地	御金蔵	青柳源吉	寛政6年寅7月8日	1794		※6-II-58に移行
4	覚	御代官田崎助之丞 当高五合 櫃崎村上地	御金蔵	青柳源吉	寛政7年卯7月8日	1795		※6-II-59に移行
5-①	検地帳合本	・秋田郡比内二ツ屋村上地打直御検地帳			宝永8年卯4月9日 (正徳元年)	1711	縦帳	
5-②		・秋田郡比内大館之内二ツ屋村畠返起返御検地帳			享保8年卯10月6日	1723		
5-③		・秋田郡北比内大館町之内二ツ屋村新開検地帳 大和分			宝暦6年子10月22日	1756		
6-①	検地帳写合本	・秋田郡比内式ツ屋村上地打直御検地帳写			宝永8年卯4月9日 (正徳元年)	1711	横帳	
6-②		・秋田郡比内大館町之内二ツ屋村畑返起返り御検地帳			享保8年卯10月6日	1723		
6-③		・秋田郡比内大館町之内二ツ屋村新開検地牒			宝暦6年子10月22日	1756		
6-④		・秋田郡大館町之内二ツ屋村新開検地口帳			明和7年寅閏6月25日	1770		
6-⑤		・秋田郡北比内大館町之内二ツ屋村開起返り新開御検地帳			寛政6年寅11月22日	1794		
6-⑥		・今泉三右衛門支配處秋田郡北比内大館町支郷式屋村開口返り新開御検地帳			享和3年亥4月13日	1803		
6-⑦		・関喜右衛門支配處秋田郡北比内大館町之内二ツ屋村開地返り畠返り新開御検地帳			文化10年酉4月19日	1813		

P	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
6-⑧	検地帳写合本	・蓮沼仲支配処秋田郡北比内大館町之内 東口並又は直打抜地返り二ツ屋開先荒地返り畑返り打立御検地帳			文政8年酉4月29日	1825	横帳	
6-⑨		・小貫東七郎支配処秋田郡大館町之内二ツ屋村地返り口返り打開先口口地返り新開打立御検地帳			天保12年丑8月19日	1841		
6-⑩		・小田内丈助支配所秋田郡比内大館町之内二ツ屋村開先荒地返り口返り新開御検地帳			安政3年辰11月7日	1856		
7	写	大館并五ヶ村草飼願ニ付/右答/口上書写二ツ屋村扣		高橋惣兵衛 佐藤半兵衛 岩堀吉右衛門	享保7年寅9月17日	1722	竖帳	No.7, 11, 26, 31 関連
8	覚	観音講中請払帳			延享3年寅9月21日	1746	横帳	
9	写	御黒印写 大館町肝煎へ下付ノ分 正徳式年御黒印之写	肝煎 五郎 兵衛 嘉左衛門		正徳2年辰3月 (宝暦元年未12月16日)		竖帳	北秋田郡長木村役場用紙を使用
10	覚合本	社木御取調運上書上控 二ツ屋村 他	瀬谷五郎右衛門	関財(才)蔵 他	天明3年卯6月19日 文化3年 天保6年 文政11年 天保4年 天保6年 天保14年	1783 (天明3年) 他	竖帳	頂礼寺
11	(覚)	雪澤山草飼入會御請書	大館町肝煎 石田助右衛門 他	内海市右衛門 鈴木数馬 小室半右衛門	文化8年未9月27日	1811	竖帳	No.7, 11, 26, 31 関連
12	覚	木山日記			文化8年未閏2月28日	1811	竖帳	安政2年写
13	覚	大茂内沢茂内沢草飼入會申定壺紙 釈迦内村	釈迦内村肝煎 四郎 左衛門 他	大館町仮肝煎 石田新 左衛門 他	文化12年亥7月	1815	竖帳	6丁
14	覚	乍恐書附を以奉願上候御事 茂内村			文化7、8 宝暦5、8 寛政10他	1810	竖帳	写 表紙なし 男鹿大地震

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
15	覚	上 大館町枝郷 式ツ屋村	大館町支郷 式ツ屋村地 主彦左 衛門他 長百姓	上	文政2年卯9月	1819	縦帳	8丁
16	覚	御目附様御下向ニ付 写			文政4年巳5月	1821	縦帳	明治43年8月 17日買
17	覚	當村之儀者往古より四 ツ屋村隣郷ニ御座候所			文政8年酉10月10 日	1825	縦帳	3丁
18	覚	(表題欠) 一、同割式百五十八 本	介川八十郎		天保4年巳7月	1833		4丁
19		當戊年名寄帳 式ツ屋村			天保9年10月	1838	縦帳	8丁
20- ①		秋田郡北比内大館町 枝郷ニツ屋村田地欠 込郷普請人足木品もく ろみ	小貫理衛門	郡方吟味役 衆	弘化3年午8月		縦 帳	吉川十郎右 衛門心得 もくろみは、 目に斗
20- ②		秋田郡北比内大館町 支郷ニツ屋村新川堀 替田地欠込包	佐藤時之助	郡方吟味役 衆	嘉永4年亥10月			清水衛門心 得
21	写	御寺定書 ニツ屋村		才丈(様)	文化年中4月11日 先写		縦4丁 に表紙	嘉永7年寅2 月9日写之
22	写	亜墨利加使節対話書			安政4年巳仲冬日	1857	縦帳	昭和13年購 入
23		本田 上り知 大館町	小野崎藤四 郎	郡奉行 小田内丈助	安政5年午	1858	縦帳	
24		青物願 乍恐書付を以奉願上 候事	新助 彦左衛門 和右衛門	小野崎藤四 郎	安政5年午5月	1858	縦 3丁	
25		西蝦夷地マシケ詰 日 記	根本為守		安政6年未正月より 12月迄	1859	縦帳	昭和13年購 入
26		御答書控 式ツ屋 村 乍恐書付ヲ以御答 奉願上候御事	雪沢村肝煎 川田小左衛 門他	大井理一 林源之助 貴志恒之進	安政6年未8月20 日	1859	縦帳	No.7, 11, 26、31 関連
27	覚	郡方吟味役小野崎藤 四郎を以比内大茂内 村より願申上	宮藤七郎右 衛門 黒子寛蔵 長瀬右門	志賀猪三郎 支配処吟味 役	安政7年申正月	1860	縦帳	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
28		御内高御調帳 二ツ屋村	二ツ屋村肝 煎彦左衛門 他	上	文久2年戌11月	1862	縦帳	3丁に表紙
29		申會為取替一札 下代野村 取替手形之吏	下代野村地 主 与治衛 長百姓	二ツ屋村地 主 長百姓	文久3年亥7月	1863	縦帳	2丁
30	写	秋田郡南北比内村々 中略 惣有米取調帳写		大館町肝煎 岩沢太治兵 衛 控	元治元年子5月10 日	1864	縦帳	一ノ関平左 衛門 原甚内
31	写 覚	秋田郡大茂内村ゝ頼 申上候	林源之助 高井堅治 斎藤弥助	小野崎藤四 郎支配処吟 味役	慶応元年丑11月	1865	縦帳	No.7, 11, 26、31 関連
32		當五斗米高名 寄帳 二ツ屋村			慶応元年丑5月	1865	縦帳	
33	覚	少属郡村方岡田清之 進を以秋田郡北比内 大茂内村ゝ願申上候	林源之助 宇石三治 土濃塚勝治	根岸直藏扱 処少属郡村 方	明治2年巳12月	1869	縦帳	No.7, 11, 26、31 関連
34	手 記	官軍秋藩士	根本倫治		明治3年庚午2月 24日から同10月 29日迄	1870	縦帳	
35	写	諸書附写 為被口手形之事 御指紙写 等	下代野村地 主与次兵衛 同長百姓口 十郎	二ツ屋村地 主 長百 姓	文久3年他	1863		
36	絵図	測量器の図、地図記載 の雛形						彩色 4枚
37	藩 札	明治戊辰秋田藩札 弘 化元年札						台紙に糊付 け
38		御一字	義隆(二代藩 主) 鑑照院	古内傳九郎	寛文5年乙巳12月			包紙
39		御一字	義格(四代藩 主)天祥院	古内左惣治	宝永4年亥正月9 日			包紙
40		源義経軍粮請求書			文治4年4月			一枚もの2 枚
41	立 札	二ツ屋村之内川目通 大茂内川落合百間よ 里宮袋境迄川除柳植 置候間下柴下草たりと 母刈取遍からさ流毛の 也(全文)	前小屋安右 エ門花押 狩野与十郎 花押		日付なし		板	収蔵庫



相馬家 No. 6-1-41 (立札)

【解説文】

ニッ屋村之内川目通大茂

(里)

内川落合百間下より

(迄)

(?)

宮袋境迄、川除柳植

置候間、下柴・下草たり

(母)

(遍)

(流)

とも刈取へからさる

(毛)

もの也

前小屋安右衛門

(花押)

月日

狩野与十郎

(花押)

二ツ屋村相馬家文書 6－Ⅱ

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
1	指紙写	御指紙写	梅津半右衛門判	羽生縫殿丞	元和3年8月20日	1617	堅紙	
2	(御判・紙)	六拾五石 六ッ成	[義處]黒丸印	青柳虎之助	延宝4年2月21日	1676	堅紙	3代藩主
3	指紙写	御指紙写 大館町之内 二屋村	渋江宇右衛門印判 梅津半右衛門同	佐竹石見 (大館三代義房)	延宝6年午6月22日	1678	堅紙	包紙 (八通之内 二屋村)
4	皆済目録	寅年御皆済目録	疋田太郎右衛門丸印	二ツ屋村肝煎	享保8年卯8月	1723	継紙	
5	物成諸役	辰物成諸役銀調目録	大館勘定場印 以下「正久」丸印	式ッ屋村肝煎	享保10年巳5月14日	1725	継紙	
6	皆済目録	巳年御皆済目録	疋田太郎右衛門丸印	二ツ屋村肝煎	享保11年午9月	1726	継紙	
7	皆済目録	午年御皆済目録	疋田太郎右衛門丸印	式ッ屋村肝煎	享保12年未10月	1727	継紙	
8	皆済目録	申歳御皆済目録	疋田太郎右衛門丸印	式ッ屋村肝煎	享保14年酉閏9月5日	1729	継紙	
9	皆済目録	酉年上り知御皆済目録	小室権之丞丸印	式ッ屋村肝煎	享保15年戌8月29日	1730	継紙	
10	物成諸役	寅物成諸役銀調目録	大館勘定所印	式ッ屋村肝煎	享保20年卯4月20日	1735	継紙	ママ 勘定所
11	物成諸役	辰物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町内式ッ屋村肝煎	元文2年巳4月24日	1737	継紙	
12	物成諸役	巳物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町之内 式ッ屋村肝煎	元文3年午4月19日	1738	継紙	
13	物成諸役	午ノ物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町内貳ッ屋村肝煎	元文4年未4月21日	1739	継紙	
14	物成諸役	未物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町之内 式ッ屋村肝煎	元文5年申4月28日	1740	継紙	
15	物成諸役	酉之物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町之内 式ッ屋村肝煎	寛保2年戌4月21日	1742	継紙	
16	皆済目録	元文三午年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	式ッ屋村肝煎	寛保3年亥5月22日	1743	継紙	
17	皆済目録	元文四未年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	式ッ屋村肝煎	寛保3年亥5月22日	1743	継紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
18	皆済目録	元文五申年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	式ッ屋村肝煎	寛保3年亥5月22日	1743	継紙	
19	物成諸役	去亥物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町之内 式ッ屋村肝煎	延享元年子4月21日	1744	継紙	
20	皆済目録	寛保元酉歳御皆済目録	小田内助右衛門丸印	大館町肝煎	延享元年子5月20日	1744	継紙	
21	物成諸役	子物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	延享2年丑4月21日	1745	継紙	
22	皆済目録	寛保貳戌年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	大館町肝煎	延享2年丑5月16日	1745	継紙	
23	皆済目録	寛保三亥年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	大館町肝煎	延享2年丑5月16日	1745	継紙	
24	物成諸役	寅物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町之内 式ッ屋村肝煎	延享4年卯5月25日	1747	継紙	
25	皆済目録	子年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	ニッ屋村地主	延享4年卯6月	1747	継紙	
26	皆済目録	丑年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	ニッ屋村地主	延享4年卯6月	1747	継紙	
27	物成諸役	卯物成諸役銀調目録	大館勘定場印	大館町内 式ッ屋村肝煎	延享5年辰5月29日	1748	豎紙	
28	返り証文	田地返り證文之吏	佐賀官之助	佐賀小右衛門	延享5年辰7月3日	1748	豎紙	延享5年7月改元→寛延元年人役
29	物成諸役	辰之物成諸役銀調目録	大館勘定場印	ニッ屋村肝煎	寛延2年巳5月17日	1749	継紙	
30	皆済目録	寅年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	ニッ屋村肝煎	寛延2年巳10月	1749	継紙	役人請取大館町本田拂過上
31	物成諸役	午物成諸役銀調目録	大館勘定場印	ニッ屋村肝煎	寛延4年未4月17日	1751	継紙	
32	皆済目録	寛延元辰年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	大館町之内 ニッ屋村地主	宝暦2年申6月	1752	継紙	役人受取大館町本田過上
33	毛引目録	秋田郡北比内大館町之内ニッ屋村差上高當毛引目録	田中市郎左衛門助川清右衛門近藤平九郎各印		宝暦2年申9月20日	1752	継紙	佐竹大和(義村)分

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
34	皆済目録	午年御皆済目録	小田内助右衛門丸印	二ッ屋村地主	宝暦3年酉6月	1753	継紙	役人受取 大館町本 田過上
35	物成諸役	申物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦3年酉6月 6日	1753	継紙	
36	物成諸役	前半欠(物成諸役銀調目録)	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦4年戌6月 13日	1754	継紙	御金役へ上 納 那珂平馬 中嶋丑之助
37	皆済目録	未年御皆済目録	那珂甚左衛門角印	式ッ屋村肝煎	宝暦5年亥6月 27日	1755	継紙	役人請取 大館本田 過上
38	物成諸役	亥物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦6年子5月 12日	1756	継紙	
39	口上書	(乍)恐口上書を以奉 願候御事	式ッ屋村肝煎彦 左衛門 同村 長百姓権兵衛丸 印		(宝暦)6年子4 月17日		堅紙	上部欠損
40	物成諸役	子物成諸役銀調目録	勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦7年丑5月 25日	1757	継紙	
41	物成諸役	寅物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦9年卯5月 3日	1759	継紙	
42	物成諸役	午物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	宝暦13年未5 月21日	1763	継紙	
43	物成諸役	未物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	宝暦14年申6 月12日	1764	継紙	宝暦14年6 月改元→ 明和元年
44	物成諸役	酉物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	明和3年戌5月 26日	1766	継紙	
45	物成諸役	戌物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	明和4年亥6月 2日	1767	継紙	
46	物成諸役	亥物成諸役銀調目録	大館勘定場印	二ッ屋村肝煎	明和5年子4月 20日	1768	継紙	
47	物成諸役	子物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	明和6年丑11 月17日	1769	継紙	
48	物成諸役	丑物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	明和7年寅閏6 月8日	1770	継紙	
49	物成諸役	辰物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	安永2年巳6月 21日	1773	継紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
50	物成諸役	巳物成諸役銀調目録	大館勘定場印	ニッ屋村肝煎	安永3年午7月2日	1774	継紙	
51	物成諸役	午物成諸役銀調目録	勘定場印	式ッ屋村肝煎	安永4年未6月22日	1775	継紙	
52	物成諸役	亥物成諸役銀調目録	御勘定場印	式ッ屋村肝煎	安永9年子9月2日	1780	継紙	
53	物成諸役	子物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	天明元年丑6月3日	1781	継紙	
54	物成諸役	寅物成諸役銀調目録	大館勘定場印	式ッ屋村肝煎	天明3年卯5月3日	1783	継紙	
55	物成諸役	去卯物成諸役銀調目録	大館勘定場印	ニッ屋村肝煎	天明4年辰12月20日	1784	継紙	
56	物成諸役	去辰物成諸役銀調目録	大館勘定場印	ニッ屋村肝煎	天明5年巳6月14日	1785	継紙	
57	覚	御代官小野崎友右衛門 当高三升七合 達子村御開	御金蔵	青柳源吉	天明7年未7月23日	1787	継紙	御金蔵
58	覚	御代官田崎助之丞 当高八升七合 達子村上り地	御金蔵	青柳源吉	寛政6年寅7月8日	1794	継紙	御金蔵
59	覚	御代官田崎助之丞 当高五合 櫃崎村上り地	御金蔵	青柳源吉	寛政7年卯7月8日	1795	堅紙	御金蔵
60	毛引目録	秋田郡北比内大館町之内二屋村差上高當毛引目録	戸沢与右衛門 岡村忠右衛門 小泉七郎右衛門 各丸印		寛政7年卯9月11日	1795	継紙	佐竹石見分(義種)
61	郷普請	秋田郡北比内大館町之内ニッ屋村田地除俣包出シ間之郷普請諸材木杭柴	遠山長四郎 石川藤治 源谷政治	郡方吟味役衆	文化5年辰9月	1808	継紙	橋本甚之丞(郡奉行)
62	毛引目録	秋田郡北比内ニッ屋村指上高當毛引目録	内海市右衛門 諸岡三兵衛 沢部萬蔵		文化11年戌9月	1814	継紙	見高・引高 佐竹石見
63	毛引目録	秋田郡北比内ニッ屋村御蔵入高當毛引目録	内海市右衛門 諸岡三兵衛 沢部萬蔵		文化11年戌9月	1814	継紙	見高・引高 佐竹石見

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
64	郷普請	秋田郡北比内大館町 枝郷二ツ屋村御田地	熊谷舎人	郡方吟味役衆	文政5年午4月	1822	継紙	蓮沼仲 (郡奉行)
65	覚 (毛引)	見高拾四石貳斗五升 八合	中村新太郎丸 印 渡部 健藏丸印	二ツ屋村肝煎	天保4年巳10月	1833	切紙	見高・引 高
66	毛引 目録	秋田郡北比内大館町 之内二ツ屋村指上高 當毛引目録	皆川五左衛門 茂木勘之丞 豊田理左衛門		天保4年巳10月	1833	継紙	見高、引 高 青立印 当捨リ
67	毛引 目録	秋田郡北比内大館町 之内二ツ屋村郡方御 備高當毛引目録	皆川五左衛門 茂木勘之丞 豊田理左衛門		天保4年巳10月	1833	継紙	見高、引 高 青立印 当捨リ
68	(休 高)	一札之事	肝煎 石田新 藏 符 前 伊左衛門 新三郎丸印	二ツ屋村和右 衛門	天保8年酉11 月5日	1837	切紙	三ッ役
69	(流 れ 木)	一札之事	雪沢村肝煎川田 小左衛門 長百 姓権八 孫左衛 門 大館郷宿祐 五郎	二ツ屋むら地 主彦左衛門	天保11月子10 月	1840	継紙	長文
70	(洪 水)	一札之事	大館町肝煎岩沢 作兵衛角印・同 長百姓藤嶋長右 衛門・同三井与 五左衛門・同石 川孫市各丸印	二ツ屋村地主 喜太郎	嘉永6年丑12月	1853	堅紙	半紙の大 きさ
71	覚	覚 小高根源蔵 (給人差上高)	御勘定場 [勘定]四角印	二ツ屋村肝煎	慶応元年丑8 月	1865	継紙	折紙上半 分の大き さ
72	証文	金三文	池内村地主	二ツ屋村肝煎	慶応元年丑9 月14日	1865	切端	
73	受取 証文	当高九斗壺升八合	三浦三右衛門 丸印	二ツ屋村肝煎	慶応元年丑12 月25日	1865	切端	
74	証文	田地永代賣渡證文	伊兵衛	二ツ屋村和右 衛門	天保13年寅12 月28日	1842	継紙	
75	口上 書	乍恐口上書を以奉願 上候御事	二ツ屋村肝煎 彦左衛門丸印	小坂弥惣	12月		堅紙	

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
76	売渡証文	田地賣渡証文之事	田地賣主 式ツ屋村 孫左衛門 当 地地主彦左衛門	(ニツ屋村)和右 衛門	文化6年巳4月 8日	1809	継紙	
77	売渡証文	拙者持田地四人役調 銭拾五貫文ニ相談仕 返り証文ニ而	ニツ屋村孫左衛 門丸印 同村 受合彦左衛門 丸印	(ニツ屋村)和右 衛門	文化13年子2 月22日	1816	豎紙	
78	売渡証文	田地永代賣渡証文吏	田地渡主(ニツ 屋村)吉太郎	(ニツ屋村)和右 衛門	文政2年卯3月 10日	1819	継紙	肝煎彦左 衛門(承認)
79	売渡証文	畑永代賣渡証文吏	畑売主孫左衛 門	(ニツ屋村)和右 衛門	文政3年辰3月	1820	豎紙	肝煎彦左 衛門(承認)
80	売渡証文	屋敷永代賣渡手形之 事	屋敷畠売主孫 左衛門	(ニツ屋村)和右 衛門	文政5年午3月	1822	継紙	当村地主 清左衛門 (承認)
81	売渡証文	畠永代賣渡証文之事	売主ニツ屋村 孫左衛門	ニツや村和右衛 門	(天保4年)巳5 月12日	1833	継紙	三田宗四 郎(承認)
82	売渡証文	田地賣渡証文之事	(ニツ屋村)七 助	(ニツ屋村)和右 衛門	安政元年寅11 月28日	1854	継紙	(式ツ屋村) 肝煎彦左 衛門(承認)
83	売渡証文	田地賣券証文之事	売主 新三郎	式ツ屋村和右衛 門	安政4年巳12 月23日	1857	継紙	肝煎仮役 浜松新八 藤嶋長右 衛門(承認)
84	売渡証文	田地永代賣渡証文之 事	売主(ニツ屋村)彦 左衛門 受合助四郎 七助	(ニツ屋村)和右 衛門	慶応3年卯12月	1867	継紙	八人役貴殿 へ永代売渡
85	物成諸役	酉物成諸役銀調目録			後半欠の為年 代他不明		継紙	羽生七郎 兵衛他請 取有
86	(受取証文)	差上当高五斗此文銀 六匁	石川孫市大型 丸印	ニツ家村孫太郎	慶応元年乙丑 11月	1865	切端	
87	包紙	秋田郡北比内ニツ屋 村 郡方御備ノ差上 ノ 当毛引目録式通 入						包紙の表 書きの一 部か
88	包紙	御指紙写 ニツ屋村						
89	(受取証文)	御歳末鶏壺羽中目形	封前 藤七 大 型角印 ■ ■	式ツ屋村地主	丑11月3日		切端	

以下綴り①、②、③は重ね糊付けされたもの。縦約30cm、横幅は「形態」の項目に数値(cm)を入れた

綴り① 赤字「宝暦帳」 No.91～102

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
90	短冊	免四ツ五分 本高之内六斗壺升八合	安達十郎左衛門 八代角助		正徳3年巳9月 20日	1713	5.0 cm	このみ 宝永帳
91	短冊	免四ツ五分成 本高之内三斗壺升七合	河野七郎左衛門 青柳 四郎左衛門		宝暦9年卯10 月8日	1759	9.5	以下宝暦 帳の記述 有
92	短冊	免四ツ五分成 元高之内六升	川野七郎左衛門 青柳 四郎左衛門		宝暦11年巳9 月22日	1761	9.5	
93	短冊	免四ツ五分成 元高之内壺斗三升九合	根本長右衛門 沼田奎左衛門		宝暦12年午7 月24日	1762	8.5	
94	短冊	免四ツ五分成 元高之内四升	瀬尾理左衛門 青柳忠右衛門 石塚内記		明和7年寅閏6 月16日	1770	10.0	
95	短冊	免四ツ五分成 元高之内式石式斗八 升壺合	杉山三太郎 戸沢与右衛門 瀧沢熊吉		寛政元年10月 1日	1789	11.5	
96	短冊	元高之内四升	沼田正親		寛政6年寅4月 19日	1794	5.5	
97	短冊	本高之内五斗八升	坂元吉五郎 仁平市左衛門 槇尾牧太		寛政6年11月 21日	1794	9.5	
98	一紙	秋田郡北比内大館町 之内二ツ屋村開起返 打立御検地一紙	高井十右衛門 国井藤之丞 加藤老之助		寛政11年未5 月5日	1799	28.5	
99	短冊	免四ツ五分成 元捨高之内五斗六升 七合	高井重右衛門 国井藤之丞 加藤老之助		寛政11年5月5 日	1799	9.5	
100	短冊	秋田郡北比内大館町 支郷二ツ屋村開起返 り打立御検地一紙	大和田忠蔵 熊谷新右衛門 平元又八		享和2年戌4月 28日	1802	10.0	
101	一紙	免四ツ五分成 佐竹隆之介 分 元捨高 之内式斗七升三合 開	大和田忠蔵 熊谷新右衛門 平元又八		享和2年4月28 日	1802	28.5	
102	短冊	元高之内式升三合	関勘左衛門 内海市右衛門 次田形右衛門		享和3年4月13 日	1803	10.0	

綴り② 赤字「享保帳」 No.103～114

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
103	短冊	免四ツ五分成 本高之内壺斗壺升壺 合 開起返り	吉田清兵衛 石井徳右衛門 竹内友之丞		享保14年酉4 月27日	1729	11.0 cm	以下享保 帳の記述有
104	短冊	免四ツ五分成 元高之内式斗三升三 合 開起返之内	小松三左衛門 田中市之助 土屋左平次		元文3年9月24 日	1738	11.0	
105	短冊	免四ツ五分成 本高之内式石八斗七 升式合 本田代 開	泉市右衛門 瀬尾理左衛門		寛延4年未10 月10日	1751	10.0	寛延4年10 月改元→ 宝暦元年
106	短冊	免四ツ五分成 本高之内七升式合 当寅年方石砂理 永 捨り	瀬尾理左衛門 石井兵右衛門 青柳四郎左衛 門		宝暦8年寅9月 4日	1758	11.0	
107	短冊	免四ツ五分成 元高之内三升五合 開起返	小野左内 小泉七郎右衛 門 小松弥八郎		宝暦8年9月22 日	1758	11.0	
108	短冊	免四ツ五分成 本田 代 本高之内 式斗式升六合 開	川野七郎左衛 門 青柳四 郎左衛門		宝暦9年卯10 月8日	1759	11.0	
109	短冊	免四ツ五分成 本高之内式斗六升壺 合 開起返り	次田形右衛門 近藤平九郎 大川多左衛門		宝暦13年10月 2日	1763	9.5	
110	短冊	元高之内五合／当高 四合 跡方田ニ成ル 本高同所ニ而返ス 出目別帳有り	瀬尾理左衛門 青柳忠右衛門 石塚内記		明和7年寅閏6 月16日	1770	5.5	
111	短冊	免四ツ五分成 本高之内式斗三升九 合開	石川清治 中川平右衛門 大和田兵吉		安永7年10月 15日	1778	10.0	
112	短冊	免四ツ五分成 本田 代 元高之内 九斗七升壺合 開	杉山三太郎 戸沢与右衛門 瀧沢熊吉		寛政元年10月 1日	1789	11.0	
113	短冊	免四ツ五分成 元捨高之内四斗四升 八合 迹方起返り成 ル 打立別帳有り 寅 のしらべ	坂元吉五郎 仁平市左衛門 槇尾牧太		寛政6年11月 22日	1794	10.0	
114	短冊	免四ツ五分 本高之内七斗九升 亥方川欠道下共ニ成 永捨り	戸嶋藤兵衛 村上三郎兵衛 湊傳内		享保4年亥4月 9日	1719	11.5	

綴り③ー1 赤字「宝永帳」

No.115～146

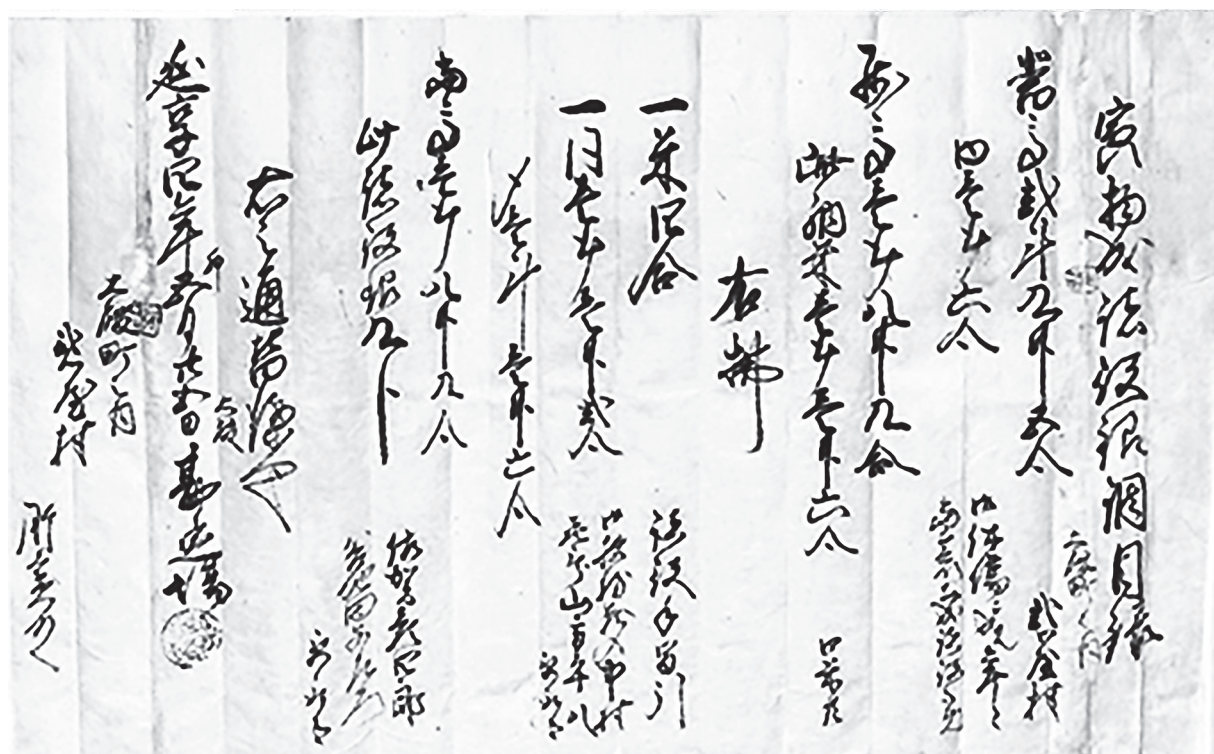
No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
115	短冊	免四ツ五分 本高之内九斗弍升三合 亥方川欠関下田畑ニ成ル 遍り目共ニ	川尻清左衛門 國安兵馬 片岡蔵人		享保4年亥9月 25日	1719	6.5 cm	以下宝永帳の記述有
116	短冊	免四ツ五分 本高之内九升九合 開 子方川欠ニ成ル 永捨り	戸嶋藤兵衛 妹尾与市衛門 黒沢万十郎		享保5年子9月 26日	1720	7.5	
117	短冊	免四ツ五分 本高之内五升弍合 開寅方川欠ニ成ル 永捨り	高橋惣兵衛 岩堀吉右衛門 佐藤半兵衛		享保7年寅9月 17日	1722	8.0	
118	短冊	免四ツ五分 本高之内弍斗五升六合 跡方田ニ成ル	豊嶋太郎兵衛 久野七之丞 丹仁右衛門		享保8年卯10 月5日	1723	12.5	
119	短冊	免四ツ五分 本高之内壺斗五升四合 開 辰方川欠ニ成ル	小松三左衛門 丹仁右衛門 戸嶋造酒		享保9年9月29 日	1724	10.5	
120	短冊	免四ツ五分 本高之内四斗七升 申方川欠ニ成ル 永 捨り	戸嶋弥太右衛門 安達 作左衛門 小泉傳内		享保13年申10 月13日	1728	7.0	
121	短冊	免四ツ五分 本高之内i壺石四斗 九升九合 開 酉方 川欠ニ成ル 永捨り	吉田清兵衛 竹内友之丞 石井徳右衛門		享保14年酉4 月27日	1729	9.0	
122	一紙	除屋舗収納地打立一 紙 跡方 石見開高之内相除候 故石見分ニ成ル	戸嶋弥太右衛門 岩堀 吉右衛門 小泉傳内 杉山直之助		享保18年丑4 月19日	1733	17.0	
123	短冊	本高之内壺斗六升六合 巳山崩石砂理り 水堀ニ成ル 永捨り	丹内藤右衛門 高久喜平治 吉川熊之丞		元文2年巳10 月15日	1737	8.0	
124	一紙	秋田郡比内大館之内 二屋村開屋敷打立一 紙	磯部久右衛門 田中市郎左衛門 粕谷彦 之丞		延享3年寅9月 28日	1746	26.0	
125	短冊	免四ツ五分成 元高之内弍斗三升三合 辰方関外荒地ニ 成ル 永捨り	妹尾六左衛門 井上傳五郎 吉川傳八		延享5年辰4月 26日	1748	8.5	

綴り③ー2 赤字「宝永帳」

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
126	短冊	免四ツ五分成 本高之内式拾三石三斗四合 秋田郡二井田村ニ而本田当高四百	泉市右衛門 瀬尾理左衛門		寛延4年未10月10日	1751	14.5cm	寛延4年10月改元→宝暦元年
127	短冊	免四ツ五分成 本高之内四斗九升壹合 本田代 開 秋田郡二井田村ニ而本田当高四百	泉市右衛門 瀬尾理左衛門		寛延4年未10月10日	1751	9.0	寛延4年10月改元→宝暦元年
128	短冊	免四ツ五分成 捨高之内壹斗壹升九合 正徳三巳年捨高之内迹ヲ起返ニ成ル	田中市郎左衛門 助川清右衛門 近藤平九郎		宝暦2年10月4日	1752	8.5	
129	一紙	秋田郡比内大館之内ニッ屋村上知開起返り打立一紙	田中市郎左衛門 助川清右衛門 近藤平九郎		宝暦2年10月4日	1752	11.5	
130	短冊	免四ツ五分成 本高之内八合 当寅ヲ石砂理 永捨り	瀬尾理左衛門 石井兵右衛門 青柳四郎左衛門		宝暦8年寅9月4日	1758	7.0	
131	短冊	元高之内八升六合 開 当寅年ヲ川欠ニ成ル捨り	小野左内 小泉七郎右衛門 小松弥八郎		宝暦8年寅9月22日	1758	7.5	
132	短冊	免四ツ五分成 元高之内壹斗貳升四合 開 当辰年ヲ荒地ニ成捨り	助川清右衛門 小泉七郎右衛門 中川弥右衛門		宝暦10年4月22日	1760	9.0	
133	短冊	元高之内壹升六合 跡ヲ田ニ成る 本畑高同所ニ而返ス 出目	瀬尾理左衛門 青柳忠右衛門 大塚内記		明和7年寅閏6月16日	1770	6.0	
134	短冊	免四ツ五分成 元高之内壹石七斗五升五合 開 去酉年ヲ川口村重右衛門	石川清治 中川平右衛門 大和田兵吉		安永7年10月15日	1778	9.5	
135	短冊	免四ツ五分成 本高之内式斗三升四合 当寅ヲ石砂埋ニ成ル 捨り	片庭久兵衛 石川孫左衛門 森田仁右衛門		天明2年10月6日	1782	10.5	佐竹丹後(義休)分頼まれ調べ
136	短冊	免四ツ五分 元高之内六斗七升三合 開 当未年ヲ荒地ニ成ルすたり	宮澤伊右衛門 大和田兵吉 國井栄吉		天明7年9月18日	1787	9.0	

綴り③ー3 赤字「宝永帳」

No.	項目	資料名・最初の文字	作者名	宛名	和暦	西暦	形態	備考
137	短冊	免四ツ五分 本高之内七斗六升六 合 開 当酉年お荒 地ニ成捨り	杉山三太郎 戸沢与右衛門 瀧澤熊吉		寛政元年10月 1日	1789	10.5 cm	佐竹石見 (義村)分 頼まれ調 べ
138	短冊	免四ツ五分 本高之内四斗七升五 合 開 当子年お石 砂埋土揚場共ニ減る ル捨り	鶴田多右衛門 大和田兵吉 岡村忠右衛門		寛政4年9月23 日	1792	14.5	石見分御 用地
139	短冊	免四ツ五分成 本捨高之内式斗三升 三合 迹より起返り成 ル	坂元吉五郎 仁平市左衛門 槇尾牧太		寛政6年11月 22日	1794	8.0	
140	短冊	免四ツ五分成 元高之内四合 開 当午年お川欠ニ成捨 り	鶴田多右衛門 皆川金蔵 小野崎清八		寛政10年9月 25日	1798	8.5	
141	短冊	免四ツ五分成 上り御蔵 分 本高之内八升八 合 開 当戌年お川 欠ニ成ル捨り	大和田忠蔵 熊谷新右衛門 平元又八		享和2年4月28 日	1802	9.0	
142	短冊	免四ツ五分成 本捨高之内七升 開 迹方起返りニ成ル打 立別紙	大和田忠蔵 熊谷新右衛門 平元又八		享和2年4月28 日	1802	9.0	別紙赤紙 有
143	短冊	免四ツ五分成 元高之内式升六合 開 当亥年お関下ニ 成すたり	関勘左衛門 内海市右衛門 次田形右衛門		享和3年4月13 日	1803	8.0	佐竹隆之 介分 義 幹(隆之 助)
144	短冊	免四ツ五分成 元高之内四升七合 開 当亥年お佐竹隆 之助分川欠ニ成ル捨 り	関勘左衛門 内海市右衛門 次田形右衛門		享和3年4月13 日	1803	9.0	佐竹隆之 介分 義 幹(隆之 助)
145	短冊	免四ツ五分成 元高之内壺斗七升七 合 開 迹方起返り田 ニ成ル出目打立	内海市右衛門 次田形右衛門		享和3年4月13 日	1803	7.5	
146	短冊	免四ツ五分成り 上り知 高之分 一紙高之内 九升三合 当丑年お 無符人屋敷畑ニ成ル	内海市右衛門 石川藤治 諸岡平蔵		文化2年6月26 日	1805	9.0	



寅物成諸役銀調目録

当高式斗九升五合

大館町之内 式ッ屋村

内壺斗六合

御休場ニ成ル 年々

当荒物成諸役御免

残高壺斗八升九合

此納米壺斗壺升六合

口米共

右拂

一、米四合

諸役手間引

一、同壺斗壺升式合

御扶持蔵入、中村

喜二郎・山方平八 受取有

ハ壺斗壺升六合

当高壺斗八升九合

此諸役銀九分

佐賀彦四郎

谷地田与左衛門 受取有

右之通皆済也

大館

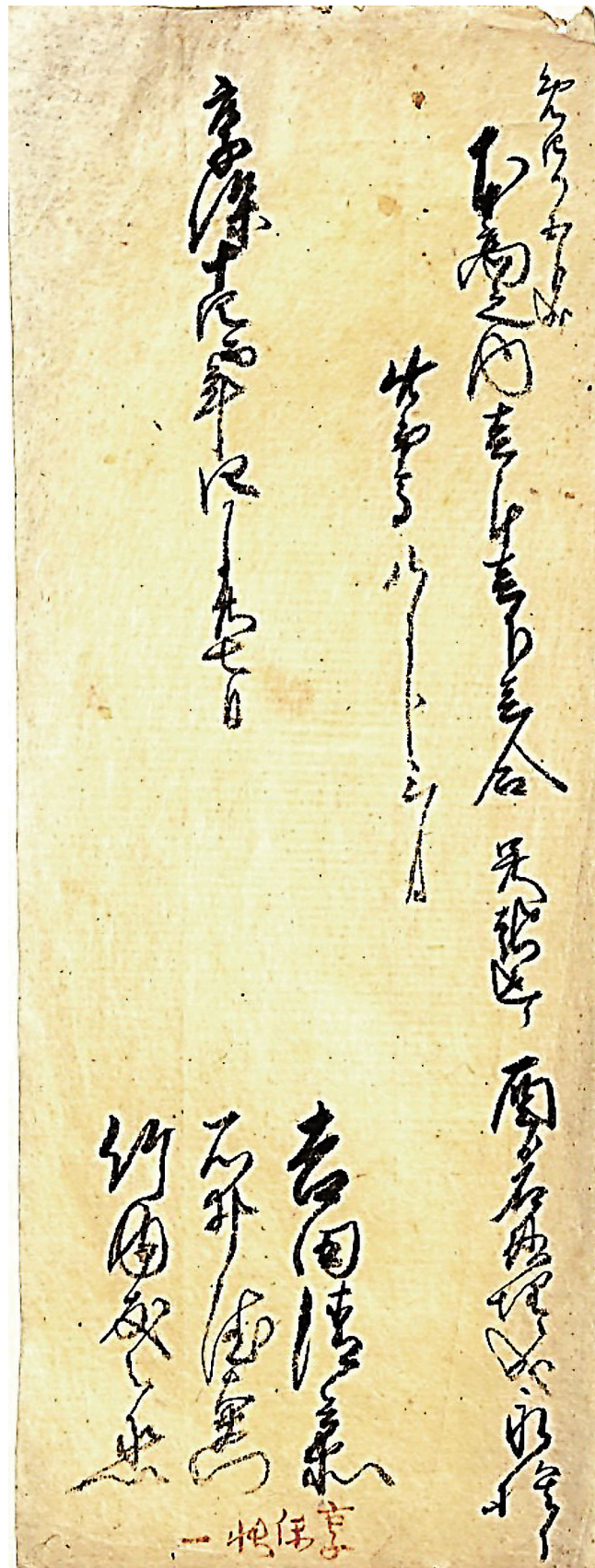
延享四年卯五月廿五日

勘定場印

大館町之内

式ッ屋村 肝煎殿

二ツ屋村相馬家 No. 103 短冊



免四ツ五歩成

本高之内壺斗壺升壺合

此当高八升三合

享保十四酉年四月廿七日

開起返り

酉方石砂埋_ニ成。永捨り

吉田清兵衛

石井徳右衛門

竹内友之丞

享保帳一

終わりに

小高根家、下遠家、二ツ屋村相馬家の三家から出た古記録、古文書のリスト作りと解説を試みた。

小高根、下遠はどちらも大館佐竹家の家来で、家中あるいは陪臣と言われた家である。よって藩主の家来である給人との違いを見ることが出来る。ここで注目すべきは、「高」を売り買いする実態である。武士が武士へ高を担保に金を借りることがあった。そしてそれには「勘定場」という役所が関与していた。

このことは家中のみで、給人には該当しないのかどうかは今のところ例が無く確認は出来ない。

一方、相馬家は農家で肝煎、地主でもあった家のため、検地帳及び、皆済目録・物成諸役銀調目録(共に納税受領書)、土地売買の証文など多く見られ、大館の貢租、土地関係などまだ解明されていないことへの重要な手がかりとなるものが多く見られた。さらにここでも先の2軒と同様、「勘定場」発給の文書が多く残されていた。

三家に共通して残された「勘定場」発給文書は今後その役割や仕組みを知る上で重要なものと思われる。少し詳しく見ると、小高根、下遠の両家のそれは概ね「御勘定場」であるのに対し相馬家のものはほとんどが「大館勘定場」となっている。「大館」が付くと「御」が付かないことになる。

ところが、冒頭紹介した「早口村高坂家文書」にも物成諸役銀調目録が文化9年から天保4年の間のものが4件ほど残っており、それを見るとすべて「御勘定場・正久丸印」になっている。同じ農家の肝煎あてに出された受領書のようなものが、微妙に違っているのはどうしてなのであろうか。

ただ当初、「大館」と付く証書であるから旧大館市内とそれに続く近隣の各村々が対照かと思っていたのだが、秋田県公文書館所蔵の資料からこの役所はもっと広い範囲に及ぶ事が分

かって来た。

実見はしていないのだが、秋田県公文書館蔵No.017「長岐文書」(現北秋田市)の資料No.長0343以下、文化年間24枚の物成諸役銀調目録(七日市、品類村)に「御勘定場」が、No.019「塙村文書」(塙は現峰浜村)資料No.塙048に弘化2年・物成諸役銀調目録1枚に「大館御勘定場」(ここでは大館と御両方付く)が作成者として記録されていた。この役所はどこにあったのか、広範囲に証書が出ていたとすれば各地に出張所のようなものが複数存在していたのか、ただ北秋田周辺以外では見ることのない名とすれば、大館独自のもので、幕府や藩とは別の役割を担っていたと考えるべきなのだろうか。

大館城の見取り図に「勘定局」という名の場所が書かれている。一般的な辞書や用語辞典には、江戸幕府の財政、農政を担当する機構役所に「勘定所」があるというが、「勘定所」「勘定局」「勘定場」にはどのような違いがあるのか、今後新たな資料の出現や、既成のものでも見直すことにより解明に近づけるのかもしれない。

少数ではあるが、三家の文書を公開することで、この分野での研究者の一助となり、大館の歴史に何かしらの進展があれば幸いである。

謝辞

紙数の都合上、今回は解説文の記載は見送ったが、北羽歴史研究会の虻川嘉久氏には解説の多くを手助けしていただき、更に同研究会の千葉克一先生にもご助言を仰いで最終確認をしていただいた。お二人には深く感謝申し上げます。

引用文献

- 石井博夫 「士族卒明細短冊について」『大館を知る雑誌 火内4号』 15-25 大館市史編さん委員会 1973
- 大館市史編さん委員会 『大館市史』第2巻 大館市 1978
- 笹嶋定治編 『大館戊辰戦史附沿革史』(復刻版) 大館戊辰戦史編纂会 1973 名著出版

達子勝蔵編 『長木郷土読本』 長木小学校
1937

達子勝蔵編 『北秋文化と人物』 北秋田地方事
務所 1950

達子勝蔵編 『増補訂正 桂城文化と人物』 大
館市文化顕彰会 1961

御勘定場の役割と家中知行についてさらに考察したい。

引用文献

- 虻川嘉久・千葉克一 二〇一九 「早口村肝煎・高坂家文書の解読を終えて(第一次報告)」『大館郷土博物館研究紀要 火内第十四号』大館郷土博物館 七四―一二〇頁
- 荒谷由季子 二〇二五 「大館郷土博物館所蔵 小高根家文書・下遠家文書・二ツ家村相馬家文書」『大館郷土博物館研究紀要 火内第九号』大館郷土博物館 一九―六四頁 (大館郷土博物館研究紀要 火内第一八・一九合併号)
- 石垣忠吉 一九七二 『郷村史略』 大館市史編纂委員会
- 田山久 一九七八 「第一章第一節 佐竹義宜の国替えと大館」『大館市史 第二巻』 大館市 一一―六頁
- 田山久 一九九二 「第三章第一節 佐竹氏の所替え」『大館の歴史』大館市教育委員会 七三―七五頁
- 半田和彦 二〇一六 『秋田藩の用語解説』 秋田文化出版
- 渡辺英夫 二〇一九 「第一章― 佐竹氏の出羽移封」『秋田藩』現代書館 一〇―一五頁

文書目録

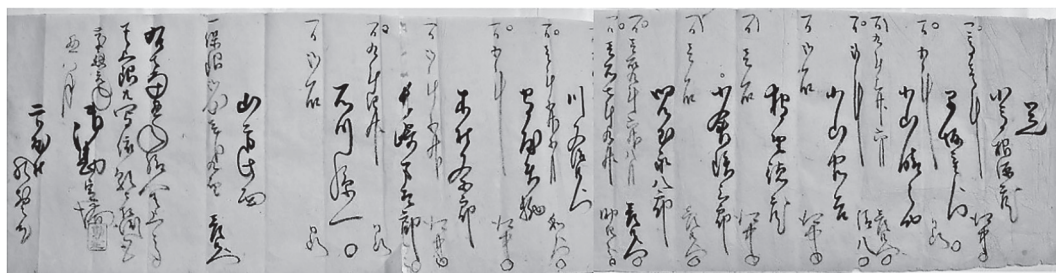
- 『高坂家文書』大館郷土博物館所蔵
- 『相馬家文書』大館郷土博物館所蔵
- 『下遠家文書』大館郷土博物館所蔵
- 『慶長十九年 小場式部大輔御判紙』大館郷土博物館所蔵
- 『延宝三年 御判紙』大館郷土博物館所蔵
- 『秋田郡比内郡村 御高調帳』秋田県公文書館所蔵

『佐竹西家御膳番所日誌』秋田県公文書館所蔵
『一郷屋舗両度の御調』佐々木兵一収集史料

五、おわりに

【史料⑬】相馬家文書

No. 6—II—71



覚

一、高老斗	小高根源蔵	郷中
一、同五斗	早坂重右衛門	同断
二、同九斗三升六合	小山晴之助	彦左衛門
一、同式斗	小山忠吉	清八
一、式石	狩野徳蔵	郷中
一、老石	小倉鉄三郎	郷中
一、老石	児玉永八郎	彦左衛門
一、老石九斗六升八合	彦左衛門	助四郎
一、老石七斗九升	川又治左衛門	和右衛門
一、老斗五升五合	守屋矢柄	郷中
一、五斗	木村又五郎	郷中
一、式斗五升	長崎万太郎	郷中
一、九斗四升	石川孫一	同断
一、式石	山方此面	同断
一、保銀式斗老分九厘	彦左衛門	
右者当丑年給人差上高・		
差上銀共写、依願被相渡一候。以上。		
慶応元年丑八月 御勘定場		
二ツ屋村 肝煎殿		

【史料⑬】は、慶応元年（一八六五）御勘定場から二ツ屋村肝煎へ発行された「覚」である。「給人差上高・差上銀共写」とあり、西家家中の小高根源蔵・早坂重右衛門・小山晴之助・小山忠吉・狩野徳蔵・小倉鉄三郎・児玉永八郎・川又治左衛門・守屋矢柄・木村又五郎・長崎万太郎・石川孫一・山方此面が二ツ屋村に知行をもっていた。

差上高（指上高）は、藩が財政難により赤字対策として給人から年貢を借り上げたもので、「借知」（知行借上）といわれた。藩は借り上げたものの、給人に返済することはほとんどなかった。藩に差上げた年貢納分は蔵分扱いとなつて藩に納められ、残りが給人の受取分となつた。収入の減により給人は困窮し、知行高を担保にした借用や知行高の貸し借りが行われたようだ。西家家中においても同様で、大館御勘定場がその調整を行っていた。

「大館御勘定場」は年貢の収納にあたり、家中知行地の状況を把握し記録していて、次のような役割を担っていたと思われる。

①自然災害（洪水等）により耕作不能になつた場合は、その耕作地の収量分を捨（すたり）高として減免、一定期間年貢を免除する休（やすみ）高とした。代わりの知行地を与えた。

②天候不順などにより収量が減少した場合、その減少分は毛引（けびき）高として控除した。

③差上高によつて家中知行地が差上地となつた場合、その代地が与えられて家中の知行を補償した。

④家中の知行高を担保とした借用や貸し借り（越高・売高など）を確認し知行高の移動を認定した。

⑤御勘定場は、家中の知行村（百姓付）の入替や移動を策定した。

大館郷土博物館が所蔵する『相馬家文書』・『下遠家文書』・『小高根家文書』には、それを裏付ける史料が残っている。次稿においては、大館

No.	発行年	西暦	標題	時期	発給者	発給先
41	宝暦 9 卯 5.3	1759	寅物成諸役銀調目録	宝暦 8	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
42	宝暦 13 未 5.21	1763	午物成諸役銀調目録	宝暦 12	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
43	宝暦 14 申 6.12	1764	未物成諸役銀調目録	宝暦 13	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
44	明和 3 戌 5.26	1766	酉物成諸役銀調目録	明和 2	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
45	明和 4 亥 6.2	1767	戌物成諸役銀調目録	明和 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
46	明和 5 子 4.20	1768	亥物成諸役銀調目録	明和 4	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
47	明和 6 丑 11.17	1769	子物成諸役銀調目録	明和 5	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
48	明和 7 寅 閏 6.8	1770	丑物成諸役銀調目録	明和 6	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
49	安永 2 巳 6.21	1773	辰物成諸役銀調目録	安永元	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
50	安永 3 午 7.2	1774	巳物成諸役銀調目録	安永 2	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
51	安永 4 未 6.22	1775	午物成諸役銀調目録	安永 3	勘定場	二ツ屋村肝煎
52	安永 9 子 9.2	1780	亥物成諸役銀調目録	安永 8	勘定場	二ツ屋村肝煎
53	天明元丑 6.3	1781	子物成諸役銀調目録	安永 9	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
54	天明 3 卯 5.3	1783	寅物成諸役銀調目録	天明 2	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
55	天明 4 辰 12.20	1784	去卯物成諸役銀調目録	天明 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
56	天明 5 巳 6.14	1785	去辰物成諸役銀調目録	天明 4	大館勘定場	二ツ屋村肝煎

【史料⑫】佐竹西家御膳番所日誌

秋田県公文書館所蔵 資料番号 A O 1 3 1 2 1 5 5 4 1 6

「明治元年十一月〜明治二年一月」（翻刻版は北羽歴史研究会編）

明治二年己巳正月二日

一、御城内夜番兵具方下遠采女、御米
蔵役渡部謙蔵、御台所助力佐藤弁治勤之
一、御上米蔵夜番御足輕忠之助、御兵具蔵
同断鶴松事。

明治二年己巳正月十一日

一、御本丸御兵蔵役平澤久米松、御金役館山
順平、御台所助力築豊吉。

大館城内に「御米蔵」・「御金役」、また三ノ丸の「御上米蔵」が確認で
きる。

* 『一郷屋舗両度の御調』（佐々木兵一収集史料）に、
三ノ丸横小路北側「御蔵屋敷」

穴門下西の方「御蔵」

* 『大館の歴史』（田山、一九九二）に、

嘉永二年（一八四九）本藩給人 一九一人

大館城代家中一九九人がおり、
足輕、給人、家中の多くは六〜七石程度の扶持米で、
扶持米の支給は、本藩給人は三の丸の御蔵から、
大館家中は御蔵からおこなわれた。

表2 物成諸役銀調目録と皆済目録

(NO. は、相馬家文書 6-II の史料番号)

No.	発行年	西暦	標題	時期	発給者	発給先
4	享保 8 卯 8	1723	寅年御皆済目録	享保 7	疋田太郎右衛門	二ツ屋村肝煎
5	享保 10 巳 5.14	1725	辰物成諸役銀調目録	享保 9	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
6	享保 11 午 9	1726	巳年御皆済目録	享保 10	疋田太郎右衛門	二ツ屋村肝煎
7	享保 12 未 10	1727	午年御皆済目録	享保 11	疋田太郎右衛門	二ツ屋村肝煎
8	享保 14 酉 閏 9.5	1729	申歳御皆済目録	享保 13	疋田太郎右衛門	二ツ屋村肝煎
9	享保 15 戌 8.29	1730	酉年上り地御皆済目録	享保 14	小室権之丞	二ツ屋村肝煎
10	享保 20 卯 4.20	1735	寅物成諸役銀調目録	享保 19	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
11	元文 2 巳 4.24	1737	辰物成諸役銀調目録	元文元	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
12	元文 3 午 4.19	1738	巳物成諸役銀調目録	元文 2	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
13	元文 4 未 4.21	1739	午物成諸役銀調目録	元文 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
14	元文 5 申 4.28	1740	未物成諸役銀調目録	元文 4	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
15	寛保 2 戌 4.21	1742	酉之物成諸役銀調目録	寛保元	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
16	寛保 3 亥 5.22	1743	元文三午年御皆済目録	元文 3	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
17	寛保 3 亥 5.22	1743	元文四未年御皆済目録	元文 4	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
18	寛保 3 亥 5.22	1743	元文五申年御皆済目録	元文 5	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
19	延享元子 5.21	1744	去亥物成諸役銀調目録	寛保 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
20	延享元子 5.20	1744	寛保元酉年御皆済目録	寛保元	小田内助右衛門	大館町肝煎
21	延享 2 丑 4.21	1745	子物成諸役銀調目録	延享元	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
22	延享 2 丑 5.16	1745	寛保二戌年御皆済目録	寛保 2	小田内助右衛門	大館町肝煎
23	延享 2 丑 5.16	1745	寛保三亥年御皆済目録	寛保 3	小田内助右衛門	大館町肝煎
24	延享 4 卯 5.25	1747	寅物成諸役銀調目録	延享 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
25	延享 4 卯 6	1747	子年御皆済目録	延享元	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
26	延享 4 卯 6	1747	丑年御皆済目録	?	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
27	延享 5 辰 5.29	1748	物成諸役銀調目録	?	御勘定場	二ツ屋村肝煎
29	寛延 2 巳 5.17	1749	辰之物成諸役銀調目録	延享 5	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
30	寛延 2 巳 10	1749	寅年御皆済目録	延享 3	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
31	寛延 4 未 4.17	1751	午成諸役銀調目録	寛延 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
32	宝暦 2 申 6	1752	寛延元辰年御皆済目録	寛延元	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
34	宝暦 3 酉 6	1753	午年御皆済目録	寛延 3	小田内助右衛門	二ツ屋村肝煎
35	宝暦 3 酉 6.6	1753	申物成諸役銀調目録	宝暦 2	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
36	宝暦 4 戌 6.13	1754	酉物成諸役銀調目録	宝暦 3	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
37	宝暦 5 亥 6.27	1755	未年御皆済目録	宝暦元	那珂甚左衛門	二ツ屋村肝煎
38	宝暦 6 子 4.12	1756	亥成諸役銀調目録	宝暦 5	大館勘定場	二ツ屋村肝煎
40	宝暦 7 丑 5.25	1757	子物成諸役銀調目録	宝暦 6	勘定場	二ツ屋村肝煎

【計算】

当高	39 石 2 斗 8 升	
▲	17 石 6 斗 8 升 6 合	川欠
残高	21 石 5 斗 9 升 4 合	
物成	12 石 9 斗 5 升 6 合	$21,594 \times 0.6 = 12,956$
口米	2 斗 5 升 9 合	$21,594 \times 0.012 = 259$
合	13 石 2 斗 1 升 5 合	
払		
	4 斗 3 升 1 合	諸役代銀 103 匁 2 分 2 厘 ($21,594 \times 0.478 = 10321,9$)
	2 斗 4 升	石橋六郎兵衛・辻所左衛門 受取
	12 石 5 斗 4 升 4 合	肝煎免
合	13 石 2 斗 1 升 5 合	同年大館町本田払過上

(* 諸役代銀は四七八の掛となっている)

二ツ屋村は、元文四年分として高三拾九石式斗八升の貢納を御代官(郡奉行)から割り当てられていた。「上り知」とあり、蔵分として貢納された。

「上り知(地)」については、その解釈が様々で、今のところで統一した見解がないようだ。

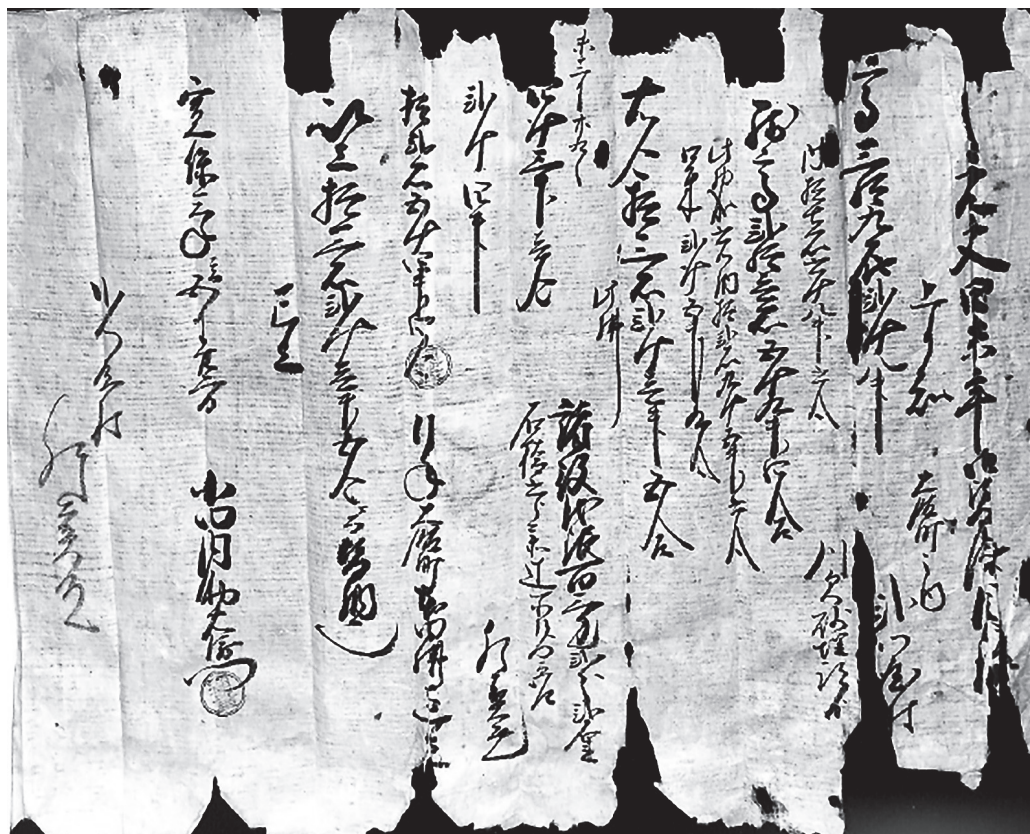
『秋田藩の用語解説』(半田、二〇一六)によると、次のような解釈があるという。①もともと給人の知行地であったものを藩が借り上げたもので、物成は藩に納められた。藩の借知制度による知行借上げ地(指上地)が「上り地」といわれた。②注進開きで成立した新田高の内、辛労免以外の高が蔵分となり、「上り御蔵分」といわれた。③藩が家臣に御判紙を通して与えた知行高の一部が種々の理由で減少した場合、藩はその全額またはその一部を代わりの土地(または高と言ってもよい)を支給して補償した制度を代知といい、代知として給人に新たに与えられた土地(高)は文書上の表現で「上り地(知)」と呼ばれた蔵分に該当する土地(高)であった。すなわち、藩から与えられた土地が上り地と呼ばれた。

いずれにしても、上り知は蔵分に該当する高で、藩が所管した。

『高坂家文書』(史料 No. 4-044-18)の毛引の史料の中では、上り御蔵入高・郡方御備高・差上高・辛労免高に分類され、『相馬家文書』でも御蔵入高(上知)・差上高・御備高の毛引目録が残っている。

(三) 御皆済目録—御代官所

【史料⑪】 相馬家文書 No. 6—II—17



元文四未年御皆済目録

上り知 大館町之内

高三拾九石貳斗八升 貳ツ屋村

内拾七石六斗八升六合 川欠砂埋跡ろ

残高貳拾壹石五斗九升四合

此物成六ッ納拾貳石九斗五升六合

口米貳斗五升九合

右合拾三石貳斗壹升五合

此拂

未十二月廿九日 諸役代銀百三匁貳分貳厘

四斗三升壹合 石橋六郎兵衛・辻所左衛門受取

貳斗四升 肝煎免

拾貳石五斗四升四合 同年大館町本田拂過上

以上拾三石貳斗壹升五合^三而皆納也

已上

寛保三年亥五月廿二日 小田内助右衛門^印

貳ツ屋村 肝煎殿

【史料⑪】は、寛保三年御代官小田内助右衛門よりニツ屋村肝煎に発行された元文四年分の「皆済目録」で、「上り知」とあり御蔵入分である。高三拾九石貳斗八升のうち川決壊による減少分拾七石六斗八升六合が差引かれ、残高は貳拾壹石五斗九升四合となり、物成十三石二斗一升五合と諸役代銀百三匁二分二厘が藩の御蔵へ納められた。石橋六郎兵衛・辻所左衛門という役人（給人）が受取っている。

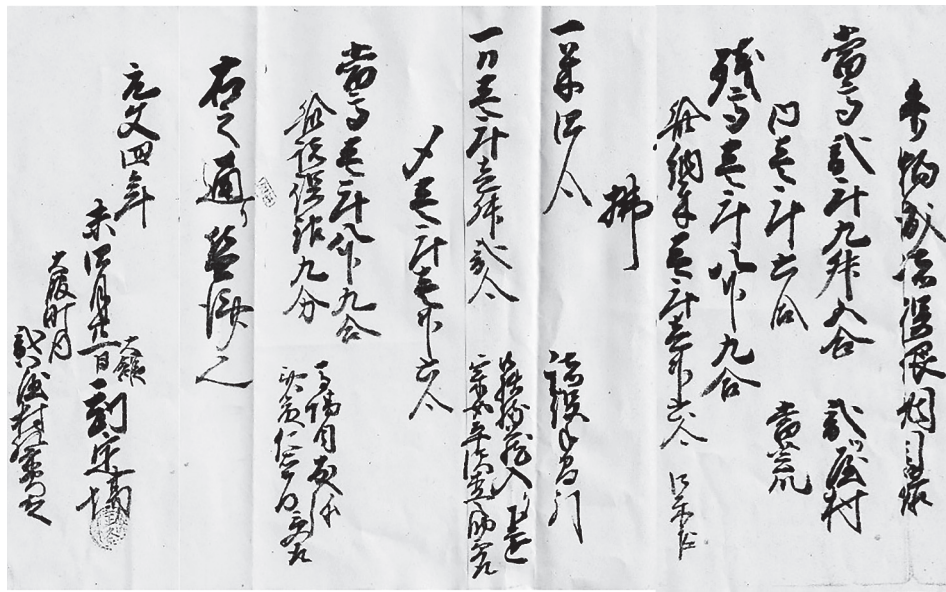
【史料⑩】は、大館勘定場より二ツ屋村肝煎に発行された皆済目録である。二ツ屋村は西家へ口米共に物成壺斗壺升六合の収納米が課せられ、そこから諸役手間と通り賄代が差し引かれて、物成九升弍合が「御扶持蔵」に、諸役銀九分が「御金役」に納められた。

午物成諸役銀調目録	
当高壺斗八升九合	二ツ屋村
此出米壺斗壺升六合	口米共ニ
拂	
一、米四合	諸役手間引
一、同弍升	通り賄代
一、同九升弍合	御扶持蔵入り、原野 清三郎・平沢直之助 受取有り
拂合壺斗壺升六合	
当高壺斗八升九合	御金役上納、山方 織部・前小屋□□八 受取有り
此諸役銀九分	
右之通皆済也	
寛延四年	大館
未四月廿一日	勘定場
二ツ屋村肝煎殿	

【計算】			
当高	1 斗 8 升 9 合		
出米（口米共）	1 斗 1 升 6 合	189×0.612＝115,668	（口米徴収を含む「612 の掛」）
諸役手間	4 合	189×0.02＝3,78	（当高×四季民役扶持米 0.02）
通り賄代	2 升		
御扶持蔵入	9 升 2 合	原野清三郎・平沢直之助	受取
払合計	1 斗 1 升 6 合		
諸役銀	9 分	189×0.478＝90,342	（小役銀の「478 の掛」）
		御金役上納、山方織部・前小屋□□八	受取

(二) 物成諸役銀調目録―御勘定場

【史料⑨】相馬家文書 No. 6―II―13



*調(ととのえ) 〓不足がないように納めたこと

午ノ物成諸役銀調目録	
当高式斗九升五合	式ツ屋村
内壹斗六合	当荒
残高壹斗八升九合	
此納米壹斗壹升六合	口米共ニ
拂	
一、米四合	諸役手間引
一、同壹斗壹升式合	御扶持蔵入リ、下遠
	采女・平沢奎之助受取
一、壹斗壹升六合	
当高壹斗八升九合	
此諸役銀九分	馬場目友弥・
	斎藤仁右衛門受取
右之通り皆済也。	
元文四年	大館
未四月廿一日	勘定場
	大館町内
	式ツ屋村肝煎殿

【計算】

当高	2 斗 9 升 5 合		
荒高	▲ 1 斗 6 合		
残高	1 斗 8 升 9 合		
出米 (口米共)	1 斗 1 升 6 合	$189 \times 0.612 = 115,668$	(口米徴収を含む「612 の掛」)
諸役手間	4 合	$189 \times 0.02 = 3,78$	(当高×四季民役扶持米 0.02)
御扶持蔵入	1 斗 1 升 2 合	下遠采女・平沢奎之助	受取
合	1 斗 1 升 6 合		
諸役銀	9 分	$189 \times 0.478 = 90,342$	(小役銀の「478 の掛」)
		馬場目友弥・斎藤仁右衛門	受取

四、物成諸役銀調目録と御皆済目録

(一) 秋田藩の貢納形態

知行地の村々が物成・諸役銀を納めるにあたって、秋田藩においては貢納基準が定められていた。

① 村請制

年貢は、農民が個別に納入するのではなく、村がまとめて給人や藩の蔵に納める「村請制」であった。

給人は複数の村々に知行を割当てられ、また、一村に複数の給人の知行割当て(相給)があるのが一般的であった。そのため、年貢をとりまとめて納入する「組代(くみだい)」が雇われ、手間賃金(組代免)が年貢から差し引かれた(あるいは支払われた)。年貢が皆納されると「皆済目録(領収書)」が、それぞれの給人や藩より村に交付された。

② 当高

「高(たか)」は分米、草高ともいわれ、貢租米量のこと、高に「免/定免六」を乗じると「当高」が算出された。当高は「免」という様々な条件を加味した係数で修正された確定貢納米高で、米摺り歩合〇・六を掛けると「物成(玄米)」となる。当高はあらゆる割当ての基準に用いられていた。

③ 黒印御定書

黒印御定書は藩主から村々に交付された命令書で、貢租の基本的原則が書かれていた。冒頭にその村の高・免・当高が記され、物成・諸役の収納、貢租の心得、生活態度などの項目からなっていた。

④ 物成

黒印御定書第一項に「六ツ成高百石に付物成六拾石」とあって、当高×〇・六で求められた。当高一〇〇石であれば六〇石が物成となる。

黒印御定書第三項に「口米」の規定があり、年貢の附加米として「物

成六〇石に付、口米一石二斗を徴収する」とあり、六〇石十一石二斗で、納めるべき米は六一石二斗となる。そこで、当高×〇・六一二で「六一二の掛」といわれた。

黒印御定書第七項に、当高一〇〇石に付、百姓二〇〇人を動員することができるといふのがあり、その場合、一人一日に付米一升を支給せよ、となっており、二〇〇人×一升＝二石を支給することになる。そこで、「この二石は百姓が出動した時に、戻る米だから、最初から出さなくてもよいではないか」となって、六〇石(物成)十一石二斗(口米)＝二石(四季民役)＝五九石二斗となる。当高×〇・五九二すなわち「五九二の掛」とした。

* 口米(こうまい・くちまい)は、物成の付加貢租。もともとは、大身代官へ与えられた藩からの手数料が形をかえたようだ。

⑤ 諸役・小役銀

小役銀は、『黒印御定書』に規定された諸役が、労働力の提供から銀(貨幣)納めとなったもので、給分の場合は「小役銀」といい、当高一〇石に付「四七匁八分」が課税された(「四七八の掛」)。蔵入の場合は「郷役銀」と呼ばれ、当高一〇石に付「三八匁」が課せられた。

* 元禄十四年には夫役も廃止し、「五斗米」という米納となる。

* 文銀(ぶんぎん)は、元文元年に幕府が鑄造した「文」を入れた銀貨(元文丁銀)。以前の銀一〇〇匁に対して文銀は一三五匁で一・三五倍して換算された。

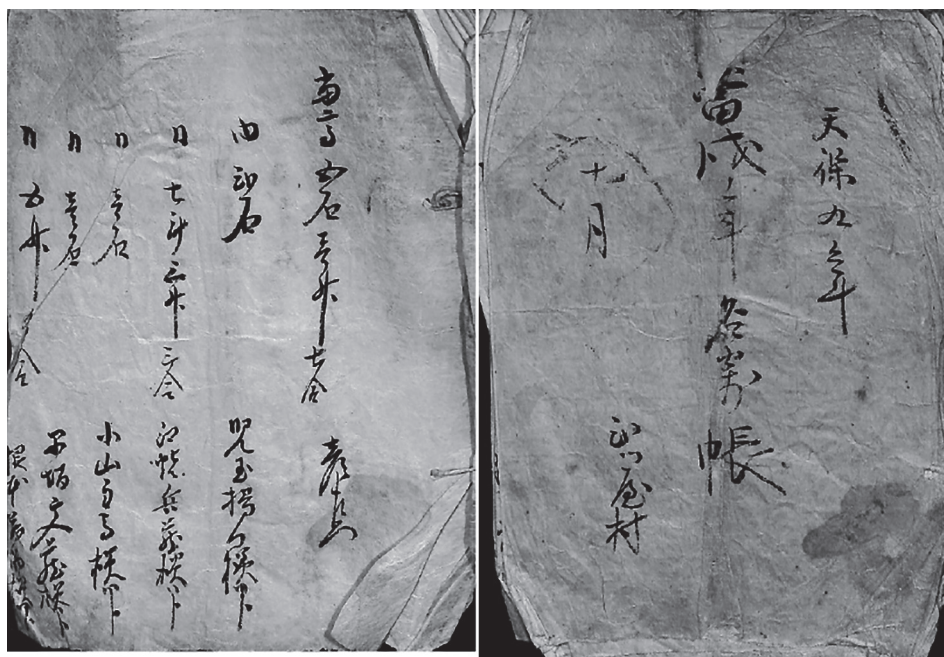
* 通常は銭で支払われていたようで、天保八年の銀を銭に換算する相場は銀一匁につき銭三百文(三百文替)だった。

耕作者	当高	貢納先	当高	残
清八	7 斗 3 升 6 合	江幡兵衛	2 斗 3 升 3 合	2 斗 3 合
		中川才記	1 斗	
		小山勝之助	2 斗	
孫太郎	1 石 4 升 5 合	児玉掃部	9 斗 2 升 6 合	1 斗 1 升 9 合
松太郎	2 石 4 斗 2 升 7 合	前小屋傳右衛門	1 石 5 斗	1 斗 1 升 4 合
		渡部利右衛門	8 斗 1 升 3 合	
惣九郎	6 石 6 斗 7 升 4 合	飯村口之丞	4 斗 3 升 2 合	1 石 4 斗 1 合
		斎藤金之助	8 斗 2 合	
		小山勝之助	9 斗 6 升 5 合	
		小林角助	5 斗	
		小倉養蔵	5 斗	
		渡部利右衛門	2 石 7 升 4 合	
甚内	6 石 8 斗 6 合	小倉養蔵	1 石 5 斗	1 石 8 升 3 升 4 合
		山方八十八	1 石	
		小山勝之助	1 石 4 斗 7 升 2 合	
伊兵衛	2 石 6 斗 4 升 9 合	渡部利右衛門	2 石 1 斗 1 升 3 合	5 斗 3 升 6 合
喜蔵	1 石 9 斗 7 合	三浦三右衛門	1 石 1 斗 6 升	6 斗 4 升 7 合
惣高合	37 石 4 斗 1 升 7 合 (37 石 4 斗 1 升 8 合か)	家中知行高	28 石 6 斗 8 升 3 合	

【史料⑧】は、名寄帳である。

「検地帳」が土地ごとに耕作者を記しているのに対して、「名寄帳」は個々の耕作者ごとに耕作地をまとめ直したもので、この文書では、耕作者ごとに貢納する先の西家家中名を記している。

児玉掃部 五石六斗六升七合
 江幡兵衛 九斗六升六合
 小山主馬 二石
 早坂文蔵 一石
 根本茂助 一斗
 三浦三右衛門 一石八斗五升二合
 守屋多吉 一石
 川又治左衛門 六斗二升七合
 小倉養蔵 三石
 小林角助 一石
 中川才記 一斗
 小山勝之助 二石六斗三升七合
 前小屋傳右衛門 一石五斗
 渡部利右衛門 五石
 飯村口之丞 四斗三升二合
 斎藤金之助 八斗二合
 山方八十八 一石
 二ツ屋村は西家の知行地で、家中十七人が、二ツ屋村から知行を得ていたことがわかる。



【史料⑧】相馬家文書 No. 6-1-19

当戌年名寄帳

天保九年 (一八三九)

十月

武ツ屋村

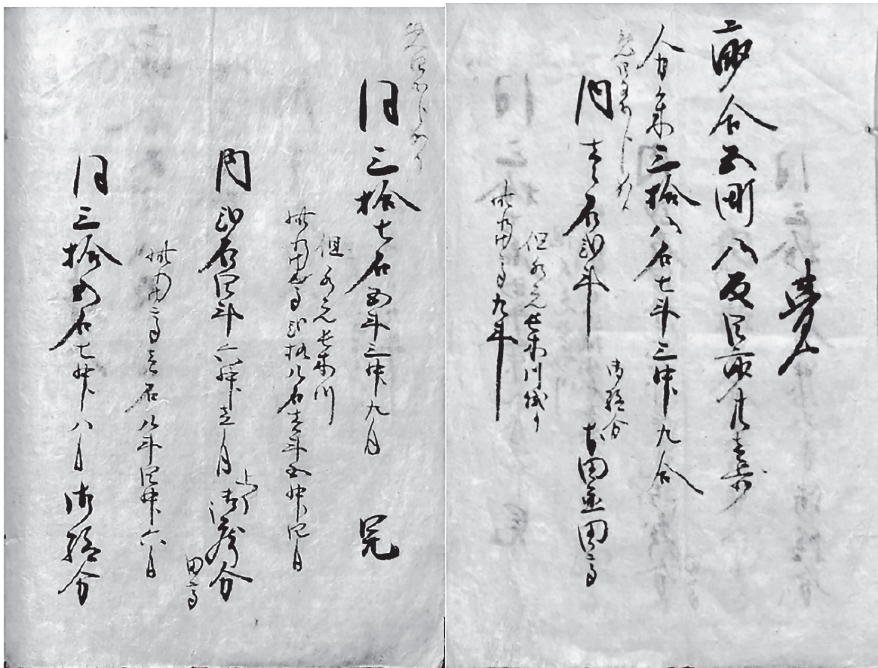
耕作者	当高	貢納先	当高	残
彦四郎	5石1升7合	児玉掃部	2石	5合
		江幡兵衛	7斗3升3合	
		小山主馬	1石	
		早坂文蔵	1石	
		根本茂助	5升9合	
		三浦三右衛門	2斗2升	
孫左衛門	2石3斗3升2合	児玉掃部	1石2斗4升1合	6升5合
		小山主馬	1石	
		三浦三右衛門	2升6合	
和右衛門	3石4斗8升	児玉掃部	5斗	1石7斗5升4合
		守屋多吉	1石	
		根本茂助	4升1合	
		三浦三右衛門	1斗8升5合	
助四郎	1石7斗9升9合	児玉掃部	1石	7斗9升9合
吉太郎	2斗5升	三浦三右衛門	1斗2升8合	1斗2升2合
七助	2石2斗9升6合	川又治左衛門	6斗2升7合	3升6合
		小倉養蔵	1石	
		小林角助	5斗	
		三浦三右衛門	1斗3升3合	

(二) ニツ屋村

【史料⑦】相馬家文書 No. 6—I-15

上 大館町枝郷 式ツ屋村

文政二年（一八一九）九月



畝合 5 町 8 反 4 畝 21 歩		
分米 38 石 7 斗 3 升 9 合	免 4 ッ 5 歩御給分 本田並 1 石 2 斗 当高 9 斗 (1, 2×4. 5÷6)	
	免 4 ッ 5 歩 開 37 石 5 斗 3 升 9 合 当高 28 石 1 斗 5 升 4 合 (37, 539×0. 45÷6)	上り御蔵分 2 石 4 斗 6 升 1 合 当高 1 石 8 斗 4 升 6 合 (2, 461×4. 5÷6)
		御給分 35 石 7 升 8 合 当高 26 石 3 斗 8 合 (35, 078×4. 5÷6)

【史料⑦】は、ニツ屋村から西家に提出された覚である。それによれば、

耕作面積は五町八反四畝二一歩

分米（粃高）は三八石七斗三升九合

内訳 本田並の当高 九斗

開の当高 二八石一斗五升四合

開の内訳は、

上り御蔵分当高 一石八斗四升六合

御給分当高 二六石三斗八合

となっている。

ニツ屋村は、新田開発によって耕作地が拡大し当高が増え、その多くは西家家中に振り分けられている。

また、右のような「張り紙」がなされていた。

内壱石八斗四升六合	御蔵分
同式拾六石四斗三升四合	御城分
同四斗三升九合	石付

一石八斗四升六合が御蔵分

二六石四斗三升四合が御城分

四斗三升九合が石付

*御蔵分は藩への貢納分、

御城分は西家への貢納分、

石付は不明。

表1 西家・大館町・二ツ屋村の知行高の推移

(史料・文献等から佐竹西家・大館町・二ツ屋村の高の一覧を作成した。)

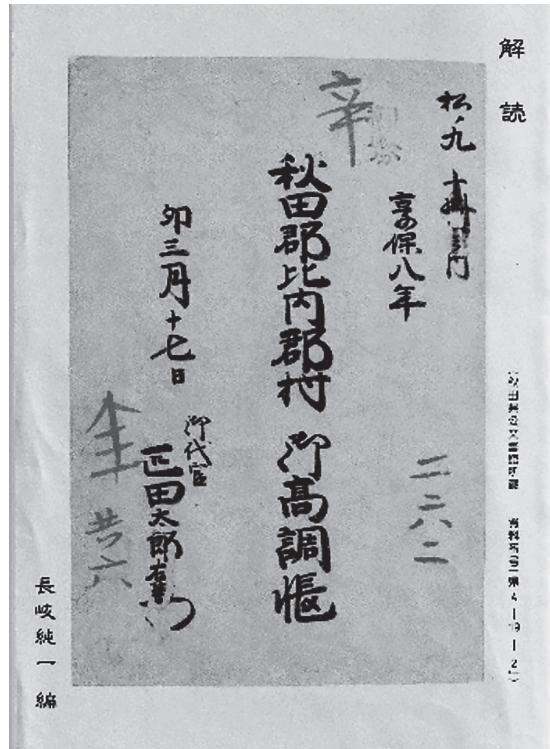
年代	佐竹西家	大館町 当高	二ツ屋村	文献
慶長19年 (1614)	4,000石	2,329石3斗1升1合 大館城廻		御判紙
延宝3年 (1675)	13,000石	本田1,698石3斗8升7合 開 2,227石2斗4升2合 合 3,925石6斗2升9合		御判紙
延宝6年 (1678)	6,779石6斗1升1合 本田3,201石7斗3升8合 新田3,577石8斗7升3合			沿革史 (大館市史)
貞享元年 (1684)	8,763石7斗 本田5,492石4斗 新田3,271石3斗			沿革史 (大館市史)
元禄7年 (1694)	13,000石 本田5,008石4斗4升2合 新田7,991石5斗5升8合			前小屋舎 人分限帳 (北鹿新聞)
元禄10年 (1697)	9,000石 (末期養子により減捧)	3,082石 本田1,658石 新田1,423石		大館佐竹 文書 (半田和彦)
享保8年 (1723)		本田1,144石9斗2升5合 新田1,879石7斗8升5合 計 3,124石7斗1升	当高 21石5升5合 御蔵皆済	御高調帳
寛政6年 (1794)	12,908石8斗1升2合			沿革史 (大館市史)
寛政6年 (1794)		1,146石1斗1升 蔵分1,133石3斗5升6合 (99%)		六郷惣高 村附帳 (半田和彦)
寛政12年 (1800)		2,616石8斗		郷村史略
安政4年 (1857)		2,106石7斗8合	36石4斗6升 8合	郷村史略

三、大館町と支郷二ツ屋村

(一) 知行地の推移

【史料⑥】秋田郡比内郡村 御高調帳

秋田県公文書館所蔵 資料番号 A-19-2



享保八年 (一七二三)

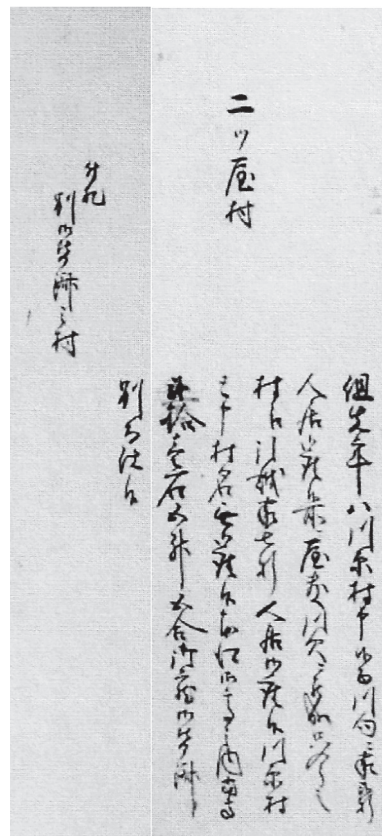
御代官 正田太郎右衛門

(翻刻版は長岐純一編)

『御代官帳』は、秋田藩家老今宮大学の指示により、秋田六郡に派遣されていた代官 (郡方吟味役) が郡境と郷村を調査したもので、各地の代官から藩に十三冊が提出されている。比内地方は正田太郎右衛門が調査し作成提出した。(秋田県公文書館の現有は七冊である。)

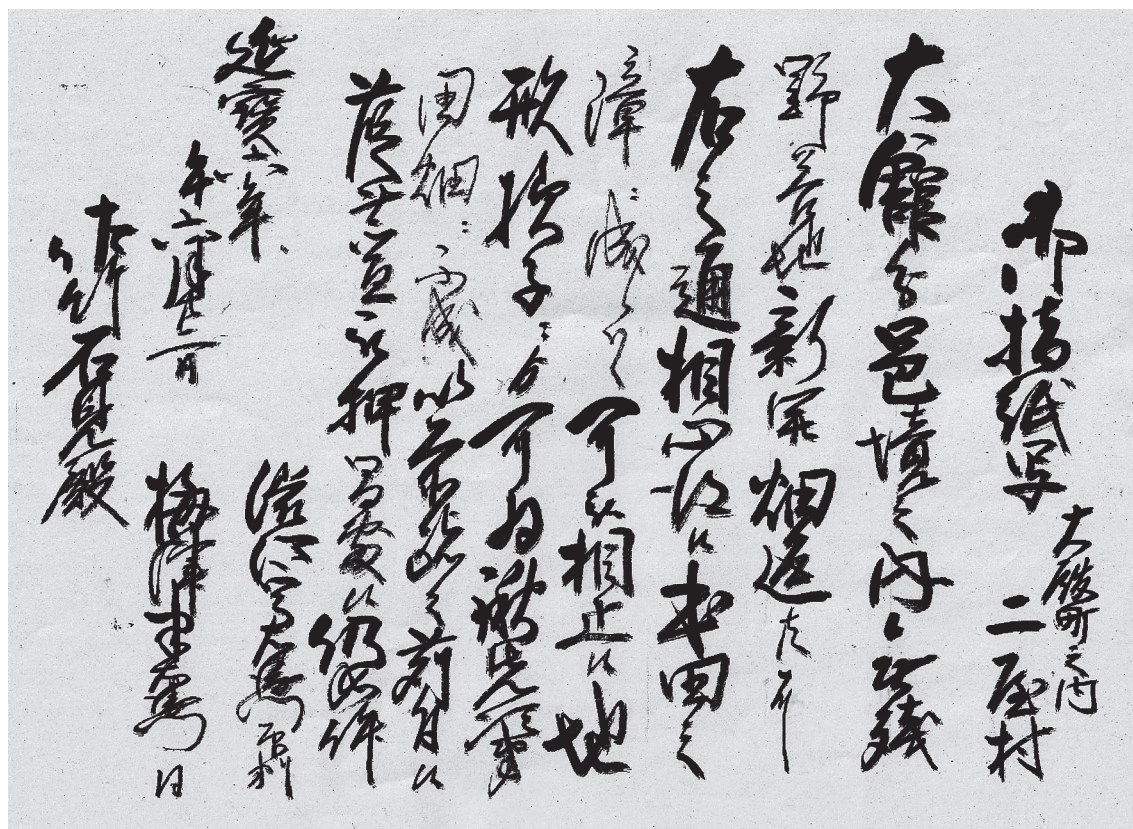
『秋田郡比内郡村 御高調帳』によると、大館町は、

本田当高合 一、二四四石九斗二升五合
新田当高合 一、八七九石七斗八升五合
当高合 三、一二四石七斗一升
で、新田の割合が六〇%を占めている。
また、大館町支郷二ツ屋村は、「別御皆済之村」とあり、本村とは別(わけて)物成を納めた村と記されている。



二ツ屋村

但、先年ハ川原村申候而川向ニ家弐軒
人居御座候所ニ屋敷川欠ニ罷成、只今之
村江引越、家七軒人居御座候。川原村
与申村名無御座候。本郷御高之内当高
弐拾壹石五升五合御蔵御皆済。
別而仕候。
付札
別御皆済之村



御指紙写 大館町之内

二ツ屋村

大館分邑境之内無残

野谷地新開・畑返共に。

右之通相心得候。本田之

障^ニ成候ハ、可被相止候。地

形様子^ニ可為鉋先次第、

田畑^ニ不成以前跡々蒔付候

葦萱、被押間敷候。仍、如件。

涉江宇右衛門 印判

延宝六年 梅津半右衛門 同

午六月廿二日

佐竹石見殿

【史料⑤】は、延宝六年（二六七八）、秋田藩家老涉江・梅津から佐竹石見（西家三代義房か）に発行された二ツ屋村の新田開発を許可する「御指紙」の写しである。

①開発地は大館町之内二ツ屋村。

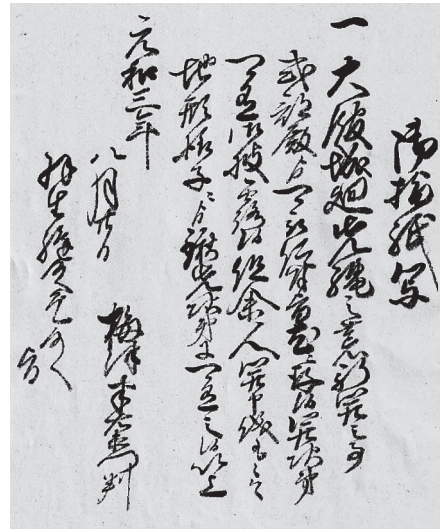
②野谷地（未開発地）の新田開発と、畑返り（荒廃した旧畑の再開発）を行う。

③既に開田している本田の障害になるのであれば、開発を中止。

④鉋先次第、地形の許す限りどこまでも開発可能。

⑤以前から農民が利用していたヨシ・カヤがあれば、これを妨害してはならない。

【史料③】 相馬家文書 No. 6―II―3



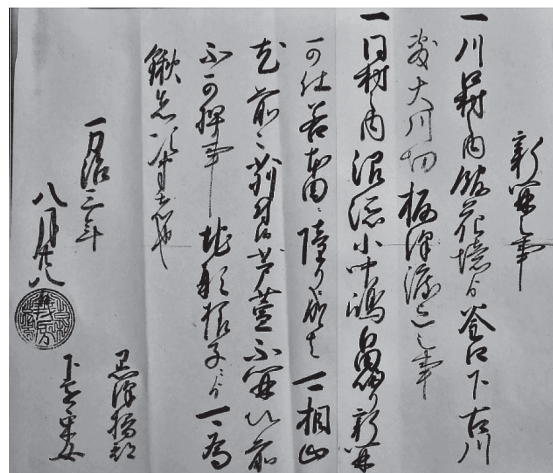
御指紙写

一、大館城廻先縄之荒新開之事、
式部殿方可被仰付旨、尤ニ存候。開次第
可有御披露候。但、余人開申儀も候ハ、
地形様子ニテ鉾先次第に可有之候。以上。
元和三年

八月廿日
羽生縫殿丞殿 旨
梅津半右衛門 判

【史料③】は、元和三年（一六一七）藩家老梅津半衛門より羽生縫殿丞へ発行された御指紙の写しである。羽生縫殿丞は西家中（陪臣）だが、小場義成よりの「旨」として、許可を与えたようだ。

【史料④】 下遠家文書 No. 3―1



新開之事

一、川口村之内、館花境方釜口下古川
敷大川切板沢渡迄之事。
一、同村之内、沼添小中嶋島帰り新開
可仕。若、本田ニ障リニ成候者、可相止。
尤、前々茹付候芦・萱、不開以前
不可押事。地形様子ニテ可為
鉾先次第者也。

黒沢掃部
下遠采女
万治三年
八月廿八日 義房（黒印）

【史料④】は、万治三年（一六六〇）西家三代義房から家中黒沢・下遠へ発行された「新開之事」と書かれた指紙である。家中は西家より新田開発の許可が与えられていた。

同 式拾壺石八斗五升八合	同 大堤村
同 百式拾石五斗六升四合	同 白沢村之内
同 七百拾九石四升	同 鷹巣村
同 四拾九石五升五合	同 岩瀬村之内
同 八拾五石壺斗八升六合	同 腰山村
同 八石三斗三升八合	同 山田村之内
同 八斗式升壺合	同 長内沢村之内
同 式石四斗式升三合	同 外川原村之内
同 四石七斗式升五合	同 十狐村之内

延宝三年十一月廿八日

佐竹石見殿

*床岩村||山本郡常盤村

*道待沢村||長坂村

*志戸橋村||山本郡

*八幡館村||北秋田八幡台村か

*〇〇村之内とあって、ひとつの村には複数の給人が知行地を宛がわれていた。

【史料②】は、延宝三年(一六七五)の御判紙では知行高一万三千石となり、慶長十九年の四千石から大幅に増えた。知行村も大館城周辺の九村から、秋田郡三十五村・山本郡二村へと拡大した。

西家知行高は、一三、〇〇〇石四斗五升で、その内訳は本田が五、〇八石八斗九升二合、開が七、九九一石五斗五升八合。

大館町における西家知行高は三、九二五石六斗二升九合で、本田一、六九八石三斗八升七合、開は二、二七石二斗四升二合。

知行高は新田開発によって増大した。

*本田は、先竿・中竿・後竿と三回実施された総検地の後竿までの田地をいい、その後に開発された田地は開(新田)という。

常陸から移ってきた家臣たちには、藩より知行地が宛がわれたが、それは常陸時代より大幅に減封されたものであった。そのため、家臣たちは積極的に新田開発をおこなった。開発した田畑の高は本人の知行高に繰り入れられた。「高結び」という。高が増えると新たな御判紙が発給された(御判紙書替)。

なお、新田開発には、指紙開と注進開があった。

①指紙開

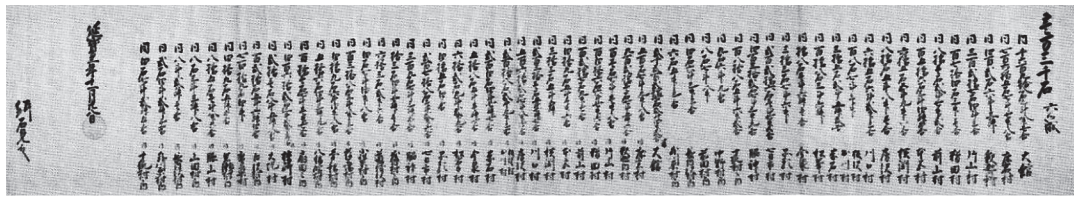
新田開発は申請に基づく許可制で、「指紙」という許可証が発給された。十七世紀の後半までおこなわれた。これによる新田開発は「指紙開」といい、開発した給人の高に繰り入れられた。

②注進開

その後、藩は武士以外の村の有力農民や町人にも開発の許可を与えた。開発費用を農民自身が負担して新田開発を行うと、開発高の三分の一が開発者に辛労免として与えられた。残りは蔵入地となった。

(二) 新田開発と高結び

【史料②】延宝三年 御判紙（大館郷土博物館所蔵）



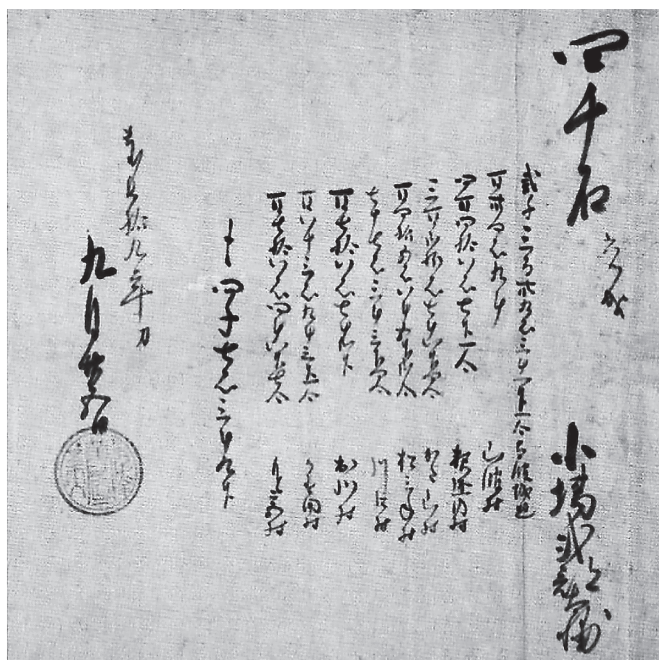
壹万三千石 六ツ成	
内 千六百九拾八石三斗八升七合	大館
同 七百六拾五石七斗七升八合	床岩村
同 四百貳石六斗三升	釈迦内村
同 三百貳拾七石四斗三合	片山村
同 百七拾四石三升壹合	粕田村
同 八拾壹石貳斗七升貳合	前山村
同 百五拾六石三斗四升五合	本宮村
同 六拾五石五斗九升八合	横渚村
同 八拾石五斗八升壹合	房沢村
同 六拾五石六斗貳升三合	川口村
同 百八石七斗壹升	板沢村・出川村
同 三拾五石貳斗五升貳合	赤石村
同 百拾八石三斗六升	松峯村
同 拾八石壹斗六升壹合	今泉村
同 三拾三石七斗六升	品類村
同 貳百貳拾六石壹斗七升五合	七日市村
同 四百三拾貳石七斗三升九合	脇神村
同 百八拾八石五斗六升貳合	十狐村之内
同 九石六斗九合	中野村之内
同 八石七斗八升	前田村之内
同 四石六斗三升三合	長内沢村之内
同 六石五升三合	外川原村之内

同 貳千貳百貳拾七石貳斗四升貳合	開 大館
同 五百石七斗九升八合	同 床岩村
同 九百貳拾壹石七斗五升六合	同 釈迦内村
同 百壹石七斗壹升八合	同 片山村
同 百四拾六石六斗七升六合	同 粕田村
同 百貳拾七石九升七合	同 前山村
同 四拾九石五斗壹升六合	同 本宮村
同 三拾三石五斗五升	同 横渚村
同 貳百三拾壹石五斗七升七合	同 川口村
同 五百六拾貳石七斗八升四合	同 房沢村
同 貳百拾八石貳斗九升三合	同 板沢村・出川村
同 貳百四十四斗七升七合	同 赤石村
同 五拾八石五斗壹升七合	同 今泉村
同 六拾貳石九斗貳升九合	同 松峯村
同 四拾五石四合	同 品類村
同 貳百七拾八石壹斗貳升六合	同 七日市村
同 三百九石七斗三升五合	同 脇神村
同 拾三石四斗七升壹合	同 茂内村之内
同 六拾三石貳升六合	同 道待沢村
同 四石七斗四升八合	同 小繫村之内
同 百三拾八石三斗八升三合	同 荷上場村之内
同 四拾九石六斗四升八合	同 志戸橋村之内
同 五拾六石四斗三升九石	同 八幡館村之内
同 百拾壹石七斗壹升七合	同 扇田村之内
同 四百六拾貳石三斗貳升壹合	同 櫃崎村

二、西家の知行地

(一) 御判紙

【史料①】慶長十九年 御判紙（大館郷土博物館所蔵）



【史料①】は、初代大館城代小場義成（式部大輔）が、慶長十九年（一六一四）に藩主佐竹義宣公より授けられた「御判紙」である。北比内の七村と南比内の二村が宛がわれており、知行地は大館城廻（大館）近辺に集中している。

大館郷土博物館の展示説明文に「当初は五千石格を賜い、小繋より上は勝手次第に処置すべしとあるが、領内の高不足で慶長十九年九月に四千石となったと伝えられている。」とある。

四千石 六ツ成

小場式部大輔

貳千三百貳九石三斗一升一合

大館城廻

百貳四石九斗

山館村

四百四拾八石七升一合

釈迦内村

三百貳拾石七斗八升四合

かた山村

百六拾五石八斗五升貳合

松ミネ村

七十七石三斗三升四合

川口村

百七拾八石七斗貳升

出川村

百八十三石九斗三升一合

可春田村

百七拾八石四斗八升七合

もと宮村

ノ 四千七石三斗九升

慶長拾九年丁（寅）

九月廿五日



*六ツ成＝当高

*御判紙は秋田藩の御金蔵から、発給された。

*総知行高と内訳（村名と知行高）が記載されている。

*藩主の黒印が押されている。

*知行高に変動があれば、その都度発行された。

*御判紙は、家臣にとって財産権利書のようなもので、大切に保管された。

一、はじめに

大館郷土博物館研究紀要『火内』第十四号の報告(蛇川・千葉、二〇一九)では、『早口村肝煎・高坂家文書』の解説を終えて(第一次報告)と題して、秋田藩田租法がどのように運用されていたかを考察した。「高坂家文書」は、早口村坂地(現大館市)の肝煎をつとめた高坂家が保有していた証文・書付などで、九六四枚に及び、享保から慶応年間までの地方文書である。とりわけ、寛延から元治までの給人が農民に発給した皆済目録・皆済手形が一五九枚とまとまっており、「給分」に関する貢納の実態を知ることができた。

この度、大館郷土博物館に寄贈された「二ツ屋村 相馬家文書」は、およそ一七九項目に及び、大館佐竹西家(以下、西家と記す)の知行形態や長木地域の村落の交渉・動向を知ることができる文書類である。

二ツ屋村は、江戸期大館町の支郷で、『郷村史略』(石垣、一九七二)には「支郷二ツ屋村、高三十六石四斗六升八合、家八戸、人三十九口、馬十一頭」とある。

「相馬家文書」は、二ツ屋村の肝煎をつとめた相馬家が保存していた文書類である。「相馬家文書」については、大館郷土博物館学芸員の荒谷由季子氏により目録が作成されており(荒谷、二〇二五)、その解題を参照して頂きたい。

本稿では、二ツ屋村の貢納実態を検証し、その中で西家家中(陪臣)の知行形態や、西家の家政機関と思われる御勘定場の解明を目的とする。

なお、本稿を進めるにあたって、参考までに秋田藩における知行の特徴をまとめてみた。

①「所預」と「直臣」・「陪臣」

慶長七年、佐竹氏は常陸から秋田へと国替えとなった。その際、一部の旧領主の家臣や農民による一揆が勃発し、不穏な情勢下にあった。

秋田領内支配のため旧領主の城下や重要地域に、佐竹氏一門や重臣を「城代・所預」として配置した(渡辺、二〇一九)。十二所塩谷・大館小場(西家)・桧山多賀谷・角館北家・横手戸村・湯沢南家・院内大山の七家は、藩主から支配地を宛がわれ、赴任地の治安維持や知行地の年貢の収納等を担当した。この所預の家臣団は家中・家人といい、「陪臣」身分であった。

一方で、本藩から各地に派遣された佐竹氏の直属の家臣がおり「組下給人」と称され、その地域の治安維持・軍事などを担当した。彼らは、軍事上は所預の管轄下にあったものの、所預と同等の本藩の「直臣」身分であった。

本藩派遣の組下給人(直臣)と、所預の家中(陪臣)が、その地域の治安・民政・年貢の収納等を分担し担当した。

②武士の給料は年貢米で受け取った

秋田藩においては、家臣の知行高(給料)は、知行地の農民から直接年貢(米)を受取る仕組みになっていた。この仕組みを「地方知行(じかたちぎよう)」という。家臣には藩の御金蔵から、知行総高と、その内訳の村々の貢納高が書かれた「御判紙」が交付された。「給人」は、藩が定めた給与分だけ受け取れるが、個々の農民や田畑を直接支配するものではなかった。

③村は給人と藩にそれぞれ年貢を納めた

年貢の収納先には、個々の給人に納める「給分」と、藩に納める「蔵分」があった。給分は個々の給人の知行(給料)であり、蔵分は藩財政を支え、諸経費や藩政の運営にあてられた。秋田藩の蔵分と給分の割合はおおよそ蔵分が三割、給分が七割といわれている。

「蔵分」は藩が任命した蔵入地代官や所預などが所管し、「給分」はそれぞれの給人が個別に掌握していた。

大館佐竹西家の知行形態の考察 (一) —「二ツ屋村相馬家文書」から—

虻川嘉久^{1*}

¹ 北羽歴史研究会

* T0170881 秋田県大館市字長木川南十五ー一

要旨

本稿では、「二ツ屋村肝煎相馬家文書」を用いて、大館佐竹西家の御勘定場から発行された「物成諸役銀調目録」と、御代官所から発行された「皆済目録」を検証した。その結果、西家家中（陪臣）の知行形態と西家の御勘定場の詳細が明らかになった。

慶長十五年（一六一〇）、小場義成は大館に入城した。小場家、後の大館佐竹西家（以下「西家」と記す）は、「城代」として秋田郡北部地域の治安維持や知行地の管理などを命じられた。西家の家臣団である家中（陪臣）と本藩から派遣された組下給人（直臣）が分担して、その任に当たった。

西家は新田開発によって知行地（高）を拡大し、とりわけ、西家の知行地は大館地域に集中した。村々は、西家（家中）をはじめ、給分（組下給人）・蔵分（本藩）へそれぞれ年貢を納めた。「給分」について個々の給人が、「蔵分」は本藩派遣の代官（郡奉行）が管轄し、西家の知行分は、「御勘定場」が担当した。

キーワード… 地方知行制・村請制・給分・蔵分・組下給人（直臣）・家中（陪臣）・物成諸役銀調目録・皆済目録・御勘定場・御代官所

凡例

- ・ 解説筆写においては、旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名は平仮名に改めた。
- ・ 合字「㍿（より）」はそのまま使用、「メ（して）」はシテと表記した。
- ・ 助詞の者（は）・江（へ）・ニ（に）・而（て）・与（と）は、小字とした。
- ・ 破損箇所は「」で、解説不能な文字は□で表記した。誤字・脱字は、その右脇に（ママ）と入れた。
- ・ 句読点「、」「。」「・」を入れた。

大館郷土博物館研究紀要 火 内

第 19 号

2025 (令和 7 年) 3 月 31 日発行 (オンライン)

編 集 大館郷土博物館
発 行 大館郷土博物館
〒017-0012
秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森 1 番地
TEL 0186-43-7133 FAX 0186-48-2512
Email kyodokn@city.odate.lg.jp

大館郷土博物館研究紀要 火 内

第 18・19 号

2025 (令和 7 年) 3 月 31 日発行

編 集	大館郷土博物館
発 行	大館郷土博物館 〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森 1 番地 TEL 0186-43-7133 FAX 0186-48-2512 Email kyodokn@city.odate.lg.jp
印 刷	有限会社さとう印刷工業 〒017-0842 秋田県大館市字馬喰町 37 TEL 0186-43-3170 FAX 0186-57-8024

